

11月6日(火)

出席委員

委員長 鈴木 博 君
副委員長 塚本 よしひろ 君
同 のだて 稔 史 君
委員 おくの 晋 治 君
同 新 妻 さえ子 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 田 中 さやか 君
同 芹 澤 裕次郎 君
同 松永 よしひろ 君
同 石 田 ちひろ 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 横 山 由香理 君
同 高 橋 伸 明 君
同 中 塚 亮 君
同 安 藤 たい作 君
同 須 貝 行 宏 君

委員 高 橋 しんじ 君
同 この 孝 子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡 部 茂 君
同 木 村 けんご 君
同 石 田 しんご 君
同 飯 沼 雅 子 君
同 南 恵 子 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 藤 原 正 則 君
同 たけうち 忍 君
同 若 林 ひろき 君
同 伊 藤 昌 宏 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 大 沢 真 一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

松 澤 利 行 君

出席説明員

区 長
濱野 健 君

副 区 長
桑村 正 敏 君

副 区 長
中川原 史 恵 君

企 画 部 長
中山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏原 敦 君

企画部計画担当課長
大野 理 君

企画部財政課長
品川 義 輝 君

企画部施設整備課長
小林 道 夫 君

企画部広報広聴課長
中元 康 子 君

企画部報道・プロモーション担当課長
木村 浩 一 君

企画部情報推進課長
山本 浩 一 君

総 務 部 長
榎本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱
米田 博 君

総務部人権啓発課長
島袋 裕 子 君

総務部人事課長
黒田 肇 暢 君

総務部経理課長
立木 征 泰 君

総務部税務課長
伊東 義 明 君

地域振興部長
堀越 明 君

参 事
地域振興部地域活動課長事務取扱
伊崎 みゆき 君

地域振興部協働・国際担当課長
遠藤 孝 一 君

地域振興部生活安全担当課長
菅 雅由樹 君

地域振興部戸籍住民課長
提坂 義 文 君

地域振興部商業・ものづくり課長
山崎 修 二 君

文化スポーツ振興部長
安藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
立川 正 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池田 剛 君

文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック準備課長
辻 亜 紀 君

子ども未来部長
福島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
高 山 崇 君

福祉部障害者福祉課長
松 山 香 里 君

都市環境部都市計画課長
鈴 木 和 彦 君

都市環境部住宅課長
森 一 生 君

防災まちづくり部長
藤 田 修 一 君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）
曾 田 健 史 君

防災まちづくり部公園課長
溝 口 雅 之 君

防災まちづくり部河川下水道課長
持 田 智 彦 君

防災まちづくり部防災課長
古 卷 祐 介 君

防災まちづくり部災害対策担当課長
富 澤 広 友 君

会計管理者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長
有 馬 勝 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

選挙管理委員会事務局長
秋 山 徹 君

監査委員事務局長
小 川 陽 子 君

区議会事務局長
久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○鈴木（博）委員長　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、平成29年度品川区一般会計歳入歳出決算および平成29年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち第2款総務費および災害復旧特別会計歳入歳出決算でございます、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○齋藤会計管理者　おはようございます。本日もよろしくお申し上げます。

それでは、一般会計の歳出第2款総務費をご説明申し上げます。事項別明細書94ページ、表の下をご覧ください。成果報告書は114ページでございます。

第2款総務費は、表側左から6行目、計の下、予算現額214億1,875万4,950円、3行右、支出済額は199億3,302万725円で、執行率は93.1%、支出済額の対前年度比は21億5,519万4,884円、9.8%の減で、減の主なもの、財政調整基金積立金に係る支出であります。

1枚おめくりいただきまして、1項総務管理費の支出済額は107億9,984万3,273円で、執行率は93.9%であります。

1目一般管理費では、ネットワーク・セキュリティの強化や区制70周年記念事業等を行いました。

1枚おめくりいただきまして、2目広報広聴費、成果報告書では118ページとなります。ここでは、広報紙の発行やシティプロモーションの推進などを行いました。

3目財政管理費は予算・契約関係事務費であります。

4目会計管理費は、出納管理事務費、新公会計導入経費などあります。

次のページにまいりまして、5目財産管理費では、公有財産の管理等を行いました。

6目企画調整費では、全庁共通プロジェクト推進などを行いました。

次のページにまいりまして、2項地域振興費の支出済額は69億2,890万3,455円で、執行率は91.8%であります。

1目地域活動費では、町会・自治会館の整備補助、ふれあい掲示板の建替えなどを行いました。

次のページにまいりまして、2目文化スポーツ振興費では、品川区民芸術祭、オリンピック・パラリンピック開催周知事業などを行いました。

3目区民施設費、成果報告書は126ページでございます。ここでは、総合区民会館、文化センター、運動施設等の運営を行いました。

次のページにまいりまして、4目防災対策費、成果報告書では130ページでございます。ここでは、災害時応急物資確保、帰宅困難者対策などを行いました。

3項徴税費の支出済額は10億3,352万9,634円で、執行率は97.5%、これは特別区民税の徴収に関する事務費などあります。

1枚おめくりいただきまして、108ページの一番下でございます。4項戸籍及び住民基本台帳費は6億5,689万5,665円で、執行率は89.3%、戸籍事務等に関する事務費などあります。

2枚おめくりいただきまして、5項選挙費は3億7,368万365円、執行率は87.2%であります。都議会議員選挙及び参議院議員選挙の経費を支出いたしました。

2枚おめくりください。上のほうになります。6項統計調査費は6,039万5,094円で、執行率

は93.3%、就業構造基本調査などを行いました。

7項監査委員費は7,977万3,239円で、執行率は96%であります。

以上が、一般会計総務費の説明でございます。

次に、災害復旧特別会計のご説明をいたします。恐れ入りますが、事項別明細書250ページをお願いいたします。

歳入第1款繰入金、第1項基金繰入金に収入済額はございません。

次のページにまいりまして、歳出第1款災害復旧費、第1項災害復旧費に支出済額はございません。

○鈴木（博）委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在、31名の方の通告をいただいておりますが、質問される委員におきましては、初めにページ数および質問内容を示していただき、理事者におかれましては、答弁される際は、課長名等をはっきり発声していただくようお願い申し上げます。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言願います。高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 おはようございます。よろしくお願いたします。

私からは、成果報告書125ページ、文化スポーツ振興費のオリンピック・パラリンピック開催周知事業、131ページ、防災対策費の感震ブレイカー設置補助、同じく131ページ、集中豪雨等対策費についてお伺いいたします。

まず初めに、文化スポーツ振興費、オリンピック・パラリンピック開催周知事業に関連しまして質問させていただきたいと思っております。

東京オリンピック・パラリンピックの開催まで2年を切ったところですが、品川区では、しながわ文化プログラムを平成29年6月から実施していると思っておりますけれども、開催まで2年を切ってオール品川の文化面からの一体感を生み出すということで、本年9月1日からロゴマークを変更して、新たに平成33年3月31日まで、しながわ文化プログラムを展開していくということなのではございますけれども、本年9月15日の時点のしながわ文化プログラム認定事業一覧を拝見しますと、区が主催をする取り組みは除いて、届けの実績でいいますと、9月15日時点で17件あると思うのですが、今現在の件数や、取り組み内容について教えていただきたいと思っております。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 しながわ文化プログラムについての質問にお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、品川区の伝統文化の魅力発信、それから新たな文化の発掘を目的といたしまして、しながわ文化プログラムを進めております。

件数ですが、10月18日現在で、区の行事も含めまして、全部で35件、そのうち区のを除きますと、今、きちんとした数字を持ち合わせていないのですが、10件弱が民間のもの、区以外の主催のものとして申請を受け付けているところでございます。

○高橋（伸）委員 10件弱というところで、大井森下町会が、4月1日、さくらまつり、そして8月にどじょうつかみと金魚すくい等を開催していると思うのですが、町会は、生活という分野、ジャンル分けだと思っておりますけれども、10件弱の中に町会の取り組みが入っているのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 今、手元にあるデータでは、委員ご指摘の大井森下町会以外は、今のところ入っておりません。

○高橋（伸）委員　やはりこれ、町会の取り組みも文化プログラムの一環というところで申請をすればできるというところだと思うのですけれども、区政協力委員会の方たちには、当然、そういう話はされていると思うのですけれども、私は、町会の行事も入れて、もっともっと助成して取り組んでいただきたいと思っているのですけれども、改めて町会に対しての啓発活動を教えていただきたいと思います。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長　こちらのプログラムは、オール品川で文化の面からも機運を上げていこうという取り組みでございます。委員ご指摘のとおり、町会の行事についても、ぜひたくさん申請をしていただきたいところでございます。

今のところ、広報活動としては、広報しながわとか、区のホームページ、それから私どもの特設サイトに載せたりですとか、先ほどご指摘のございましたとおり、9月に新しいマークもできましたところで、新しいチラシを作成しました。そちらは各地域センターや施設に置いております。いろいろな手段を使いまして広報しているところですが、さらに町会等にも届きやすいような広報をしていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員　ぜひこれからも広報を、平成33年まで続くと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、131ページ、防災対策費の感震ブレーカー設置補助、そして集中豪雨等対策費についてお伺いさせていただきたいと思います。

この感震ブレーカー設置補助ですけれども、平成29年度予算は、210件、1,178万3,000円余というところで、決算は42件の288万5,484円です。これを比べますと、平成28年度は予算件数が110件に対して、決算に当たっては86件になっております。今回は、210件に対して42件、これは対象地域が限られていて、当然ながら、不燃化推進特定整備地区に限ってだと思いののですけれども、当然これは広報、啓発等もされておる中で、件数の伸びが少ないところを私は感じています。その辺についてお聞きしたいのと、それから、集中豪雨等対策費ですけれども、予算には計上されていなく、決算に集中豪雨等対策費が1,068万5,688円と決算には計上されています。集中豪雨等対策費は、どういうことに活用したのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○古巻防災課長　私から、まず感震ブレーカーの設置助成につきまして、お答えをさせていただきます。

今、ご案内があったとおりでございますけれども、平成28年度より、不燃化推進特定整備地区に対しまして、分電盤タイプの感震ブレーカーの設置助成を行っております。実績につきましては、今お話のあったとおりでございますけれども、平成28年度に比べますと、平成29年度、少し実績が伸びなかったということを踏まえまして、今年度、平成30年度につきましては、チラシ、広報について、少し力を入れまして、チラシの配布、従来、平成28年度、平成29年度につきましては、1回のみというような形だったのでございますけれども、平成30年度からは2回ということで1回増やしてやっております。

実績については、平成30年度は、今現在で申し込みが63件ということで、昨年度よりは少し上向いている状況ではありますが、引き続き、周知の仕方、広報の仕方については、工夫をしまして、制度の目的が達成できるような形で進めていきたいと考えております。

また、集中豪雨等対策費ですけれども、こちらは予算になかったというようなことでのお話ですけれども、こちらにつきましては、実際に水防本部を立ち上げるような状況、大雨になったり、台風が来たりとかといったときに、現場での対策を委託で行っておりまして、予備費から充用しまして支出をさせていただいたものでございます。成果報告書で言いますと、245ページに予備費充用一覧がございま

すけれども、そちらに内容については記載がございますので、予備費から支出したものというふうにご理解いただければと思います。

○高橋（伸）委員 ぜひ感震ブレイカーについては、広報活動を行い、広めていていただきたいと思います。

集中豪雨等対策費については、わかりました。ぜひとも防災対策をよろしく願います。

○鈴木（博）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 118ページ、しながわ発見出合い事業、130ページ、防災対策費の地域防災計画改訂経費、129ページ、施設予約システム管理経費からお伺いさせていただきます。

最初に、しながわ発見出合い事業について伺います。

私は、いわゆる婚活事業を区の事業として行うことで、出会いの場の提供を求めてまいりましたので、この事業の経過を確認をさせていただきます。たびたび議会でも取り上げさせていただいておりますので、よろしく願います。

平成29年度は、3回のイベントがあったと思います。このそれぞれの内容、また定員に対しての応募数がどれくらいあったのかということをお知らせいただきたいと思います。願います。

○伊崎地域活動課長 しながわ発見出合い事業の平成29年度の実績についてお答えをいたします。

平成29年度は3回実施いたしまして、それぞれ定員が16名のところを、応募が28名、2回目は、定員24名のところ、応募が39名、3回目は、定員20名のところ、応募が14名でございました。

1回目は、しながわ水族館でのイベント、2回目は、エル・トレスというレストランでのパーティー、3回目は、スイーツづくりということで行いました。

もちろん定員がありますので、定員オーバーしたところは抽選によってお断りをしたのですが、それぞれ参加していただいた皆様からは、おおむね満足というご回答をいただいております。

○新妻委員 満足という思いだったということですが、また、参加者の方とか、募集の募り方とか、皆様のお声もまたしっかりと聞いていただきたいと思います。平成30年度も継続をしてこの事業は行われておりまして、ちょうど今、12月に行われるクリスマスパーティーの事業、婚活パーティーの案内がされているところで、課長からチラシをいただきました。ここで周知の仕方をお伺いしたいのですが、紙媒体でのチラシをいただきました。これがどこに置かれているのかということと、もう1つが、この参加者のターゲットとなる方は、この紙媒体のチラシを、例えば区有庁舎に置かれているのであれば、そういうところに取りに来られる方ではないかと思うのです。ですので、あわせてSNSを使っての周知が非常に大事だと思います。今、確認をしましたら、ツイッターには発信がされておりました。ツイッターでの発信をされていることは確認をいたしました。内容の表示の仕方とか、目を引くような発信の仕方も大事かと思っております。

それともう1つが、例えば、最近できたお隣のスポル品川に大きなポスターを張っていただく。また、アトレに張っていただくなり、人が集まる場所での周知も、ぜひ取り組みをしていただきたいと思っております。

それともう1つは、先日、ちょうど八潮の中での自治会長の集まりがありまして、そこにお邪魔させていただいたときに、品川区はこのようなことをやっているのですということ。チラシをお渡ししたところ、非常に反響がありました。いい意味で、このようなことをやっているのだということ、もう1つは、このようなことまで区がやっているのかというような、そういうお声がありましたけれども、自治会長、会員向けにもこういう取り組みをしているという認知を広めることも必要かと思っておりますが、いか

がでしょうか。

○伊崎地域活動課長 事業周知でございますが、今、委員からご説明いただきましたチラシを各区有施設に配布するとともに、区のホームページ、それから、こちらは事業者への委託事業になっておりますので、事業者のホームページ、それからツイッター、あわせて「マチマチ」というご近所SNSのほうにも載せていくように今はなっております。

それから、各民間施設への展示等につきましては、いろいろ検討課題もあると思いますが、できるだけ広く皆様の目に触れるように検討はしてまいります。

それから、自治会長・町会長への周知ですが、今回、チラシがなかなか、実は作成に手間取ったところもございまして、周知がし切れなかったところがございます。これから周知できるところでは町会長会議を回ろうと考えております。

もう1回、2月にございますので、それに向けましては、町会長会議等でお配りしたいと思います。

○新妻委員 今後も、平成31年度もぜひ継続をして行っていただくことを要望させていただきます。次に、防災対策費、地域防災計画について伺います。

私は、これまで、定例会または予算特別委員会での質問の中で、避難所における女性への支援、また、要配慮者への支援、そしてペットの視点ということで、それぞれ被災をした場合に皆さんが集ってくる避難所の体制を求めてまいりました。また、会派としても、これは強く求めてきたところであります。

今回、地域防災計画が改訂されて、その中にこれを反映をしていくというご答弁もいただいております。そして、それがどのように進められていくのかということでは、アドバイザーを派遣し、現行のマニュアルや施設を確認した上で、要配慮者や女性等、多様な視点での配慮を含むさまざまな課題を反映していくと、そのようなご答弁もいただいておりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○古巻防災課長 今、ご指摘がありました避難所運営マニュアルの関係になるかと思っておりますけれども、今年度、事業といたしまして、避難所運営マニュアルの改訂ということで、全部52カ所の避難所において、マニュアルの改訂、修正をしていくというような形で進めているところですが、現状ですけれども、各避難所で避難所連絡会議のメンバーを主に、現地調査、それからヒアリングを行っている段階でございます。現在のところ、52カ所のうち37カ所で既に現地調査等を終了しておりますので、今後、11月、場合によっては12月にかかるかもしれませんが、全部の避難所においてそういった現地調査をした上で、それぞれの実態調査に基づいて、各避難所ごとのマニュアルを更新をかけていくというような流れで、今、進めているところでございます。

○新妻委員 52カ所中37カ所が調査を終えている、年内をめどに全避難所の運営マニュアルの調査を行っていくというご答弁でした。これはしっかりと年内に行っていただき、改訂に向けて速度を上げて進めていただきたいと思います。

そこで、どのような内容が伝えられているといたしますか、どういうふう避難所運営マニュアルが作成をされているのかということをお教えいただきたいと思っております。

○古巻防災課長 内容につきましては、避難所ごとにさまざまあります。避難所によっては、かなり手厚くマニュアルを作成しているところもございまして、これは今まで何回か委員会、また、こういった場でもお話をしてきたところでございますけれども、内容的に項目だけというようなところもございまして、内容につきましては、現行の各避難所連絡会議でつくったものを尊重しつつ、区として地域防災計画に書かれているような先ほどもございました女性や要配慮者への配慮、ペットの課題につきまして、しっかりと避難所としてルール化されるような形でそういった内容を充実させていきたいという

ふうと考えております。

○新妻委員 もともとある避難所運営マニュアルを尊重しながらということですが、とにかく格差がないということ、こちらの避難所は進んでいるが、こっちはなかなかそういうことが進んでいない、そういうことを今回、地域防災計画に明記をすることで、それを同じレベルにしていくということが1つの目的であったかと思っておりますので、そのことに関しては、しっかり課が主導でそれぞれの避難所が体制が整えられますように、もう一歩さらに進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それともう1点、今後これがどのように皆様知らされていくのかということ、それを教えていただきたいと思っております。これはある一部の方がこのマニュアルを知っていればいいということではないと思っておりますので、会派からも求めておりましたが、ホームページへの公開ということも含めてご答弁をいただければと思います。〔時間切れにより答弁なし〕

○鈴木（博）委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 成果報告書116ページの人権啓発費より、必要のない性別表記について、121ページの公有地活用等検討経費に関連して、ニコン大井製作所跡地活用についてそれぞれ伺いたいと思っております。

まず、性別表記ですけれども、今年3月の予算特別委員会で、区の申請書類などへの必要のない性別表記の点検を求めたところ、部長より、庁内での検討を進めていきたいとの説明がありました。どのような視点で、その後、どのように進んでいるのか、どのようなものが改善されたのかお伺いしたいと思います。

○島袋人権啓発課長 申請書等の窓口対応における性別表記の現状についてのお尋ねだと思います。平成15年度、区においてもそのような調査をさせていただきまして、実際のところ、性別欄の記載のある様式は258件あり、法令の規定において性別記載を求めているもの、行政の執行上、性別記載が必要と思われるものを除き、73件の申請書は、規則、要綱など改正をし、現在は性別欄を廃止していると確認いたしました。この5月にそのような調査を行ったところでございます。

また、調査をまとめました8月におきましては、全庁的に現況調査の結果を報告いたしました。これに基づきますと、性別情報の記入を求める書類には、法令の規定が性別記載を求めているもの、また、行政の執行上、男女別記載が必要と思われる合理性があるものがございまして、それぞれの根拠を示していただきました。こちらの区分におきましては、合計数が223件でございました。

また、業務の性格上、サービス内容に性別がかかわるものであっても、区民に性別記載を求めなくても執行可能ではないか、性別以外に本人確認、識別の方法があるのではないかな等の配慮をお願いした結果、そちらの件におかれましては、57件の件数がございました。また、今日の調査に該当しないものでも、例えば、各種募集やアンケート等でございますけれども、窓口対応や質問事項、文書の作成については配慮をお願いするような文書を流させていただいたところでございます。

また、さきに申し上げました平成15年度の調査で判明した73件のうち10件におきましては、法令上の関係で廃止されたものと確認いたしました。

○中塚委員 性別表記について、いろいろ進んでいるということがわかりました。ぜひ今後とも点検を進めていただきたいと思っております。トランスジェンダーのように生まれたときの体の性と性自認が異なり性別違和を感じている方、性自認に合わせて社会生活を既に送っている方、男女どちらかの性別に決められない、決めたくない方にとって、性別の記載というのはとても苦しい思いをいたします。区役所

でのさまざまな場面で性別表記を区民に求める場面もありますけれども、その根拠が法律的に、また事業を進めるに当たって必要なかの点検はとても大事だと思います。

例えば、必要であっても、アンケートをとる際に、男女の記載のほかに、その他を設けたり、自由記載とするなどの工夫も可能だと思いますので、ぜひいろいろ進めていただきたいと思います。その際、各部署のセクシュアルマイノリティへの正しい理解が大事だと思います。

そこで、具体的に性別表記の削除について、品川区が採用する職員について伺いたいと思います。制度上、主に区が直接採用するのは、非常勤職員となると思うのですが、履歴書における性別表記を削除していただきたいと思います。トランスジェンダーなどセクシュアルマイノリティの方々の困難な場面の1つが就職です。まず伺いますが、なぜ就職が困難なのか、どのような困難があるのか、区の現状認識をお伺いしたいと思います。

○黒田人事課長 区の非常勤の採用時に性別を条件に募集する職種はございませんので、応募いただいた段階で、適性なり能力を把握して選考しているというところが1つの採用の現状でございます。

○中塚委員 どのような困難があるのか、なぜ困難なのか、そこも伺いたいと思います。

○黒田人事課長 区の採用ということではございませんが、やはり女性であるということで、かつてですと、募集が総合職と一般職で分かれていたような時代もございますので、そういった中では、いわゆる性別が就職の中で考慮される1つの要素となっていたということがあったように聞いてございます。

○中塚委員 性別を条件とする職種はないというご説明でしたけれども、最近では、大学のサークルや研究室などで、セクシャルマイノリティの交流や研究も随分と広がり、在学中にカミングアウトをして自分の性別に沿って生活をしている学生も珍しくありません。また、民間企業でも、当事者を積極的に採用しようとの動きも生まれておりますが、就職というのは大きな壁があると伺っております。本会議での区長の答弁で、区の職員採用について、LGBTを理由に採用を拒むことは一切ございませんとっぱり述べております。ならば、履歴書における性別表記は必要ないと思うのですが、いかがでしょうか。

○黒田人事課長 区の採用で使っております履歴書は、厚生労働省が示しております標準様式に準拠しております。その項目の中に性別欄がございます。こちらは人事委員会が行っているのも同一の様式でございます。また、日本工業規格（JIS規格）で定められた履歴書の中にも性別欄があるというものでございます。厚生労働省が公正の採用等を目指しているということで、いわゆる公正な採用選考をめざしての中で示しているテキストの中でも、いわゆる標準様式を使用しないで履歴書を使うことは、就職差別につながるおそれとして列記しております。基本的には、この標準様式に基づいた履歴書を使うということが必要かと思っております。

その中で性別につきましてですが、採用する際に性別に考慮しているということは一切ないのですが、採用後に健康保険証にも性別が記載されておまして、いわゆる社会保障の年金の情報との突合という中では、本人確認事項として、氏名、住所、性別、生年月日のいわゆる4項目となっておりますので、そういった意味では性別を把握する必要があるというふうに考えてございます。

そういった意味では、そのほかにもさまざまところで女性の割合などの把握が求められることがございますので、人事管理上、性別の把握は必要であると考えておりますけれども、履歴書の標準様式に定められていることもございますので、この段階で把握するということが合理性があるというふうに考えているのが現在です。

○中塚委員 1つ確認したいのですが、履歴書に書く性別は、性自認を差しているのか伺いた

と思います。つまり、戸籍上の性別と性自認が異なるときに苦しい思いをするのですけれども、その際に、性別表記を削除することが必要だと思いたいますが、厚労省の標準でやっているということでも、自治体独自でも履歴書を作成することは可能です。確認したいのは、履歴書に書く性別は、性自認されたものということによろしいのか、この点を確認したいと思いたいます。

○黒田人事課長 ご本人がお書きになるという意味では、自認されているところを書くということと思いたいますが、先ほど申し上げたとおり、職員であれば共済保険でありますとか、非常勤職員だと社会保険という、そういった社会保障のデータと突合する際には、いわゆる法制上の性別が確認事項として必要になってまいりますので、そういったところが不突合になると、確認する必要がございますので、そういったところは採用の際に、そういったところを含めて性別を把握するということが必要かと思いたっています。

○中塚委員 現状では戸籍上の性別を書く。そうすると、トランスジェンダーの方にとって、採用時、とても苦しい思いをすると思いたいます。先ほどから職員の採用時に性別は問わない、性別で有利、不利はないと。ならば、性別表記は必要ないと思いたうのですけれども、改めて伺いたいたいと思いたいます。

○黒田人事課長 採用する際に性別は問いませんが、採用後にさまざま社会保障等も含めまして、性別を把握する必要がございますので、性別の把握は人事管理上、必要だというふうに考えてございます。

○中塚委員 最近では、就職をする際や、高校や大学への進学の際の申請書類からも性別記載を削除する動きが広がっております。都内では、杉並区や世田谷区で職員採用の選考に性別は関係ないと、申請書から性別記載の欄が削除されました。全国的にも大阪市など多くの自治体で性別表記を削除または任意項目にしております。また、大学では、お茶の水女子大学に続き、奈良女子大などで、トランスジェンダーの受け入れを表明したり、大阪府立高校や福岡県立高校では、入学願書から性別を廃止しました。こうした流れを品川区はつかんでいるのか伺いたいのと、やはり採用時には性別を問う必要がないし、採用した後に、さまざまな対応で可能だと思いたうのですけれども、いかがでしょうか。

○黒田人事課長 性別欄が削除される動きがあるということは認識しております。先ほど申し上げたとおり、厚労省の採用選考時に配慮すべき事項の中で、いわゆる履歴書で性別を把握するということの中で標準様式に定められているという中で、この段階で把握するということが合理的なのだろうと考えてございますので、現時点では、その手順を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○中塚委員 ぜひいろいろ議論は深めていきたいと思いたうのですけれども、履歴書が標準的だから合理的というのではなくて、採用される方というか、学生や社会人の方の立場に立って、苦しみにも寄り添った採用の仕組みにぜひ変えていただきたいと思いたいます。トランスジェンダーなどをはじめセクシュアルマイノリティの採用について、既に拒んでいないと答弁があるわけですから、むしろ就職への壁を改善するために、品川区は採用を歓迎している、ぜひエントリーしてほしい、それが多様な職場環境にもつながっていくと思いたうのですけれども、いかがでしょうか。

○黒田人事課長 非常勤職員なり臨時職員につきましては、応募制というところでは、そこに性別は問うてはいないわけでございますので、そういった意味では、どなたでもご応募いただいて、職種に応じて能力をお持ちであれば採用させていただくという姿勢に変わりはありません。

○中塚委員 ぜひ採用を歓迎している表明を強くお願いしたいと思いたいます。品川区がそういう姿勢を示すことで、セクシュアルマイノリティへの差別をなくし、理解を広げていく一翼を担っていただけると思いたいますので、ぜひご検討いただきたいと思いたいます。

最後に、ニコンの跡地について簡単に伺いたいたいと思いたいます。

ニコンに対する区の購入要望が出されておりますけれども、その後、なかなか話が進んでおりません。そこで、二度目の要望書を区長名で出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 ニコン跡地の活用につきましては、平成29年1月に区長名で売却も含めた要望を申し入れているところでございます。その後、継続してニコンのほうに、土地の計画、活用について、状況の確認をしておりますが、いまだ自社活用、売却を含め未定だというところでございます。区としまして、歩道の整備あるいは公共施設の整備のため、売却を含めて、近々、区としても再度要望を考えていきたいというところでございます。

○中塚委員 再度要望を考えているということですが、一度目の要望書提出からしばらく時間もたっております。ぜひ二度目の要望書を区長名で出していただきたい。特養ホームや老人保健施設の整備率は23区で最低レベルととても遅れております。こういう状況も相手に伝えながら、二度目の要望書を提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長 もう既に文書での要望について準備を進めているところでございます。近々、早急に出したいというところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、116ページの6行目、非核平和都市品川宣言事業の2行下にあります平和使節派遣費232万円余からですが、本区は、昭和60年3月26日、区民の恒久平和と核兵器廃絶の願いを全世界にアピールするとともに、その実現に寄与することを内外に表明するために、非核平和都市宣言を行いました。昭和62年から行われていた使節団の名称は、最初は「青少年広島の旅」だったようでありまして、それから「品川区平和使節」と変更されました。このきっかけが何だったのかお知らせください。

○米田総務課長 今お話のありましたように、文字通り、最初は青少年を広島に派遣して、広島での平和記念式典に参加するとともに、原爆の悲惨さ等を学び、被爆者の方からお話を伺って、そういうことを体感していただくということで始まったものでございますが、15年ほど前になりますけれども、そのときに広島だけでなく、原爆の被爆地は長崎もあるというようなことで、一定、制度の組み替えを行いまして、公募による派遣を長崎のほうに、当初は5名、現在は6名。それから、広島のほうは、現在の中学校8年生各校代表合計15名を派遣し、原爆の事実、悲惨さ等を体感していただくということで、事業の拡大を図ったものでございます。

○木村委員 次の質問ですが、どうして長崎と広島に分かれているのかということをお聞きしたかったのでございますけれども、回答を先にいただきました。ありがとうございました。

この派遣された生徒や青少年たちは、犠牲となった霊に対し、区民代表として献花をするわけでありまして、13歳から14歳ぐらいの子どもたちが、犠牲になられた霊に献花をすることで、戦争や核兵器では、不幸にこそなれ、永遠に幸せをつかむことはできないことを身をもって感じるよい経験になり、人生の中で貴重な体験、貴重な1ページを経験することになりました。少年少女たちは、被爆地となった広島や長崎で直接感じたことを、気づいたことを派遣レポートとして残し、戦争は二度と起こしてはいけない、核兵器は全世界から、地球上から廃絶すべきという思いで、後輩はもとより、周りの人々にも訴え続けることだと思っております。

本当に訴え続けなければならないわけでありまして、この事業が始まって以来、卒業生、また社会人として活躍している過去の生徒や青少年たちに何らかの変化、またこの事業をやってきてよかったなど感じるようなところはどこなのかをお聞かせください。

○米田総務課長 継続して事業を実施しております。特定の年齢、特に青少年といった若い方々は、戦争を当然ご存じではないわけですから、その辺のところをきちんと知っていただくようにということで実施しているものでございます。

そういった方々が、当然、近々の中では学校の中、あるいは近所等で体験したことを伝えていただくのですけれども、数年後に、区の取り組んでおる事業等にまた戻ってきていただいたりというようなところでは、戦争の悲惨さというものを体感しつつ、区政にも一定程度関心を向けてくださっている、そういうような方が多いのではないかと、このように感じているところでございます。

○木村委員 かれこれこの事業は30数年間続いていると思うのですけれども、この事業にはゴールはない。これからもしっかりと訴え続けていくこと、後世に残していく意味で、後輩たちにこれを訴え続けていっているということでしょうか。

○米田総務課長 今お話がありましたように、まず派遣された生徒たちは、学校ですと、当然、その上や下の学年があります。後輩たちに向けても、いい経験をしたということで、近くにいる特に親しい後輩等には、その経験を公に伝えたり、あるいは個別に伝えたりというようなことで、その辺のところでも、また新たな非核平和に関する思いを受け継ぐというような人材の掘り起こしにもつながっているのだらうと思います。

そういった意味で、戦争は終戦からもう73年たっております。どんどん経験した方々が少なくなっていく中では、この事業を地道ではありますけれども継続して続けていく、それで戦争の悲惨さを伝承していく。特に若い人たちに伝承していくということが必要だろうと思っておりますので、この事業は今後も継続して続けてまいりたいと考えてございます。

○木村委員 ぜひ、大変すばらしいことであらうと思っておりますので、頑張っていたいただきたいと思えます。

次に、同じ116ページの真ん中にありますけれども、人権啓発費から質問です。

人権とは、一口で言えば、社会において平和な生活を営むために必要な、人間として当然に持っている固有の権利ということだと思います。私たちは、毎日の生活でしばしば人権という言葉を知ることがありますけれども、一人ひとりの人権を尊重し、人権侵害を許さない、子どもたちの人権を守ろうなど、人権という言葉が出てくる場面は、さまざまあります。人権という言葉が何を示しているかはさまざまありますけれども、人権という言葉が何を示しているかということは、先ほど言いましたけれども、さまざまありますので、はっきりしている場合ばかりではありません。地球上には、地域紛争が絶えない地域がまだまだ多く、その背景には、人種や民族間の対立、あるいは偏見や差別意識など、要因が多く存在しています。世界でも平和だと思っているこの日本でさえ、多くの人権差別を抱えているとも言われています。同和問題もそうですし、障害者、高齢者、そして性差別など、私たちの周りにはいろいろな人権侵害が存在しているとも言われています。

「人間は生まれながらにして 自由であり、平等である いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない」、これは人権尊重都市品川宣言の一節でもありますけれども、私たちは子どものころから、人は生まれながらにして平等ですということを教わってきた記憶がございませぬ。私たちは、やはり同級生をばかにしたり、逆に、ばかにされてきたわけですが、誰しもが普通に成長過程で通る道だと思っています。しかし、現在の子どものうちのいじめや嫌がらせは、陰湿になってきていると言われておりますけれども、このような陰湿ないじめから抜け出せずに大人になると大きな事件へとつながっていくケースもあるのではないかと、思っています。親はもちろんでありますけれども、

学校の先生や我々大人がどのように子どもたちに接していけばいいのか、人権啓発活動とはどのようなものかをお尋ねいたします。

○鳥袋人権啓発課長 人権啓発におきましてのご質問だと思います。今年是人権尊重都市品川宣言から25周年を迎えております。そのために、10月31日まで外国人差別に関するヘイトスピーチを許さないという懸垂幕も掲げさせていただいておりますし、人権ということはどこか遠いところではなく、毎日の生活の中で実現されて初めて意味のあるものと考えております。そちらを推進してまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 131ページの避難行動要支援者経費と避難所管理費についてまず伺います。

私は、区民委員会の視察で9月に北海道に行きました。午前3時の激しい揺れ、そしてあの真っ暗な中でいろいろなことを考えさせていただきました。そして、東京に戻ってきて、まずやることは、必ず寝る前には携帯電話を充電する、iPadも充電する、本当に充電するということが、停電になり、電気が使えないときに大事だということを思い切り体感させていただきました。その気持ちを込めて質問させていただきます。

要支援者については、まず避難所をスムーズに利用できるのか。それとも、福祉避難所とされるものだけしか利用できないのか、お伺いします。

今、区もさまざまな努力をされて、避難所の運営訓練などに取り組んでおられますが、福祉避難所の運営者は、まず誰になるのか。例えばシルバーセンターなどの受付しかない施設、福祉施設のような入所や通所のための職員がいる施設によっても違うと思いますが、いかがでしょうか。

○古巻防災課長 ただいまのご質問ですけれども、避難行動要支援者の方の避難先でございますけれども、こちらは要支援者の方の状況に応じてというような形にはなるかと思いますが、区の避難の流れから申し上げますと、まず避難所のほうへということが従来から言われておりますので、避難所にまず避難をしていただく。一番いいのは、身近な安全な場所に避難していただくという形になりますので、その流れの中で避難所のほうへまず避難していただくということでよろしいかと思っておりますけれども、場合によっては、福祉避難所へ直接ということも当然考えられますので、そういったところにつきましては、個別計画の中、あるいは日ごろの地域との支援の体制の中で考えていき、避難先についてきちんと双方で了解をしていくということが必要なかと思っております。

また、福祉避難所の運営につきましては、基本的には災害対策本部の中での支援の体制をとり、職員を派遣するというような形にはなりますけれども、福祉避難所の運営は基本的には社会福祉法人になりますので、そういった方々の援助をいただきながら、区と社会福祉法人が連携をしまして運営をしていくというような形になろうかと思っております。

○藤原委員 あと、保育園は福祉避難所になるのでしょうか。たしか東日本大震災のときには、翌日までお子さんを預かった保育園が少なからずあったように記憶しておりますのでお伺いします。

また、医師、看護師、警察や消防関係者など、災害時でも出勤、出勤しなければならない方の子の保育については、当然考えていらっしゃると思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○古巻防災課長 保育園につきましては、全園ではないのですけれども、二次避難所ということで指定をさせていただいている施設がございます。これは福祉避難所と二次避難所という名称で同じ使い方をしている自治体もございまして、品川区におきましては、二次避難所でも避難生活が難しい方は福祉避難所というような整理をさせていただいておりますので、保育園についてはそういう位置づ

けだというふうにご理解いただければと思います。

また、警察官でありますとか消防士、災害時に仕事をされる方の子の保育ですけれども、具体的にはまだそういった体制がつかれるような、法的なそういう取り扱いとか、ルールづくりはしておりませんが、一定、そういった需要もあるだろうということは想定してはおります。

○藤原委員 必ず需要があると思うので、本当に早めによく協議して進めていただきたいと思います。

それと、これは改めてになると思うのですが、ペットのいる方が、避難所に入れず車の中で過ごしてエコノミー症候群になるケースも出ています。避難所におけるペット対策について、改めて具体的に教えてください。

○古巻防災課長 避難所におけますペット対策でございますけれども、こちらは今、環境省のガイドラインがございますが、区の考え方は、こちらのガイドラインに沿って、基本的には同行避難をしていただくという考え方で避難所のほうに働きかけを行っているところになります。ですから、車中泊のいろいろなリスクについても、周知、啓発をしておりますけれども、ペットの避難につきましては、同行避難が進むように、避難所運営マニュアルの修正の中できちんと働きかけをしていきたいと考えております。

○藤原委員 防災については、本当に前向きに検討し、よく協議してください。お願いします。

次に、114ページで職員給与費に関連してお伺いしますが、2019年から、いわゆる残業についての規制が入ると思うのですが、これはいわゆる区役所職員に対しても同じ形になっていくのか。それと、どこを見ていいかわからないのですが、超過勤務のお金がどのぐらいかかっているかわからないのですが、その辺についてもお伺いします。

○黒田人事課長 いわゆる働き方改革関連法案が来年の4月から施行されるということですが、ここでの残業規制は、公務員は職務の特殊性から、いわゆる規制から外れておりますので、直接的な規制を受けるというものではございません。

また、超過勤務の金額でございますが、成果報告書等では職員給与費の中に入れてございまして、一般会計ですと全部合わせて11億3,000万円ほどでございます。

○藤原委員 この残業規制という形で来年出てくるのは、やっぱりお金の面等よりも、働いている方の健康面という形で法案は可決されたと思っているのですが、公務員には適用されないということですが、適用されないわけですから残業という形ではやれるということだと思っておりますけれども、もうそろそろその辺も考えていかないといけないと思っています。

そういう意味では、職員の効率的な仕事という意味では、受動喫煙の法律もできましたけれども、職員の方でもたばこを吸う方がいらっしゃいますね。いわゆる休み時間ではないと思うような時間帯でも、私は5階に控室があるので、よく吸っている方がいらっしゃいます。そうすると、それは課から出るときに、「ちょっとたばこ吸ってきます」と出ていかれるのですか。それはいかがなものかと思うし、やっぱりたばこを吸う方と吸わない方の差といいますか、それも職員のモチベーションといいますか、出てくると思うのですが、その辺、受動喫煙も含めて、人事課としてはどういうふうにご考えているのか教えてください。

○黒田人事課長 服務規程の中でたばこを吸うことについて規定はしてはおりませんが、人事課としましては、休み時間に、休憩中に吸っていただくものというふうにご考えてございます。特段規制をしているわけではございませんが、そういった考えで、嗜好品でありますけれども、休み時間に吸っていただきたいというふうに思っております。

受動喫煙につきましては、今、庁内では喫煙所を廃止しているところがございますので、そういった意味では、そういった喫煙環境の中できちんと整理されていくものというふうに考えてございます。

○鈴木（博）委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、120ページ、2款1項総務管理費の中から3目財政管理費、この質問に関連して、7項監査委員費をお願いします。同じく4目の会計管理費の事業者経営分析委託等、公有財産管理費、もし時間があれば、同じ一般管理費の中の116ページ、非核平和都市品川宣言事業を伺います。

最初に、契約関係事務費です。120ページの契約関係事務費、多分ここに入るのだと思うのですが、10月5日付で監査委員会から出された一般監査の結果についてを読みました。昨年度までの監査意見でも幾つかの契約に関して、平成11年の総務部長通知にのっとった契約になっていないとか、契約どおりに事業が執行されていないとか、監査対象部局1つ1つに契約に関する指摘はあったのですが、わりと対応可能かと思って今まで指摘してこなかったのですが、今回は、対象部局共通の監査意見として、契約事務について、契約条項が記載されていないとか、最新の契約条項が使用されていないとか、文面だけ読むと、背景がわからないので、本当にこれでは契約が成り立っていないのではないかと不安になるようなご指摘です。今年の指摘ですけれども、それが今年度4月になって急に各部局にあらわれたとも思えないので、その前年度からの契約事務執行に要因があるのではないかと考えます。なぜこのような事態になっているのか、見解を伺いたいと思います。

契約に関してですけれども、想像なのですが、基本の書式は決められていて、それに抜かりなくちゃんと記入していけば契約書になるような、契約によっては必要な条項をつけ加えるとかということがあられると思うのですが、契約事務として、そのような統一的な書式というのでしょうか、決まりというのでしょうか、そういうものはないのでしょうか。その辺について伺います。

○立木経理課長 今回、監査で出されましたこちらの指摘については、重く受けとめております。全庁的にしっかり契約につきまして、事務執行をするようにという形で、私どものほうでも用意しているところでございます。

契約に関しましては、職員が使っております電子システムで入力を行いまして、それにのっとりまして手続を進めることにより、契約依頼等を実施することができます。内容につきましては、仕様書をしっかり作りまして、それに基づきまして契約を出しているという形になります。仕様書の内容につきましては、事前に経理課のほうで相談等を受けておりまして、内容に齟齬がないように進めるような形で体制をとっているところでございます。

○吉田委員 しっかり進めているということで、その中で対象部局共通でこういう事態が起きているという要因はどこにあるか、その見解を伺いたいと思います。

○立木経理課長 内容につきまして、事前に相談があったものに関しましては、経理課のほうでアドバイスをさせていただいているところでございます。その中で、一部抜けがございましたり、そういったことを見逃しがあったというようなことではないかというふうに捉えております。その部分に関しましては、これからもしっかりチェックをしまいたいと思っております。

○吉田委員 一部抜けということだったら、各部局共通指摘にはならなかったような気がします。この部局が、具体的にわからないので余計不安になってしまうのですが、なぜこういうふうになっているのでしょうか。本当に条項が抜けているということは、もしかすると、契約が成立していないのではないかというようなことも、契約は相対のものですから、書面がなくても成立はしているのですけ

れども、もし何か事故とか、それから善意の第三者が何か主張した場合に、対抗できないということだ
と思うのです。それが各部局共通の監査意見ということなので、それは今年になってそうなったとは思
えないので、絶対今までのことに要因がある。ぜひその辺、改めて見解を伺いたいと思います。

それで、2つ目の指摘のほうも、いわゆる摩擦で消せるボールペンで公文書がつけられている例が見
られて、公文書にはそれを使わないようにという、ごくもったもなご意見なのですけれども、そもそも
公文書を摩擦で消せるボールペンで書いていいということはないと思うので、公文書が扱われるところ
に、多分、私物だと思うのですけれども、それが持ち込まれている。そういうことが、こういう契約事
務に関する甘さを招いたのではないかというふうに思うのですけれども、その辺についても、ぜひご見
解を伺いたいと思います。

それで、監査意見に対する対応の回答が毎回出されていますよね。それが各部局共通の監査意見に対
しての対応はどうされるのか、1つ1つの部署が出されるのかというふうに思うのですが、これは全体
の問題ではないかと思しますので、1つ1つの部署に任せないで、ぜひ区として統一的な見解と、例え
ば組織的な原因がどこにあったのかという分析、それから、今後の具体的な対応策の検討が必要で、そ
れをどのように行われるか確認しておきたいと思います。

○立木経理課長 今回の監査のご指摘にありました契約事務についてなどは、契約条項の不備という
ことで、これは契約条項もときどき見直しがございます、新しいものの追加ができていなかったとい
うようなことで、それが全庁的に散見されるというところがございます。今後の対応につきましては、
経理課のほうから研修、それから通知等で、全庁的に正しく行うようにということで、全庁的に経理課
が責任を持って、そういった形で指導をしていくというような形を今後考えております。

○吉田委員 全体的な分析がされて、それが徹底されて、契約もきちんとされていく。だから、それ
を監査意見に対して対応策として示されるわけですね。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。
今まで、監査意見を受けた各部局が、それぞれ対応策を書いているように思うのですけれども、これは
やっぱり共通のことなので、区全体として重く受けとめていただきたいというふうに思います。

それで、この監査意見への対応、回答というのでしょうか、今のところ、区政資料コーナーに、たし
か2部か3部、紙ベースで配置されていて、それを私たちは閲覧することができるのですけれども、監
査意見のほうは、ホームページに公開されています。この監査意見をお読みになった方は、とても不安
になるかと。そのときにその対応を見るのに区政資料コーナーへ行かないといけないというのは、どう
なのかというふうに思います。ぜひ私たちも議員として、監査委員への対応なのですけれども、こうい
うふうな対応を示しましたということをぜひ見せていただきたいと思っています。それにあわせて、ぜ
ひホームページ上の公開も以後検討していただきたいのですけれども、その辺についてはいかがでしょ
うか。

○小川監査委員事務局長 監査委員が指摘をいたしました区長部局、教育委員会部局からの措置結果
報告につきましては、昨年より既にホームページで公開をさせていただいているところがございます。
そのような形で、区政資料はもちろんのこと、ホームページでも皆さんが平等に見られるような形にさ
せていただいているところがございます。

○吉田委員 では、その内容について、はっきり言って、わりと今までざっくりしたような回答だっ
たと思うのですけれども、今回はちょっと事態を重く受けとめて、きちんとした分析を含めた対応を示
していただきたいというふうに思います。

次に行きます。次に、会計管理費の事業者経営分析委託等です。ここに計上されている事業者経営分

析は、どういう事業者に対するものなのか伺います。区が指定管理を任せている事業者の経営分析かと思うのですが、また、その経営分析はどういうところに委託をしているのか伺います。

○齋藤会計管理者 事業者経営分析ですが、委託請負においては一般的に競争入札で価格が一番安いところにお仕事をお願いいたしますが、プロポーザル形式で企画ご提案をいただいて、優れた提案をされたところに随意契約で委託をする場合、加えまして、総合評価と申しまして、入札をいたしますが、プラス評価をいたしまして、優れた履行能力があるところに落札をさせる場合のプロポーザル方式と総合評価の2つの契約の場合、応募してきた事業者の方の経営状況を公認会計士の方をお願いをいたしまして、経営状況、資産の状況ですとか、売掛金の状況ですとかを見ていただきまして、3年なり5年、履行期の結果を確認するのが、この経営分析でございます。

○吉田委員 先日、区民委員会で指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果についての報告のときに、財務に関しては、税理士とか公認会計士に委託というご答弁だったということを聞いているのですが、ここには、事業を指定管理事業者に任せ後のその事業者への経営分析というのは、ここに含まれるのでしょうか。伺います。

○柏原企画調整課長 こちらの成果報告書に出ている部分については、今、委員ご指摘あった内容のものは含まれておりません。指定管理者のほうは、所管のほうでの対応、もしくはモニタリングというお話が今ありましたけれども、モニタリングは基本的には事業者の自己チェック、セルフチェックが基本になっておりますので、ここに記載されているものは入っていないというところでございます。

○吉田委員 わかりました。では、そのモニタリングについての経営分析は、ほかの款の中に含まれているという理解でよろしいですね。では、伺う場合は、そちらの款で改めて伺います。

それで、プロポーザルとかで応募してきたときの事業経営分析の中に、労務に関する分析も含まれるべきと考えますが、それは実施しているのでしょうか。もし実施されていけば、それはどこに依頼しているのか。一般的には社会保険労務士とか、そういう方に依頼するというのを聞いているのですが、品川区の場合はいかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 先ほどの答弁で、確認といいますか、お話しさせていただきたいのは、基本的には事業者自身でセルフチェックということですので、事業者が委託をかけているということで、所管がどこかに委託してということではないということでございます。

それから、労務チェックのところですが、指定管理の部分におきましては、これは今、試行的に社会保険労務士のほうに、区のほうで委託をして、今、年間幾つかの指定管理者を選んで、労働環境チェックをやっている状況でございます。これを本格的に実施するかどうかは、今、内部で検討しているといった状況でございます。

○吉田委員 試行的という、試しにという意味ですね。試行的ということだったので、やっぱり労務分析はやるべきかなというふうに思います。ぜひ、今は試行的ですけども、それをスタンダードにさせていただきたいと思います。指定管理を任せる事業者の財務状況が健全であることは大変重要だと思います。ただ、その財政が健全な労働環境のもとで成り立っている必要があると思います。経営分析の中に、ぜひ今後はそれをスタンダードにさせていただきたいと思います。もし見解があれば伺いたいと思います。

次に行きます。財産管理費です。成果報告書の120ページには、公有財産管理費の中に、財産価格審議会経費が計上されております。品川区公有財産管理規則の40条には、土地および建物の買入れまたは売払いに関する価格の決定に関しては、品川区財産価格審議会の決定を経なければならないと定め

られております。

今年の3月の予算特別委員会のときに、公有財産管理について伺ったのですが、そこで確認できたのは、品川区の公有地の管理については、品川区公有財産管理規則にのっとって行われていること。それから、現に区の公有財産となっているものをどのように管理するかについては、この規則の42条に定められた会議で決められているということ。買い入れに関する決定は別の流れで決めるということがご答弁の中から伺えました。

2点質問です。例えば土地に関して言うと、価格の審議の前に買い入れを決めるための合議があると考えるのですが、本年3月の予算特別委員会の際の経理課長のご答弁にあった買い入れに関する別の決定の流れについて伺いたいと思います。決定の流れを定めたものはどこにあるのでしょうか。

また、買い入れを行って区の公有財産となった場合、その使い方の決定については同規則の42条に定められた公有財産管理運用委員会で合議していくのでしょうか。もしそうだとすると、最終決定までその委員会だけで決まるのかについて伺います。

○立木経理課長 土地の買い入れに関しましては、それぞれ所管のほうで決定をとりまして、買い入れの際の価格の提示、こちらが財産価格審議会にかかるというような形になっております。

活用に関しましては、それぞれのところで決定をという形をとらせていただいております。

○吉田委員 所管が決めるということは、問い合わせして伺っているのですけれども、所管が決めるということは、もう使い方を決めて買い入れの交渉に入るということなのではないでしょうか。その辺の決定の流れがよくわからなくて伺っております。生活者ネットワークは、さまざまな施策に対して区民との協働、決定前の区民への説明と意見聴取を求めています。例えば、土地の使い方について区民の共有財産なので、使い方の決定には、本来、区民がかかわるべきと考えております。それがどのような決定手順で決まっているかということが明確ではなくて、いつ説明を求めたり、意見を言ったりするように求めたらいいのかわからないのが現状です。保育園やさまざまな福祉施設が求められている現状では、土地の使い方は区民の大きな関心事です。区民の財産である公有地については、使い方の決定や貸付、買い入れなどの決定の手順を区民に明瞭に示すべきと考えますが、その辺も伺います。

○柏原企画調整課長 土地の活用、どういった形でお示しするかといったところだと思いますけれども、例えば、国有地であったりとか都有地、これは民有地もそうですけれども、区がどうやって活用していくか。その際には区的意思、それから交渉が間に入っているというところがあります。物件、案件によって進捗も違いますし、度合いも変わってくる場合がございます。

基本的には、そういった形の大きな方針をつくって、状況については、こういった議会の場で、こういう方針で進めていくといったようなところとか、こういった状況ですというのは、その都度ご報告を申し上げているところかと思っております。

そういった個々の状況がありますので、画一的なところはなかなか難しい面がありますけれども、進捗にあわせた状況の中で皆さんにお話ししながら、ご意見を伺いながら、これは地域の方も含めてですけども、進んでいるといった状況でございます。

○吉田委員 ぜひおっしゃったように進めていただきたいのですが、どうも私たちの感覚では、決まってから説明がされるとか、そういうことが多いように思います。先ほど質問で出されたのは、やっぱり決定の途中での区民のかかわり、情報の出し方は難しいということもあると思いますけれども、ぜひその辺については、区民との協働をいろいろな計画とかでうたっております。それがきちんと進むような形でやっていただきたいと思います。要望しておきます。

○鈴木（博）委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、119ページ、区制70周年記念プロモーション動画制作費と、118ページ、しながわ発見出合い事業、そして時間があれば、121ページ、町会ホームページ運営支援等についてお伺いいたします。

まず、区制70周年記念プロモーション動画制作費ですけれども、これは1,570万円余をかけたとして、去年、平成29年10月26日、「Promise～シナガワにきつと～」という動画をつくられたかと思えます。メインの楽曲の歌唱をされているアイドルグループ「ベイビーレイズJAPAN」という女性5人組のグループなのですけれども、今述べましたとおり、去年の10月26日につくった動画、それに出ているアイドルグループの「ベイビーレイズJAPAN」というグループが、なんと今年の9月24日に解散をしてしまったということで、1年ももたずに解散をしてしまったということなのですけれども、その「Promise～シナガワにきつと～」の歌詞に、「10年後も変わらずに輝く笑顔」と述べていることがかなり皮肉で、1年ももたずに解散してしまっているということなのですけれども、私も悲しみと驚きでいっぱいなので、ただ、これ、税金を投入されていることですから、ちょっと質問をしなくてはいけないと考えております。

まず、この1年ももたずにメインで歌われているベイビーレイズJAPANが解散されたことについての区のご認識と、そもそもこの動画は何年ぐらい使う予定だったのかということ、また、このベイビーレイズJAPANを選んだ選考方法、なぜ選ばれたのかということと、今回のベイビーレイズJAPANの解散の経緯、そして所属事務所や関係者の謝罪や報告などはあったのか、そういった5点お伺いいたします。

○木村報道・プロモーション担当課長 ベイビーレイズJAPANに関するお問い合わせでございます。

まず、解散を知ったときなのですけれども、委員と同じように大変驚きました。それからとても残念に思いました。実際、去年、動画の制作、それから全国シティプロモーションサミットのオープニング、それから3月のブラインドサッカーの世界大会のハーフタイムショーにも出ていただいて、大変盛り上げていただいて、区をPRしていただくというところで活躍していただけた、とても残念に思っているところでございます。

それから、何年使う予定かというところでございますけれども、期間につきましては、特に定めておりません。こういうこともありましたけれども、これからもずっと使い続けていこうかなというふうに思っています。

それから、このグループをなぜ選んだかということでございますけれども、実際の動画制作、楽曲制作につきまして委託をしました。プロポーザルで委託事業者を決めました。その委託事業者の提案の中で示されたアイドルグループでございます。その事務所が品川区にあったということもございまして、ぜひこれはご協力いただこうと思って選考したところでございます。

それから、解散の理由でございますけれども、あくまで公式発表のレベルでしか私どももわからない部分でございます。「何度も話し合いを重ねた結果、この先、全員で同じ方向を向いて活動することができない」というところでございます。それ以上はあずかり知らない部分でございます。

それから、何らかの報告があったかということでございますが、報告はございません。実際には、新聞報道、ネット報道、そういう報道で確認をした次第でございます。

○筒井委員 わかりました。ただ、所属事務所の方や関係者の方から謝罪はおろか報告もなかったと

いうのは、かなり遺憾に思います。

解散してしまったのですけれども、動画は、かなり付随的にもいろいろ活用されているようだけれども、今後どのような活用方法なのか、一旦やり直すとか、そういったことも考えておられるのかということと、やはりこうしたアイドルグループ、芸能人の方を使う場合、やはり芸能界というのは浮き沈みが激しいですし、なかなか急に解散や引退ということもあるかと思えますけれども、なかなか予測ができない中、今回のことを教訓として再発防止の取り組み、例えばアニメーションを使うなど、そういうキャラクターを使ってプロモーション動画を作成するというのも考えられると思うのですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

○木村報道・プロモーション担当課長 今後の活用についてでございます。これは解散報道以前からなのですけれども、実際に楽曲、それからダンスというような形で、資産、財産として区のものとなりましたので、そちらを、例えば保育園でありますとか、学校でありますとか、あと、地域の方が立ち上げたご当地グループ「しながわ学院エンタ部」というのがあるのですけれども、そちらの方々、これは区内の小中学生で結成されたアイドルグループですけれども、こちらの方々に歌い踊っていただいて、各区内のイベントで今、ご活躍をされております。引き続き、そういう楽曲、踊りみたいなものの、普及をこれからも進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、再発防止の部分でございますけれども、委員のおっしゃったとおり、1つの教訓という形にもなりました。確かに芸能人につきましては、そういう部分があることとは思います。ご指摘、ご意見をいただきました部分も含めまして、これからも考えてまいりたいと思っております。

○筒井委員 次に、しながわ発見出会い事業についてですけれども、私も少子化対策は重要だと考えておまして、日本の場合、結婚して子どもを産むというのが大多数のパターンだと思います。まず結婚していただくのが重要だと考えておりますけれども、そのために必要なのは小規模な婚活パーティー助成だけではないと考えておまして、あとで述べたいと思うのですけれども、行政でできる範囲で婚活支援をやっていただきたいと考えております。先ほども出ましたけれども、一旦、婚活パーティー支援は廃止されまして、地域活性化支援を第一義とし、結果的に出会い、結婚を促進するという今回のしながわ発見出会い事業、区内のまち歩きを絡めて行う、これだったらよいのではないかと納得したところもあるのですけれども、しかし、現在の事業内容を見ますと、1つの場所で定点でとどまってやっているような事業が多く見受けられます。今年の2月、きゅりあんで行われたケーキづくりは、2時間半、きゅりあんととどまって行われている。これが地域活性化なのかということも疑問なのですけれども、また、12月には、エル・トレスというイタリアンレストランで、2時間で行う予定だということです。しかも、婚活事業ではないというようなご答弁もありましたけれども、今、区のホームページから楽天オーネットのページに行くと、はっきりと品川区結婚支援事業と書かれているのです。これだと区のご答弁とかなり矛盾しており、区民や反対された議員の皆さんの納得が得られないと思うのですけれども、この点はいかがお考えなのでしょうか。

○伊崎地域活動課長 しながわ発見出会い事業でございます。この事業は、委員ご指摘のとおり、まず地域を知っていただき、仲間づくりから始まり、パートナーづくりまで支援をしていくということを考えている事業でございます。いわゆるマッチングを行う婚活とは異なったやり方をとっております。そういう意味で、婚活ではないというご答弁をしたこともございますが、広い意味で結婚支援ということで捉えていただければよろしいかと思っております。

行政のできる範囲でということで、区のほうも取り組んでおります。こちらはやはり地域を知ってい

ただくということが大事ですので、今年につきましては、まち歩きも含めたイベントを計画しているところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、芹澤委員。

○芹澤委員 私のほうからは、130ページの防災対策について、まず2点お伺いいたします。

昨今、全国でさまざまな災害による被害が相次いでおります。被災前、被災後の対応において、いかに行政と民間がともに事前準備をしているかが非常に重要だと感じております。まず、これまで区で多くの防災協定を締結してきましたが、各種団体との防災協定の締結の流れを改めてお伺いしたいと思います。

○古巻防災課長 協定の締結の流れでございますけれども、今現在、各種団体と協定を結ばせていただいておりますけれども、流れとしましては、まず、先方からのお申し出ということが大変多くございます。その中でこういった形で区と協力体制がとれるのか、何か団体のほうで支援していただけるのか、したいのかといったところを、区と調整をさせていただきます、その中で協定文として内容をまとめて協定締結に至るといった流れが多いという状況でございます。

○芹澤委員 自民党内の要望として私の所属する行政書士会、あとは郵便局なども、区との防災協定を非常に前向きに考えていると伺っております。例えば、行政書士会品川支部においては、罹災証明、廃車の申請、仮設住宅、災害給付金などの申請において、業務提携ができるという準備を伺っております。現在、協定締結に向けて審議されている団体がどれほどあるのかも含めてお伺いしたいと思います。

○古巻防災課長 行政書士会も含めまして、現在、協定を締結した団体数ですけれども、具体的な内容の合意にまで至っていないところも多いので、現在進行中のものについては3つ程度だと思います。ただ、まだ協定するかしないかというところの判断の以前の段階のものも幾つかございますので、そういった意味では、常に3つか4つが協定の締結に向けて進行中というふうにご理解いただければと思います。

○芹澤委員 さらなる協定の輪を広げていただきまして、災害に強い行政をつくり上げていただければと思います。

続いて、防災訓練について伺います。

現在、区内各地で総合防災訓練を行っておりまして、地域ぐるみの防災意識の向上を図るという目的を掲げて、大変に好評であると伺っております。この地域の防災訓練の日程は、誰がどのように決めているのかを教えてください。

○古巻防災課長 まず、区の中で大規模に訓練をしているものとしては、地域の総合防災訓練、それから区内一斉の防災訓練がございます。地域の総合防災訓練につきましては、これは主催が地区の防災協議会ということになってございますので、防災協議会で日程については決めていただいているところでございます。防災協議会は、毎年、5月、6月ぐらいに総会を開いていらっしゃいますけれども、その中で今年度については、いついつに、総合防災訓練を実施しますということでご審議いただいているような状況でございます。

また、区内一斉防災訓練につきましては、これは毎年12月の第1土曜日もしくは第2日曜日ということで交互に行うということで、これは防災協議会の会長連絡会という年1回開いている会議がありますけれども、その中でご同意いただき、区と各地区、これは避難所の開設運営が主な内容になりますけれども、こういった中で訓練の日程を決めているという状況でございます。

○芹澤委員 私の地域の東崎第一地区においては、地域の総合防災訓練と品川区三消防団合同点検の

日がバッティングしており、どちらかにしか参加できないというような状態に今年度なっております。防災をテーマとした催しにおいては、どちらかに参加するというものではなくて、どちらにも参加することを目標として行政が日程調整をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○古巻防災課長 品川区三消防団合同点検との日程のバッティングの件でございますけれども、こちらは地域の中でそういった消防署と情報共有が少しおくれてしまった関係で日程が重なってしまったというような経緯というふうに聞いておりますので、消防団の合同点検につきましては、消防署との情報共有をきちんと行いまして、日程のバッティングがないようにということで、来年度以降、消防署とも話をしまして、そういったことが消防署と地域が、お互いに、いつ行事があるのか、そういうようなところをきちんと情報を共有しまして進めていきたいと考えております。

○芹澤委員 では、続いて、118ページの広報広職費に関連して品川区の行政不服審査会についてお伺いいたします。

行政不服審査会においては、行政手続にて、区民、事業者の方々になされた行政処分等の適正性を保つ最後のとりでとして大変重要な機関であります。まず、この品川区の行政不服審査会の、過去、現在の委員の肩書を教えてください。

○中元広報広聴課長 品川区行政不服審査会の委員の肩書でございますが、現在、3名の方でございます。肩書としては、弁護士の方、大学の法学部の教授で、刑法関係の方、元自治体の幹部職員だった方の3名でございます。

○芹澤委員 品川区行政不服審査会規則では、委員の選定について、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者のうち、区長が委嘱するという記載がございます。そういった意味では、行政の手続を専門として、行政不服申し立てにおいて代理資格を持つ特定行政書士を委員に活用するのも公正な判断に寄与できると考えますが、いかがでしょうか。

○中元広報広聴課長 行政不服審査会でございますが、ご存じのとおり、第三者機関が、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の適否を審査する機関でございますので、先ほど申し上げましたが、法解釈の専門家である法曹関係者、また、行政に精通した者を委員とするということで、総合的な観点から今後も選任を行っていくべきものと考えております。

○芹澤委員 この行政書士においては、総務省、あとは他の地方公共団体の行政不服審査会で行政不服審査法が改正された当初から、行政書士が弁護士、教授とともに委員に選ばれており、適格性においては問題ないかと思っておりますので、ぜひ前向きに委員の選定についてご検討をいただければと思います。

では、続いて、116ページの地域住民と外国人との交流促進について伺いたいと思います。

まずは、この事業の内容についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○遠藤協働・国際担当課長 地域住民と外国人との交流促進の事業の趣旨でございますが、外国人が地域についての理解を図り、地域と区を訪れる外国人との交流を含め、地域における国際交流の向上を促進できる事業展開をしているものでございます。

○芹澤委員 現在、国会のほうで、来年4月の改正に向けて、外国人の在留にまつわる資格の法律、いわゆる入管法の改正議論が行われております。既に品川区では、1.3万人の外国人が暮らしており、この法律の改正がなされれば、さらに多くの外国人が品川区で雇用、居住されることになるかと思いません。私もこれまで行政書士として多くの外国人雇用に携わってまいりましたが、外国人雇用には、手続不要、安価な労働力など、さまざまな誤解がまだまだ蔓延しており、実際にブローカーという存在も確

認しております。入管法の規制に違反した場合、ブローカーはもちろん、品川区の事業者、外国人、さまざまな方々が罰せられることとなりますので、国と連携しながら、品川区が事前に情報を提供することが必要だとも考えております。

2016年に外務省と品川区が共催して外国人受け入れに対するワークショップを行ったということも記憶しております。この入管法においては、まだまだ改正予定でございますので、区の対応もこれから検討していくことになるかと思いますが、それを前提とした上で、今回の改正は、建設や介護業界などが特に影響してくるかと思っております。こういった業界に対しての今後の情報提供のやり方、内容、スケジュールなどが決まっていれば教えてください。

○柏原企画調整課長 国の法令ということで、今、改正の動きが出ているといったところでございます。区といたしましても、そういった内容を注視しながら、どういった区の仕事であるとか、それから、今おっしゃっていただきましたけれども、雇用関係にどういった影響があるのかというのは十分に研究を進めながら、こういった業界の方々、人手不足と言われているところでございますけれども、こういった形でお知らせするのがいいのか、区として何ができるのかというのは、十分研究してまいりたいと思っております。

○芹澤委員 違法な状況下で雇用された外国人においては、やがて失踪したりとか、さらに悪質な就労に走り、新たな犯罪につながることを確認しております。適正な情報を提供し続け、雇用事業者、外国人、あとは区民を含めて犯罪に巻き込まれないようご支援を行っていただきますようお願いいたします。

では、続いて、123ページの歩行喫煙防止推進経費についてお伺いいたします。

歩行喫煙防止については、昨日の委員会でもお話がありましており、処分件数は一昨年の16件を上回り181件に達したというようなお話を伺っております。パトロールも月1日から16日に強化されたということで、品川区が歩行喫煙防止に力を注いでいただいていることは高く評価いたします。

一方で、指導件数において、多くの地区が一昨年を上回った中で、五反田地区のみが3割近くまで減少しているということについて、その理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○菅生活安全担当課長 五反田地区におきまして、はっきりした原因はわかりませんが、これまで五反田駅の東口に喫煙所を去年の6月まで設置をしておりました。こちらをJRの再開発の関係で撤去せざるを得なかったということで、そのため、その地区におきまして巡回パトロールの回数が増えたということで、おそらく減ったのだというふうに考えております。

○芹澤委員 今お話しいただいたとおり、東五反田駅の喫煙所、あとは、西五反田も今、目黒川のところが再開発で喫煙所が撤去されております。この周辺でまだまだ歩行喫煙が減っていないというのが私の認識でございますので、ぜひとも五反田地域の指導件数を取り締まりを含めて増やしていただきまして、きれいな五反田をつくるため、行政のほうからもサポートしていただければと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、つる委員。

○つる委員 122ページ、生活安全推進事業、それから116ページ、非核平和都市品川宣言事業、それから131ページ、防災関係組織経費等々を伺っていききたいと思います。

まず、生活安全推進事業ですが、登下校中の子どもの安全確保の観点であります。今年発生した新潟での本当に悲惨な事件を受けて、国全体で、政府を挙げて子どもの防犯対策ということで対策がとられているところでありますけれども、その中で、登下校防犯プランに沿って、9月末までに空白地帯等を確認する、不審者が身を潜めやすい場所があるかどうかということの把握をすると思いますが、品川区

の状況を教えてください。

○大関教育総合支援センター長 各学校は、9月末までに通学路を中心としました安全上の確認を実施いたしました。これは例年9月末までに交通安全の観点からも全校がヒヤリハット地図を作成しておりますので、その点検の際に、あわせて危険の可能性のある情報等を警察署よりいただいたものも参考にしながら、学校、PTAの協力も得ながら点検をしたものでございます。

○つる委員 そうした状況、ホームページとかで確認した段階では、まだ集計とかが出てこなかったのですが、要は、現場で活用するということが重要なので、区としてしっかり把握、連携していくということが大事であり、その上で、このプランの中でも示されておりますが、そうした自治会とか教育委員会、警察、PTAといったところと、まさに地域の連携の場という表現になりますが、これについては既存の組織体とかも活用してとありましたが、品川区においては、既に交通安全協議会とか、そういう似たようなものがあると思うのですが、本区においてはどのような場になるのか教えてください。

○大関教育総合支援センター長 学校の観点からになりますが、交通安全だけでなく、生活安全の観点も含めまして、子どもたちの通学路を中心に、安全という部分は、これはもう毎年確認をしているところでございますが、その内容につきまして、既存のさまざまな協議会を通じまして、情報共有はしているところでございます。また、教育委員会といたしましても、関係各課と情報共有しながら、今後の充実に向けて検討を進めている最中でございます。

○つる委員 いずれにしても、しっかり各関係機関が連携をとって、子どもたちの安全がしっかりと担保されるということが大事かと思えます。既に品川区の場合は、通学路の防犯カメラとか、学校近辺のカメラ等がしっかり設置されていると聞いておりますが、そうした中で、これは交通安全啓発として対策いただいているヒヤリハット地図があると思えます。これについて触れるというわけではないのですが、それ自体は交通安全の観点で危険な箇所をしっかりとポイントで示していくというものでありますが、そうした地図上でしっかりと把握ができる、こういったことがやはり防犯対策を進めていくという部分でも大事なところで、例えば、紙ベースとかであれば、これは塚本副委員長の地域でお配りいただいているそうではありますが、地域安全マップ、「こども110ばんマップ」という名称にしているそうですけれども、そうしたものをつくって、危険だと思った箇所とかを示したものを掲示板にはっている、そういう独自の取り組みをやっているところもあります。そうしたところで、例えば狛江市などは、来年3月、本格始動ということで報道にもありましたけれども、ゼンリンと提携して、そうした危険箇所とか、危ないと思ったところ、不審者情報等が発生したところをしっかりと地図でポイントしていくというものをクラウド上でやっていくということが報道にもありました。当然、子どもが嫌だと感じる不審者情報というのは、いわゆるプライバシーに配慮した情報整理はしていかなければいけないと思うのですが、その上でしっかりと発生地点とかの情報が地図上でもわかるようにするため、ヒヤリハット地図を活用というか、参考にしたようなものも必要になってくると思うのですが、このあたりについてお考えをお知らせください。

○菅生活安全担当課長 地域安全マップにつきましては、PTAを中心に、各学校でつくっていただくよう、警察からも指導していると聞いております。

ただ、今委員がおっしゃられたような形で、地域安全マップが誰でも見られるような状況になってしまうということに関しましては、これは逆に犯罪者にとっても悪用されるという懸念もございます。現在、不審者情報につきましては、各学校から保護者の方に対してメールで発信したり、また、警視庁におきましても、「メールけいしちょう」というシステムを使って、保護者の方には情報提供していると

ころでございます。

他の自治体でも今後こういった取り組みがされるということですので、今後、他の自治体も参考にしながら、また、保護者の方や学校のほうからもご意見を聞きながら、今後、調査研究していきたいというふうに考えております。

○つる委員 今ご答弁の中にあつたそうした懸念の部分もあると思うのですが、一方で、警察庁も含んだ政府の全体の中で、そうしたプランとして示されているわけです。実際に先行的な形でほかの自治体に取り組んでいるわけですから、今ご答弁あつたように、そうしたところも参考にさせていただいて、当然そうした犯罪者に資するような仕組みは、これは意味のないことでありますけれども、しっかりと子どもの安全が担保される、そして周りの方が、地域の目がしっかりと生かされ、今、地域で見守っている方の高齢化の問題とかがさまざま指摘されている中で、幅広い世代の方が、この中でも言われていますけれども、ながら見守りとか、そうしたところにしっかりと活用できるような、そういう仕組み、これは必要かと思いますので、政府からも示されていることでもあります。なので、しっかりと検討をしていただきたいと思います。

次に、今、まもるっちを活用するかどうかということも含めてなのですが、別の仕組みでもいいかと思うのですが、よく私立の学校などでは、登下校時の管理が、例えば職員の方が出退勤の管理をするように、機械にタッチをすると、それが今、登校しました、下校しましたということが保護者の方にメールで行くようになっていきます。民間の学童などもそういう仕組みがあるものがありますけれども、例えば、まもるっちそのものの活用も含めて、そうした子どもたちが登下校ないしすまいるスクールとかの入退室をしっかりと管理できるようなものが保護者に発信されるだけでも、子どもが今、学校を出たのかどうか、帰ったのかどうか、この確認ができるだけでも非常に安全確保という部分では大きく資するのではないかと思います。このあたりについてお考えを教えてください。

○菅生活安全担当課長 今、委員からいろいろご提案いただきました。確かに学校の登下校時の管理は必要かというふうには考えております。ただ、実際に児童が何らかの犯罪に巻き込まれるような場合は、登下校時間帯におけます通学路、こういったところが非常に危険な箇所というふうに認識しております。そういうことを考えますと、まもるっちは、実際にリアルタイムで区役所に設置しておりますまもるっちセンターに通話ができる、また、位置情報もとれるということから、さらに進化したシステムだというふうに考えております。

また今後、各学校、区の兼ね合い、システム開発事業者、このようなどころといろいろ協議して相談していきたいというふうに考えております。

○つる委員 二重三重の網の目というところが大事かと思えます。セーフティネットを強化していく。確かにすまいるというのはすごく優れた仕組みだと私もすごく評価する声を聞くわけではありますが、そこにしっかりとそうした機能も加えていく、また別の仕組みでそうしたところも入れていくということも、やはり保護者、また地域にとって防犯対策の協力を得ていくということと、保護者、また子どもたち本人の安全を担保するということでも非常に必要な仕組みだと思いますし、このプランにもしっかりとそうした活用についても載っているわけです。そうしたことも含めて積極的に検討いただきたいと思います。

次に行きます。非核平和都市品川宣言です。これ、再来年、ちょうど2020年が宣言から35周年に当たるということで、年度としては2019年度、来年度となっていると思います。この間、さまざまな機会、昨年第3回定例会でも質問をさせていただきましたが、例えば2020年オリンピック・

パラリンピックの機会も捉えて、品川区としての平和の発信の機会にしたらどうだということで、これまで平和サミットとか、平和教育イベント、それから平和の種を配布したらどうでしょうかというようなご提案もさせていただきました。ぜひそうしたところでさらなる推進もお願いしたいという意味で質問していきたいと思いますが、ただ、この品川区としての取り組み、35年もたつわけですが、区民の方に対して、品川区の平和に対する発信について、どれだけ普及しているのか、品川区として普及度をどのようにはかっているのか教えてください。

○米田総務課長 来年度がちょうど非核平和都市宣言を行ってから35周年ということで、その辺については、今、お話のあったこと等も踏まえて、来年度の事業の予算の中でどのようにしていくかということは、これから検討を進めるところです。

実際、非核平和の意識の普及度ということについては、今のところ、どこかのところで定期的にやっているというわけではございませんけれども、例えば、区政全般に関する調査を行うような中で、1項目そういうものも入れて、区民の方の意識を問うていくというようなことについて検証してみるのもいいのかと思っておりますが、今行っていることをきちんと実施していく、そのことによって、一定程度、非核平和都市品川宣言、この事業の宣言文だったり、事業の内容だったりをきちんと伝えていくことが、やはり肝要なのかというふうに考えているところです。

○つる委員 ぜひしっかりと進めていっていただきたいと思いますが、やはり戦後どんどん時間が経過する中で、その記憶等も風化させてはいけないわけですが、平和を希求するという意味で風化させてはいけないわけでありませぬけれども、そうした品川区としての平和施策、その取り組みについてもしっかりと継承していかなければいけないというところでは、パグウォッシュ会議をつくるきっかけになったラッセル＝アインシュタイン宣言のラッセルさんの言葉に、若い人たちが全世界的協力の可能性に気づかせること、そして人類全体の利益について考える習慣を生み出すことが教育の目的の1つであるという言葉があります。非常に大事な視点かと思えます。

そうした意味で、やはり若い世代の人たちが平和の大切さ、戦争の悲惨さ、これをしっかりと今の現実生活の中でどう感じて受けとめていくか、テレビをつければそうした報道等があるわけですが、現実世界、私たちの日常生活の中で、戦争とかそういう争いがあることや、戦争だけではなくて、やはり日々の生活の中で困窮されていることも、広く見れば、それも悲惨さというところでは平和とは反対の状況なのかということも含めて、そうした認識がしっかりと継承される、そういう仕組みづくりが大事かと思えます。

そうした部分で、先ほど言った、ちょうど来年度、35周年になるわけなので、若い世代の方たちに対する平和教育、これは品川区が加入をした平和首長会議の中でもしっかりと示されている部分があると思いますが、そうした若い世代の方たちへの平和教育について、さらにもう一步、どのように進めていくか教えてください。

○米田総務課長 今お話がありましたように、特に青少年に向けた意識啓発をやっているところです。学校の中で、当然、生活の中で、生命の尊重ですとか、あるいは人を思いやる、そういうような気持ち、突き詰めて言えば、争いのない平和な暮らしだったり、平和な社会をという中の1つの指標として、非核平和の事業も各学校の中で、代表者1名にお願いして、それを体感していただき、学校に戻って伝えていただく。要するに、裾野を広げるというようなことで、特に広島の方ですけども、事業を行っていますので、そういうようなことをきちんと実施していくことによって、若い人たちへの広く言えば、世界平和に向けた意識啓発が品川から発信できるのではないかと、このように考えてございます。

○つる委員　大きいイベントをやっていたり何をして、やはり一番大事なことは、1対1というか、本当に一人ひとりの心の中に平和の火が灯っていく、その1人がまたいろいろな方に対話を通じて平和を広げていただくということが、やはりそれが平和に向かう一番の近道だと思いますので、そうした部分でしっかりと品川区として平和施策の拡充をこれからさらにお願ひしたいと思ひます。

○鈴木（博）委員長　会議の運営上、暫時、休憩いたします。

○午後0時01分休憩

○午後1時00分再開

○鈴木（博）委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願ひます。おくの委員。

○おくの委員　126ページの区民施設費に関連して、各施設への磁気ループの設置について伺ひます。

まず、品川区の施設の現状を伺ひます。

区民施設費にある13個の地域センター、ウェルカムセンター原、こみゆにていぶらぎ八潮、荇原平塚総合区民会館、5つある文化センター、また関連して、区民の皆さんがこれらの地域センターや文化センターと同様の使われ方をしている中小企業センター、これらの施設への磁気ループの設置の有無、また、設置されている場合には、どの部屋でも使うことができるのか否か、あるいは受信機ないし補聴器の台数をまずお教えください。

○伊崎地域活動課長　私からは、地域センターとウェルカムセンター原についてお答えを申し上げます。

地域センターには区民集会所が併設されておりまして、区民集会所のほうに、今、3カ所、磁気ループではございませんが、同様の機能を持ちますワイヤレスPAシステムというものをに入れてございます。このワイヤレスPAシステムは、今現在、品川第一区民集会所、大井第二区民集会所、荇原第五区民集会所の、それぞれ第一講習室、一番大きなお部屋に入れてございます。

受信機でございますが、それぞれ送信機が1台、受信機が2台、イヤホンが2台ということになっておりまして、アンプに接続して使用する形となっております。

ウェルカムセンター原には、導入はしておりません。

○立川文化観光課長　それでは、文化関係施設につきまして、ご説明いたします。

まず、きゅりあんでございますけれども、大ホールにつきましては、骨伝動ヘッドホンが5台用意してあります。

また、イベントホールにつきましては、磁気ループを10台ご用意しているところでございます。

スクエア荇原につきましては、平塚ホールに常設型の磁気ループがございまして、そのほかの部屋でご利用いただけるように、移動型の磁気ループにつきましては、受信機10台を用意しております。

また、五反田文化センターの音楽ホールにおきましては、受信機4台を用意しているところでございます。

○山崎商業・ものづくり課長　中小企業センターにつきましては、主な利用の目的が企業向けの利用ということでございまして、磁気ループは導入はしてございません。

○おくの委員　残念ながら、品川区の区民施設ではまだまだ整備されていないのということがわか

りました。しかし、区民の皆さんには、年齢を重ねるとともに、耳の聞こえが悪くなられている方がたくさんいらっしゃるというのが私のこの間の実感です。また、荏原医師会からいただいた資料には、我が国でのある調査では、65歳以上では、約30%から40%以上の方、また、75歳以上では、約70%以上の方が難聴者だそうです。聞こえが悪くなれば会話にも加わりにくくなり、地域活動などさまざまな活動から足が遠のいていきます。だからこそ、この磁気ループあるいはそれのかわりになるような設備による支援が大事だと思います。

これを体験した方の中には、難聴がまるで治ったかのような感覚だったとまでおっしゃる方がいらっしゃいました。ましてや今の時期、障害者差別解消法により、障害者への合理的配慮が求められる時代です。そういう今だからこそ、私は磁気ループによる支援が一層大事だと思います。

また、この品川区議会では、今年になってから5つの委員会室全てに簡易な磁気ループのかわりになるような無線式のを導入しました。同様に、磁気ループの設置されていない地域センターなどの区民施設全てに、早急に設置するように私は求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○伊崎地域活動課長 地域センター併設の区民集会所あるいはその類似施設につきましては、施設の放送機器の状況を確認しつつ、順次、導入をしていこうと考えているところでございます。

○おくの委員 順次というのは、近々に13カ所全部に入れるという理解でよろしいのでしょうか。

○伊崎地域活動課長 設置には経費を要しますので、予算の審議などをいただきまして、順次、計画をしていこうと考えているところでございます。

○おくの委員 費用に関しては、簡易なものが送信機で5万円弱、そして受信機で4万円弱、地域センターに設置されたものも、この区議会に設置されたものも同様の値段だと伺っております。予算上の障害はないと思いますので、私としましては、早急に設置されることを強く求めて、次の質問に移りたいと思います。

磁気ループが設置されていても、区民に知られていなければ意味がありません。そこで、各施設のホームページに、磁気ループが利用できる旨を目につきやすく、かつわかりやすく掲載することを求めたいと思います。そして同時に、個々の施設のホームページだけではなくて、磁気ループや、それと同様の機能を果たす設備が設置されている施設が一覧できるようなページをぜひ品川区のホームページ上に、各施設のホームページとは別個に、特別に設けていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○木村報道・プロモーション担当課長 磁気ループの有無の施設一覧への掲載、それから、特設サイトの設置ということでございますけれども、ホームページの全体の構成を含めまして、表現方法その他につきまして、これから考えてまいりたいと思います。

○おくの委員 個々の施設のホームページ、それとは別の一覧できるページを設けるよう強く求めて、私の質問は終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木（博）委員長 次に、いながわ委員。

○いながわ委員 今回の総務費の款の中に、非構造部材耐震化工事等が数カ所書かれています。これは平成29年度中に全てが終了しているかどうか、また、品川区の行政財産や普通財産の中で、まだ非構造部材の耐震化が終了していない施設が実際にあるのか、あるのであれば、具体的に説明をお願いします。

119ページのイメージアップ運動経費の品川音頭リニューアル経費、これは平成29年度の当初予算では900万円が計上されていたのですが、実際には、1,000万円を超えて当初予算よりも120万円ぐらいオーバーをしています。通常であれば、しっかり見積もりをとって予算書に載せて

いると思うのですが、この120万円は結構大きいと思うのですが、なぜそうってしまったのか。

122ページの生活安全サポート隊、客引き防止パトロール隊活動費の7,200万円余、123ページの歩行喫煙防止推進経費の7,000万円余、これはどちらも人件費や委託費とかで生活安全課が所管をされていると思うのですが、これは東京都や国の補助金でひもつきという表現がいいかどうかはあれなのですが、限定的な補助金で品川区に入ってきているので、こういう表記の仕方というか、こういう決算の載せ方しか、予算の載せ方しかできないとは思いますが、人件費と委託費で7,000万円が載っているというのが、これはスリム化できるのではないかと、もともとの出どころが限定的なので、それはどうにもならないのかもしれませんが、やはり生活安全サポート隊も客引き防止に関しても、外に出るお仕事であって、歩行喫煙に関しても人件費、3人常駐ということで、外に出るお仕事でありますので、その辺は合理化をしたほうがいいのではないかとと思うのですがでしょうか。

131ページの消防団運営経費、過日も質問させていただいて、品川区の理解としては、消防団員に対して本当に地域の安全安心、正業のかたわら活動していただいているところに、本当に敬意を表されているということであります。なおかつ、消防団のOBに関しては、地域の町会などに入ってさまざまな活動をしているという認識も品川区にあるということが前回の質問でわかりました。そこでOBの活躍の場をしっかりと設けてくださいという要望に対し、区としても考えていきたいというご答弁を頂戴いたしました。現状どうなのか。もちろん消防庁が管轄する消防団ですが、OBはもう既におやめになられて、町会に入っているの、そういった資格とかスキルの高さを考えたら、しっかり品川区が、きちんと活躍できるステージをつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、ページ数がわからないのですが、この後、12月には一斉防災訓練で避難所訓練があるかと思えます。その避難所訓練に関して必要なもの、例えば教室ごとに町会が割り振られると思うのですが、例えば教室にこういうものが災害時には必要だと考えた要望があったときに、これは教育委員会の学校の整備として扱うのか、それとも防災課の防災関係で扱うのかどうかということをお教えいただきたいと思えます。

先ほど、午前中に芹澤委員からお話がありましたが、災害時における応急対策業務に関する協定ということで、俗に言う災害協定、防災協定といわれるものだと思うのですが、今、実際に登録している団体数、マンションもそうかもしれませんが、さまざまあるかと思えますが、団体数と、即戦力になる団体がどれぐらいあるか、それはもしかしたら医師会かもしれませんし、建設4団体かもしれませんし、即応部隊といえますか、それが大体何団体あるかということをお聞かせいただければと思います。

○小林施設整備課長 私からは、非構造部材耐震化工事のお話をしたいと思います。

非構造部材の耐震化につきましては、平成29年、去年でございすけれども、おおむね終了しております。

○中元広報広聴課長 私からは、品川音頭2017に関しまして、予算を上回った支出についてご説明を申し上げます。

当初の予算では、品川音頭のプロデュース代とか著作権整理、また、音源制作、歌唱収録、CD、DVDの原盤の製作、また特別番組の制作等の予算で見積もっておりましたが、その後、やはり区民への周知をしっかりとしていきたいということで、歌手の方に幾つかの地域のイベントにも出ていただいております。そのような出演の経費、また出演に当たりまして、民謡連盟の方々に後ろで踊っていただいたりすることがありました。そのときに、その方々へのお礼でございすとか、そういうものも出てきましたので、少し上回ったところでございす。

○古巻防災課長 私からは、一斉防災訓練の関係のご質問と、あと、協定に関してのお答えをさせていただきます。

まず、一斉訓練で必要になるものの調達でございますけれども、これについては物によってというか、防災訓練で必要なものについては防災課のほうで予算措置がされると思いますし、学校で平時使うようなものについては教育委員会にということで、それは物によって分かれていきますので、その辺は学校と連携協議しながら、必要なものについて対応していきたいと思います。

また、協定でございますけれども、9月末現在の数字になりますが、協定の締結数は156件になります。団体数にしますと、複数団体で同じ協定ということがございますのでもう少し多くなりますけれども、即応態勢がとれる団体は、捉え方として難しい面がございますけれども、基本的には、ほぼ全ての団体が即応していただけると。そのための連絡体制についてもきちんと対応しているところでございます。

○富澤災害対策担当課長 私からは、消防団OBの方々の活躍の場の提供でございます。

現在、消防団OBの方々につきましては、年末年始の警戒や、また町会・自治会の訓練の指導などを行っていただいているところでございます。

消防団で培った知識や技術を生かしていただいて、地域の安全安心のためにご活躍をしていただいているところでございます。

また、新たなステージというところで、各中学校の生徒のポンプの指導、そういうところでご活躍をしていただく。または、町会の避難所の会議の中で、アドバイザー的な役割として活躍をしていただくなど、いろいろとこれからも区として考えながら、消防団OBの活躍の場の提供を考えていきたいと思っております。

○いながわ委員 耐震に関しては、おおむねということで、字のごとおおむねということなので、まだ終わっていないところはしっかり計画的にやっていただきたいと思います。

一斉訓練、要は、避難所になる場所ですので、教育委員会にもかかわってきますので、ぜひそこは課長がおっしゃったようにしっかりとした連携をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

消防団に関しては、OBの皆さんを、ぜひ品川区の防災対策の1つの組織として組み込んでいただいて、しっかり活躍の場を設けるために、またいろいろお考えいただければと思います。

最後に、災害時における応急対策業務に関してですが、即応部隊、例えば建設4団体はみずから訓練もされておりますので、そこに必要になるものの配備、災害救助のため必要なものがさまざまあるかと思っておりますので、その辺についてしっかり連携をとって要望にこたえていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○古巻防災課長 協定に基づきまして、どういった対応ができるか、十分に努力していきたいと思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、115ページ、大学との協働の推進、122ページの協働推進経費について、しながわすまいるネット、またイベント情報についてお伺いいたします。

まず、協働推進経費の中で、しながわすまいるネットについてお伺いいたします。

生涯学習、スポーツ団体、町会・自治会、ボランティア団体、NPO法人、社会貢献活動をしている企業などが利用可能かと思っておりますけれども、誰がどのように利用しているのか、特定のサークルですと

か団体の利用が多くなっているのかなというようにも見受けられますけれども、いかがでしょうか。

月のアクセス数ですけれども、平成28年度の約1万2,000件というところから、平成29年度のほうが1,000件減少しているかと思います。また、操作講習会も12回から3回ということで、回数を減らしての開催をしているようなのですけれども、こちらは数年たってきて、団体が操作になれてきたというあらわれかもしれませんけれども、しながわすまいるネットの町会ページなどに関しては、更新されていないような町会も多く見られます。町会・自治会のページでは、初期のプロフィール紹介が掲載されておりますが、平成25年から26年にかけて整備をしていただいて、それから年数もたっておりますが、ほとんど更新されていないというような状況がある中で、区はどのように捉えていらっしゃるのか教えてください。現在のしながわすまいるネットの利用状況を詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○遠藤協働・国際担当課長 区民活動情報サイト「しながわすまいるネット」についてのご質問かと思いますが。

まずこちらにつきましては、町会、NPO、サークルなど、任意団体も含めまして、社会貢献団体等がみずからの宣伝など、イベント告知、メンバー募集等について、自由に登録していただくだけで、簡易な方法で情報の提供ができるということで、プラットフォームとして用意させていただいているものでございます。

平成28年、月約1万2,000件が、平成29年のときにちょっと下がったということなのですが、現在、平成30年度につきましては、昨年1万500件程度だったものが、また1万1,000件程度に持ち直したということがございますので、引き続きこちらについては情報提供していただけるような形で団体のほうに促していければというふうに思っております。

それから、町会の情報が更新されていないということなのですけれども、当初、こちらのしながわすまいるネットを導入したときに、全ての町会についてまずは登録させていただきますということで、こちらからお願いしながらやったところがございます。その中で、今まで講習なり、あるいは、今でも電話相談なども行っているところではございますけれども、なかなか町会の方には難しいというか、ハードルが高いようなところもあって、頻繁に更新していただいているところもあるのですが、なかなか難しいのかというふうに捉えております。

○横山委員 ご説明ありがとうございます。電話相談ですとかいろいろご苦労、働きかけなどをしていただいているということなのですけれども、何年かたってみまして、実際どのように運用していくのかというところ、区民活動情報サイトの役割をいま一度見直していただくということも必要なのかというふうに考えております。品川区民活動情報サイトとして、今後どのようにしていくのか、方向性をお伺いしたいと思います。

また、ほかの自治体ですと、スマートフォンへの対応がされているサイトですとか、イベント情報をグーグルカレンダーなどへ取り組みができるサイトというような工夫がされているものも見受けられます。スマートフォンからのアクセスというのも最近かなり多いのかと思うのですけれども、見やすさという点で、スマートフォンへの対応というか、配慮がどのようにされていますでしょうか。そのあたりも教えてください。

○遠藤協働・国際担当課長 しながわすまいるネットのスマートフォン等への対応でございますけれども、現在、こちらはもともと業者のほうにパッケージがございまして、そちらをうちのほうに若干カスタマイズして運用させていただいているところがございます。その大もとのところが、今現在、

おっしゃるとおりスマートフォンなどでも見られるようにという形で、いろいろと考えているようでございまして、今ちょうど開発中だというふうに伺っておりますので、こちらのほうからできるだけ区民の皆様の見やすいような、容易に情報を取得できるような形のものでつくっていただけるように、協力しながらやっていければというふうに思っております。

○横山委員 町会の情報や自治会のイベント情報など区のイベント情報については、一元化して発信できるように検討を進めていただくことを要望したいと思います。

昨年の決算特別委員会でも質問させていただいた部分なのですが、システム上の課題ですとか、イベント情報の収集、選択については協働推進係、区のイベントの発信については広報広聴課、オープンデータのワークショップ等を実施している情報推進課、それぞれ検討していただけるということでご答弁いただいたかと思うのですが、現在の状況を簡単に教えてくださいませんか。

○遠藤協働・国際担当課長 昨年の決算特別委員会でもご報告いただいたところでございます。情報となりますと、今、うちのほうは、団体のほうに載せていただくということで進めさせていただいております。今後、数多くのところが載せていただければ、しながわすまいるネットで多くの情報ができるだけ載せられるので庁舎内の各課にも積極的に、あるいは団体のほうには、できるだけ使っていただいて、なかなかこちらから情報を取りに行くというのは難しい面もあろうかと思いますが、できるだけ区民の方がすぐに見られるような形のもので進めていければというふうに思っております。

○山本情報推進課長 イベント情報のデータ化についてでございます。今、実証実験中なのですが、ホームページの情報から自動的にオープンデータを生成する実験を行ってございまして、こちらを対象として、今、イベント情報を対象に行っているところでございます。こちらでうまくいきましたら、その後、オープンデータ化して公開していきたいと考えてございます。

○横山委員 実証実験としてオープンデータ化も行っていたりですとか、しながわすまいるネットの今後の方向性ですとか、検討いただきながら、各団体の情報共有や一元化を図っていただいて、区民の方がより利用しやすいシステム構築を再度検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、大学との協働の推進についてをお伺いいたします。

しながわ大学連携推進協議会の作成する「しながわワールド」の現在の状況を教えていただきたいと思っております。

学生主導による検討を深めるということなのですが、賢く物事を柔軟に捉えることのできる10代、20代のデジタルネイティブ世代が、どんどん区政にかかわっていただけるように施策を拡充していただきたいと思っております。私自身、アラフォーになりますけれども、時代おくれの古い価値観を若い世代に押しつけることはしないように心がけているのですが、気づかないところで、つい自分の成功体験にとらわれてしまいそうになる瞬間は誰にでもあるのかもしれないというふうにも思っております。どの世代の価値観もそれぞれの時代背景がありまして、否定するものではありませんけれども、今は昭和の価値観やインターネットのない時代から、さまざまなことが急速に変わる過渡期でありまして、いつまでも変わることができないのは私たち大人たちの意識なのかというふうに分析しております。そのことが複雑な課題をより複雑にしたり、解決から遠ざけてしまっているような場面もあるのかなというふうに感じておりますけれども、大学生というのはスピード感を持ってやるべきことや課題を理解しながら動くこともできますし、上の世代が動く場合と比較して、コストパフォーマンスも高いかということがいえるかと思っております。こちらの大学生の力をぜひ発揮していただけるようにと思うのですけれど

ども、お願いいたします。

○米田総務課長 大学連携推進協議会が発足したときから、学生の自主的な運営をということで、話し合いにも参加しておりますが、基本的には学生のどういうふうに行っているかということにお任せしているところです。

その中では、品川区の魅力を各大学ごとに、今はとりあえず四半期ごとに発信しているということ、しながワールド、自分たちが注目した話題についてをインターネット等で公開をしているところがございます。こちらは、学生の学業と生活をやりながらというところで、両方かかわっていくことがなかなか難しい中ではありますが、その辺を見据えつつ、今後も進めてまいりたい、このように考えてございます。

○鈴木（博）委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 130ページ、総務費の防災対策費に関して防災協定について、続けて質問させていただきます。121ページ、地域振興費の町会・自治会加入促進支援、130ページ、防災行政無線管理費、最後に、131ページ、防災区民組織育成費から質問させていただきます。

まず、先ほどもありましたが、土業との防災協定について伺います。

午前中、補欠選挙で当選されました芹澤委員からも質問がありました。私も行政書士品川支部に登録させていただいております行政書士の一員ですので、引き続き質問をさせていただきたいと思っております。

私が登録したのは今年に入ってからの新米で、芹澤委員は大学卒業後から、なりわいとしてやられている大ベテラン、大先輩です。教えを請いながらしっかりやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

行政書士会品川支部から災害時における協力の協定についての提案が防災課に対してなされております。お聞きしたところによると、今年初めにかけて、その提案をして、区の要請にこたえて今年の6月ぐらいに文面案を示していると聞いております。先ほども前向きにご検討している旨の答弁がありましたけれども、念のためにお伺いしたいのですが、これはなぜ必要なかというところで、2年前の熊本地震、平成28年4月のときには、熊本の行政書士会が被災者と行政の橋渡しになって、罹災証明書の申請の受付を3カ月間にわたって何百件も行ったということが全国的に話題になって報道もあったということになっております。

最初の申し入れから1年ぐらいはたっているのですけれども、私も内容をよく読みましたけれども、全くのボランティアで、費用弁償等を行政書士会等は求めているものではありません。そういう意味では、非常に前向きに進めていただきたいという思いがあります。その間にも、北海道胆振東部地震等、さまざまな災害が起きている状況もあります。災害が起きてから協定を結ぶというわけにもいきませんので、なるべく早く可及的速やかに協定を結んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○古巻防災課長 行政書士会との協定についてでございますけれども、ただいまご紹介いただきましたとおり、協定の案文の最終的な校正の段階でございますので、そう時を経ずに協定の締結に至ることができるかというふうには今考えております。実際に災害が起きてからでは協定の意味がありませんので、なるべく早く締結できるよう事務を進めていきたいと思っております。

○あくつ委員 なるべく早くというお答えをいただいて安心いたしましたけれども、罹災証明書、当然ご存じのとおり、品川区が被災の状況、被害の状況を証明するものということで、全ての被災者の支援策のもとになるものであります。被災者生活再建支援金の給付、また、住宅等の融資、減免、保険料の法的扶助、また、仮設住宅の提供といった現物給付、こういうものに対する全ての基礎となるもので

すので、これが何百件の押し寄せてきた場合、本当に押し寄せることが想定されますので、なるべく早くお願いしたいということが1つ。

それともう1点ございます。ほかの自治体、全国を見ますと、ほかの士業との連携、弁護士、弁理士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、司法書士など国家資格の8士業、行政書士も入りますけれども、そういったものをまとめてとっているパターンもあります。はっきり言えば、災害時にローンが残っている家が倒壊してしまった。不幸にもご家族等がお亡くなりになって相続の問題が発生する。当然、年金とか障害年金、生活保護などの公的扶助について変更が求められる。繰り返しになってしまいますけれども、区役所の窓口だけで、対応できる災害になるかどうか、これは起きてみないとわからない。ですから、専門家である士業と連携して、こういう協定を結んでいくということも必要かと思えます。

ただ、先ほど、午前中にもご答弁あったとおり、これは士業からの申し出が当然前提になるわけで、こういう士業からの申し出があった場合、都の行政書士会との連携がうまくいった場合、こうしたことに広がる可能性を検討していただけるのかどうか教えてください。

○古巻防災課長 災害時の法律的な手続等は、やはり被災者が多く出た場合に、かなり多岐にわたって、また大量なものになるということは想定されますので、必要な協定につきましては、お申し出があったらということもございまして、区としてもどのような形の協定で被災者の方の支援ができるのかといったことにつきましては考えていきたいと思えます。

○あくつ委員

ぜひ積極的に進めていただきたいと思えます。

次に、地域振興費の町会・自治会加入促進支援の件で、私の体験からお話を申し上げたいと思えます。

先日、私の所属する町会で新たなマンションが建設され、いよいよ入居が近づいてきたということで、町会長、また私も副会長をさせてもらっていますので、一緒に建設業者との話し合いの場を持たせていただきました。ぜひ町会へ加入していただきたいというお願い、そして町会加入の協定書をお持ちして交渉したのですが、結論から言えば、入っていただけませんでした。あとで話しますけれども、いろいろな事情があるのですが、区には条例がありますので、建築確認の際に、町会加入の説明があったのかどうかということを確認したのですが、その建築事業者は言葉を濁しておりました。

そこで、町会加入促進を図る条例の手順についても一度確認をさせていただきたいということです。どの時点で説明をしていただけるのか。また、分譲マンションと賃貸マンションに対する条例の義務、また努力義務の違いについて教えてください。

あと、今回、覚書という形で、私も行政書士なのだからできるだろうと言われて、覚書というものを自分でつくってお持ちしたのですが、ただ、契約書とか協定書となると、ちょっと固くなってしまっているので、町会と話し合いをするものの前提となるお約束、そういうもののひな型みたいなものは地域活動課のほうでご用意があるのかどうか伺いたいと思えます。

○伊崎地域活動課長 まず、私から、町会・自治会の加入を促す条例につきましてお答えいたします。

こちらは品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例ということで、平成28年4月から施行いたしまして、区といたしまして、町会・自治会の活動の支援を進めているところでございます。その条例の中に、マンションの管理者の方、あるいは新築をする事業者の方へということでの責務とお願いについて定めてございます。

まず、マンションを新築する事業者の方へということでは、連絡調整員を選任していただいて届出をしていただくということがございます。ただ、こちらでいいますマンションというのは、マンション

の管理の適正化の推進に関する法律で定めている、オーナーズマンションではなくて、分譲マンションということで定めておりました、階数等にも基準がございます。そういったことで、こちらに該当する事業者が手続に区の都市開発課に参りましたときには、地域活動課の窓口を案内していただき、地域連絡調整員の届出をしていただく。これは義務づけております。

それから、それ以外の集合住宅につきましては、町会・自治会の活動にご協力いただくというところでのお願いということで位置づけているところでございます。

それから、委員ご指摘の覚書のようなものにつきましては、特別に地域活動課でお示ししているものは今のところはございません。

○あくつ委員 先ほどご説明にもあったのですが、そのマンションというのはオーナーズマンションで、いわゆるサブリースのような形で建築業者が賃借を媒介してやるという、宅建の免許を持ってやるという話だったので、結局、今回のこの条例には当てはまっていなかったということなのです。区民委員会で、私も審議を聞いていなかったのですが、いわゆる分譲マンションは今回のマンション、協力の中に義務として入っているのですが、賃貸マンションは入っていなかったというところで、そのお考えについてはいろいろあると思うのですが、できればこれも含めるべきだったかと私は正直思いました。いろいろな制約もあるし、強制はできないのですが、残念だったという思いが1つです。

それと、覚書のひな型みたいなもの、表現が非常に難しいのです。私もいろいろ考えましたけれども、固くなり過ぎたら相手は警戒するし、やわらかくなり過ぎてもあまり意味がないしということで、何かひな型みたいなものをご提示いただけないかどうか、お伺いしたいと思います。

○伊崎地域活動課長 覚書は、委員ご指摘のとおり非常に難しいところがございますので、町会長からのご相談に応じまして、適宜こちらのほうでご助言をしていくことは可能ですので、また個別にご相談をいただければと思っております。

○あくつ委員 私も地域センターにご相談したのですが、そういう意味で、ぜひ具体的にご提示をいただければと、ご検討をお願いしたいと思います。

防災対策費のところ、防災行政無線について端的に質問したいと思います。

今、防災行政無線416局について、まさにこの決算の時期から更新が始まっています。これは総務省の法律が変わってデジタル電波に変わるということで、大震災の次の年に区のほうでご英断いただいて配布をしていただきました防災ラジオが使えなくなる。あれはアナログ電波を使用しておりますので、使えなくなるということも今までの委員会等で確認しております。建設委員会等でも何回か確認しておりますが、もう一度この場で確認をしたいのですが、まず区内で何台の防災ラジオを販売、配布をしたのかということが1つです。この前のご答弁だと、今いろいろ代替手段について考えられているところで、FM電波をキャッチすると、自動的にスイッチがオンとなって防災情報を流せるタイプのラジオの導入を検討しているのご答弁がありました。その詳細についてももう少し聞きたいということが1つです。

それと、購入からまだ数年しかたっていない防災ラジオ、私どもも8,000円出して、区民割引を受けずに買いましたが、今でも現役で立派に動いています。今後新たに導入されるものはFMタイプの防災ラジオ、もしくは個別受信機になるのでしょうか、これは交換になるのか、無償なのか、助成をするのか、そこについてご検討をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○古巻防災課長 まず、防災ラジオについてでございますけれども、これは平成24年度に事業を開

始いたしまして、品川区の防災行政無線の電波を受信しまして自動的にスイッチが入るといったような機能を持ったものを8,000円等で販売しておるものでございますけれども、個数としましては5,000台を用意しまして、斡旋もしくは助成をした形で低廉な価格で販売したような形になっております。

FM波を受信して自動的にスイッチが入るものでございますけれども、こちらにつきましては、まだ具体的な製品はこれから検討してまいりますけれども、今回、品川区のコミュニティFMが開局するに当たりましての事業者の説明の中で、そういった機能を持たせることも可能だというようなことが出ておりますので、そういったことも含めて、防災行政無線とFMとの連携というようなことも、今後、技術的にどういふふうにするかは今後の話になりますので、まだ詳細のご説明が難しいのですけれども、そういった形で防災ラジオに代替するような機能を持たせたいというふうに思っております。

また、今既にお配りしたものについては、今までと同じ機能は使えませんが、FMラジオとしては使える部分がございますが、こういった形で代替品を使っただけのようにできるか、その辺も具体的に考えていきたいと思っております。

○あくつ委員 まだ全然予算化もされていない話なので、当然ご答弁は難しいかと思うのですけれども、要望として伝えさせていただきました。

最後に、午前中、新妻委員から、途中で質問が終わってしまったのですが、避難所運営マニュアルが今年度中には改訂されるということで、ぜひ公開をしていただきたいと思っておりますけれども、このご答弁を最後の残りの時間をお願いいたします。

○古巻防災課長 避難所運営マニュアルの改訂に関しましてでございますけれども、今年度中に各避難所のマニュアルの改訂が一定完了するという予定で、今、事業を進めておりますが、公開につきましては、確定したものについて、いわゆるかかわった方以外の避難所を利用する方にもマニュアルがわかるような形でということでの公開ということになるかと思っておりますけれども、どのような形で公開できるか、そのあたり、手順等を含めて検討してまいりたいと思っております。

○あくつ委員 公開については前向きに、全区民が見られるようにお願いしたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、飯沼委員。

○飯沼委員 114ページ、職員給与費でお伺いします。

この間の質問で、異常ともいえる長時間労働が、この品川区役所にも存在することがわかりました。健康で働き続けていただきたい、また過労死を絶対に出してはならない、この立場で質問をいたします。

まず初めに、残業、超過勤務が多いと言われております職場について、それぞれ伺います。保育課、人事課、情報推進課、防災課、教育委員会の指導課、この5つの部署について、1つ目は、各課の年間平均残業時間、そして2つ目は、年間最長時間数、それぞれ伺います。

続けまして、過労死ライン月80時間以上の残業をした人数を教えてください。

また、年間1,000時間を超える人がどのくらいいるのかも教えてください。

○黒田人事課長 それでは、今お尋ねがありました課の超勤時間数等でございますが、まず保育課でございます。平成29年度の月平均残業数が1人当たり36.8時間で、最も超勤をした者が1,441時間でございます。

人事課につきましては、月平均が21.3時間、年間最も多かった者が779時間でございます。こちらはいわゆる人事課付で派遣となっている職員は除いてございます。

情報推進課でございますが、月平均で50.2時間、最も多かった者が819時間。

防災課につきましては、月平均で34.0時間、最も多かった者が740時間。

指導課でございますが、月平均で62.6時間、最も多かった者が1,271時間という実績でございます。

月80時間以上の超過勤務を行った職員の数ということでございますが、同じ職員が月に重複している場合もございますが、延べで平成29年の実績は452人でございまして、月平均しますと37人になりまして、ただ、年度の繁忙などございまして、3月が最も多くて79人、8月は14人といったような状況でございます。

1,000時間を超えた職員の人数でございますが、12名でございます。

○飯沼委員 たくさんの数字、ありがとうございます。過労死ライン80時間を超えている人が延べで452人、また年間1,000時間を超える人が12人もいるということで、改めてびっくりしました。過労死の危険にさらされている心配な人たちだと思います。質問ですが、月80時間が過労死ラインであるという認識についてまず1つ伺いますのと、今、たくさんの数字を挙げていただきましたが、こういった方々が長時間仕事をしていることに対する見解と、大事なことなのですが、対策をお知らせください。

続けますけれども、年間長期の病欠者の人数と、メンタルヘルスのところの人数も教えてください。

○黒田人事課長 80時間を超えているところにつきましては、当然、労働安全衛生法の中で産業医の面談基準がございまして、月100時間以上、2カ月平均で80時間以上、また45時間以上で疲労度の高いものにつきましては、産業医面談を行ってございまして、先ほどの452人と申し上げましたが、延べで102名の職員について産業医面談を行いまして、健康状況を毎月チェックしてございます。

公務の特性から、どうしても緊急的にやらなければいけないということであれば、当然その期限もあれば、どうしてもその中でやり切らなければいけないというところで、超過勤務が多くなる仕事もございますし、その年度に政策課題を抱える職場であれば、その年に少し仕事が多いということはあるというふうに認識してございます。

対策でございますが、今年度もいわゆる「しながわ〜く」と我々は称しておりますが、区の働き方改革の方針を立てまして、80時間を超える職員については、まず所属長が必ず仕事の状況、職員の健康状況を面談した上で人事のほうに報告する。人事のほうでその内容を見て、先ほど申し上げた基準に当てはまらなくても、産業医面談が必要だとかということであれば、産業医面談につなげているというような状況でございます。

メンタルヘルスの状況でございますが、先ほどありました長期の病欠者といまして、年度の途中で休職に入ったり、復帰される職員もおりますので、大体30名程度が今、休職しておりまして、その中でいわゆるメンタルヘルスにかかる者は20名ほどというふうに認識してございます。

○飯沼委員 産業医の面談に回せばいいという問題ではないと、私はもっともっと危機感を持っていただきたいと思います。厚生労働省は、脳や心臓疾患による過労死の労災認定の基準として、発症前の1カ月間に約100時間、また発症前の2カ月から6カ月に月80時間を超える残業があった場合に、過労死の危険性が高まって、業務と発症との関連性が強いと、こういった見解を述べています。保育課職員が、以前、1,500時間を超えましたけれども、区に残業と病欠の関連性を伺ったときに、直接の関係はないと否定をされましたけれども、今、私が述べました厚労省の見解をどう受けとめられるか伺います。

○黒田人事課長 過労死ラインと言われていたところにつきましては、私ども認識してございまして、

そういった意味では、先ほど申し上げた職場での所属長の確認でありますとか、産業医の医学的などところからの確認をしているところでございます。

こちらの認識は、厚生労働省が示しているガイドラインに基づいて、私ども、職員の健康管理にあっているものでございまして、今ありました保育課につきましては、今年度、職員を増員したり、組織改正を行ったりということで、いわゆる執行体制の改善を図りながら職務に当たっているというような状況でございますが、なかなか政策課題がある職場は業務が多いということも事実でございまして、この辺につきましては、所管とも連携して、さらなる改善を図れないかというところで取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○飯沼委員 認識をしていらっしゃるのだったら、ふさわしい対策をぜひ立てていただきたい。私は増員も本当に少して微々たるものだと思っておりますが、過労死とは、仕事で命が奪われるもので、絶対に起こしてはならないと思います。そういった面で、対策が今のご答弁では見えてきません。職場からは、正規職員を増やしてほしい、休暇がとれないと悲鳴が上がっているのです。2017年、職員定数2,475人、在庁定員数は2,621人で、差し引きが、なんと146人にもなるのです。これだけ不足をしています。職場からは毎年100名を超える人員要求が出されていると、先日、部長の答弁がありました。組合からのアンケートでは、超過勤務が、「増えている」が28%、「変わらない」が42%なのですけれども、合わせて70%ですけれども、増えた理由について伺ったら、仕事が増えているのだと、こう言って答えています。長時間労働解消、そして職員の健康や命を守るために、足りない正規職員をぜひ増やしていただきたい。増やすしかないのではないかと思います。お答えください。

○黒田人事課長 職員全体での1人当たりの平均残業時間数を見ますと、月12.7時間というところでございますので、職員は今、委員ご指摘のとおり2,000人を超える職員がおりますので、その中で適正に職員をうまく活用して事業執行体制が組めないかというふうに考えてございまして、まずはそういうところから取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○飯沼委員 全体の人数で割っても過労死は防げません。実際的に超勤、明らかに残業は減っていないです。少しも減っていない。定数が減らされているというのと、私は規制緩和により非常勤とか派遣とか委託にどんどん変わっていったことで、正規職員の負担がますます増えている、これが大きな原因であると思っています。この間、幾度となく取り上げてきましたけれども、改善はされていない、こうはっきり言えると思います。直ちに正規職員増を求めますが、最後、いかがでしょうか。

○黒田人事課長 定数につきましては、平成30年度に、プラス5ということで、不断の見直しをしているというところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、120ページ1項の総務管理費の会計管理費、それから121ページ、企画調整費、2項の地域振興費から123ページの文化スポーツ振興費の中から、オリンピック・パラリンピック開催周知事業、この辺から質問させていただきます。

会計管理費として、新公会計制度が始まりました。これは改めて財務諸表ですとかが整備されることによって、また財務評価シートをつくることによって財務分析をこれからやっていく中で、まず、スタートしたことによって職員の作業が順調にしているのかどうか、その辺を教えてください。

それから、オリンピック関係です。機運醸成ということで、土日もいろいろなどところに出ていらっしゃるようでして、この前も「スポーツフェスタOZ」がありましたが、ああいうところでも皆さん大

変なご苦労をなさって機運醸成を図っていると思うのですが、その中で1つ確認したいのは、9月26日から募集している区民のボランティア、品川区独自ボランティア「しな助」の状況はどのような状況なのか教えてください。

○齋藤会計管理者 新公会計システムにつきましては、新たに導入いたしましたので、ゼロからまた入力する、こういった手間がございます。しかし、操作、予算、契約、執行系とも300人から400人毎回研修に来ていただきまして習熟しておりますので、来年の決算委員会にはいい成果物が出てくるものと考えております。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 私からは、区の独自ボランティア「しな助」の状況についてご説明申し上げます。

こちらは、9月26日から募集を開始しまして、今現在、59名の登録ということで、先ほどお話のありましたスポーツフェスタOZでも十数名の方がボランティアとして参加していただきました。

○鈴木（真）委員 それぞれありがとうございます。新公会計制度をぜひ進めていっていただきたい、これからうまく進めてもらいたい。

まず、区の職員の方で、これをどのように活用していくのかという考え方を教えてください。それから、逆に我々議会側としても、予算はもう入ってきましたけれども、これから決算が出てきたときに、どのように活用していくのを行政側として望んでいるのか、この点を教えてください。

それから、オリンピック関係のほうです。いろいろなところでお話をいただいて、品川区ではホッケー、ビーチバレーボールが開催される。それから、ブラインドサッカーを応援していくということで、ブラインドサッカーの国際大会、先日は国内のリーグでしたけれども、国際大会等いろいろ実施している中で、ある関係者の方から、品川区では、ホッケーがいろいろなところでアピールをされている中で、ビーチバレーボールのアピールが少ないのではないかとことを言われました。いろいろお話を聞いてみると、例えば区内で何か競技をしようと思っても、音の問題とかということもお聞きしたことがあるのですけれども、新年度、何回か大井町のどんたく通りでもやっていたけれども、来年は、あそこはバリアフリー化の道路整備で使えなくなってくると思うのです。そうすると、ビーチバレーボールをもうちよっとアピールする方法が何かないのかということをおっしゃっているのですが、区としてこれからどのようにアピールしていくか。会場も東八潮ということで、区内でも離れたところにある。ただ、11月から工事が始まりますね。もうちよっと何かアピールする方法はないのかということで教えてください。

○齋藤会計管理者 財務分析は、かなり習熟を要しますので、来年すぐ職員がというのは難しいかもしれませんが、事業それぞれにつきまして、フルコストの分析をする、事業の見直しをするツールとして使える事例が幾つか見られますので、そうした先進的な事例を生かしながら、職員も議会の皆様にもご説明できればというふうに考えています。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 品川区として3競技を応援しているところでございます。その中でビーチバレーボールについての取り組みですが、平成28年度は大井どんたく通りのところでビーチバレーボールフェスタを実施いたしました。ビーチバレーボールのよさは、音を大きくたててみんなで盛り上がるというところがよさの1つでございます。ところが、まちなかで開催するとなりますと、周りの住宅の方に、その音がうるさいという方もいらっしやいまして、なかなか悩ましいところでございます。

今年度に関しましては、「ビーチバレーボール トーク&チャレンジ」ということで、学校やPTA

向けにビーチバレーボールのお話と、ビーチバレーボールの体験会を実施して、こちらは予定回数ももう埋まっているところでございます。

来年度に関しましては、またテストイベント等が実施されますので、その中で何か一緒にコラボしてできるところがあれば、協力してやっていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員 新公会計制度は、事業見直しということで、これからすごく活用していただきたいと思っておりますし、予算書や資料を見て、我々、自分の場合もですけれども、こんなに細かく出てきたのだということを思いながら参考にはさせてもらったので、ぜひ我々も活用しなければいけないと感じます。

それから、オリンピックのほうですけれども、前にお台場で実施したときに行かせてもらったのですけれども、自分がああいう雰囲気になれていない、音を出してみんなで盛り上がりたという、しかも、あの場は飲みながら応援しているという、そういう感覚になれていないので、うまく乗れなかったことはあるのですけれども、ぜひみんなにもっと乗れるような雰囲気をつくってもらいたいなど。そのためにもアピールしてってもらいたいということを非常に感じます。ただ、今言った音の問題とか、前にお話ししていたときに、ビーチバレーとして新しい進め方は難しいことや、確か中学校でも授業で教えに行っていたということも話は聞いているのですけれども、その辺をうまく活用して進めていってくださいということは、これはお願いするしかないと思うので、ぜひ進めていってください。

それからもう1点、企画調整費のことでお聞きしたかったのは、長期基本計画評価・検討経費というものが出ています。その中で検討委員会が1回、作業部会が21回行われたというふうに出ています。今年ももう既に何回も行っていると思うのですが、今の段階でどのような評価が出ているのか、その辺で出していいところがあったら教えてください。

○大野計画担当課長 昨年度から検討委員会1回、作業部会を二十数回実施をしてきたところでございます。その中では、事業の進捗につきまして、個別施策1つ1つについて検討、それから数字を用いまして評価をしてきたというところでございます。その中では、事業の進捗につきましては、おおむね90%以上については事業は正確といいますか、数値上は達成をしてきているというふうに認識しているところでございます。

○鈴木（真）委員 確かにぐんぐん進んでいると思うのですけれども、逆に、この点が足りないというようなことがもし出ていけば、そちらのほうを聞きたかった。進めていらっしゃるし、区長の本会議のご答弁にもその辺についてお話はあったのですけれども、これからまだ我々も意識していかなければいけない部分があったら教えてください。

○大野計画担当課長 いわゆる課題といったような部分かと思えます。課題といたしましては、やはり安全安心、そういった部分でいきますと、木密地域の解消といった部分がやはりこれからも課題として残る。それから、オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、外国人の数がやはり増えるだろうといったところでのまちのありよう、そういったところも今後の課題にはなるのかなど。それからやはり、これから人口がかなり増えてくるという中で、高齢者、そういった方々が生き生きと暮らしていける、そういったまちづくりといった部分も課題としてはあるのかなというふうに考えているところでございます。

○鈴木（真）委員 わかりました。課題とこれからの取り組みについて、前にお聞きしたときに、基金の活用ということをお話をさせていただいて、これからの方向性が出てくると思っておりますけれども、1つ確認ですけれども、区の庁舎をやるときは、何か基金を新たにつくるのか、それとも公共施設整備基

金なのか、それだけ教えてください。

○品川財政課長 現在の基金の使い方なども含めまして、長期的な目線で考えていきたいと思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、浅野委員。

○浅野委員 114ページのクレジットカード、ペイジー収納対応経費、115ページの指紋静脈認証機購入費、そして119ページのしながわテレビ・プッシュ普及促進経費、できるところまで質問させていただきます。

クレジットカード・ペイジー収納対応経費ですけれども、これにつきましては、費用対効果は検証されているのかどうかということについて教えていただければと思います。

また、実際にどの程度利用されているのか、こちらも教えていただければと思います。

○山本情報推進課長 クレジットカード、ペイジー収納についてのお尋ねでございます。これにつきましては、1月から住民税と軽自動車税、それから昨年4月から国保保険料のそれぞれに導入を行ったところでございます。

こちら、見込みについてですけれども、それぞれ税分、国保分というところで見込みは算出しているところでございます。

効果検証の考え方でございますが、今まで例えば銀行の窓口であったり、またはコンビニなどでお支払いしていた方が、より便利なクレジットカード払い等にお支払方法を変更するのではないかということを考えてございます。そのあたりの収納方法の割合の変化などについて、今後、確認をしていきたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 今お伺いしたことによりますと、やはり住民に対するメリットを出していただけたということかなというふうに思います。確かに区役所が一番身近にある役所ということを考えますと、こういう形で少しでも利便性を出していただくというのはいいことだと思いますので、このようなサービスもまたどんどんやっていっていただきたいと思っておりますけれども、あとは役所がどこまでできるかということになるかと思っております。

あと、115ページになりますけれども、指紋静脈認証機購入費について、こちらですけれども、実際に利用された件数について、件数と効果をどのように評価をしているのか教えていただければと思います。最近いろいろなところで偽造が報道されて、目立っているところでありまして、今は本当に何でもかんでも偽造できる時代に入ってしまったのかなというふうに驚くようなこともあるかと思っておりますが、この危険性というのでしょうか、指紋静脈認証についての危険性があれば、それについて教えていただければと思います。

○山本情報推進課長 指紋静脈認証機についてのお尋ねでございます。こちらは職員のパソコンのログオン時に、パスワードではなくて指紋と静脈のハイブリッド認証を行うという機器でございます。これによりまして、なりすましによるパソコンの不正ログオンなどを防ぐことを目的に導入したものでございます。

こちらの指紋に関する危険性というところでございますが、技術的なところで指紋の偽造ができるというところも聞いたことがございますけれども、今回導入したものは、指紋と静脈という2つの認証を行うものでございますので、その辺の安全性は確保できるのかというふうに考えてございます。

○浅野委員 ご答弁ありがとうございます。あくまでも住民の方の安全安心のためということが確認できたと思っております。

続きまして、119ページのしながわテレビ・プッシュ普及促進経費について質問させていただきます。

こちらのテレビ・プッシュですけれども、私も早いうちから利用させていただいておりまして、今でもたまにテレビのほうから音が出たり、画面でお知らせが出たりするわけですけれども、非常に役立っているなと思う反面、これしかないのかなというふうに思うときもたまにあります。やはり買ったときにはかなりの価格だったと私は認識しておりますけれども、やはりこのような設備を検討してつくっていただいたのですけれども、今後、低価格化というのでしょうか。私が買ったときは随分高かったような気がするのですけれども、今後の普及の促進とか、そういうことを考えた場合には、やはり低価格化が必要ではないかと思うのですけれども、ただ、それを行ったときに、これまで利用してきたユーザーに対しては何らかのインセンティブがほしいと私自身も思うところですが、このしながわテレビ・プッシュ、今後、普及促進に向けて、やっぱりさまざまなメリットを出していただければと思うのですけれども、区としてテレビ・プッシュをさらに発展させるための計画があれば、ぜひともこの場で教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 テレビ・プッシュの今後というところでございます。平成27年度からこの事業を助成ということで、ケーブルテレビ品川と協力してやってきたところでございます。現段階で3年間、平成27年度から平成29年度までの3年間で、およそ2,300台ということで、今、出ているといったところでございます。年間大体700台から800台以上出ているところでございます。

そういった中で、今後の展開でございますけれども、1つは、今年度、今始めたところですが、災害時には有用な情報のツールになるといったところがありますので、崖地であるとか、それから川の氾濫であるとか、そういったエリアの方々には、場所を特定してこの情報を流せるという点がありますので、そういった方々に入っていただきたいということで、こういった方々については、助成費を増やし、今まで1万5,000円かかっていたのを半分の7,500円ということでお入りいただいていたのですが、3分の2を助成させていただくということで、5,000円の負担ということで、今年度からそういった形での動きとしてございます。

そういったことで、全体の普及はあるのですが、行政としてこういった効果がうまく使えるといったところをもう少し深く考えていきたいというふうに思っております。

○浅野委員 ご答弁ありがとうございます。価格も1万5,000円から7,500円と今伺いましたけれども、やはり当初は高かったというのは確認できたかと思えます。しかし、これからの補助制度も踏まえながら、区民の方、また地域的に危険性のあると言ったら怒られてしまいますけれども、やはりそういうような場所については、これからもぜひとも区としても力を入れていただけて、区民の財産、そして命を守る取り組みをこれからも進めていただければと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、南委員。

○南委員 131ページの避難所管理費について伺いたいと思います。

まず、防災対策で最も私が重要だと思うことは、区民の命と財産を守ることは区政の責任だと思っているのですが、この点についてどういうふうに区は思っているのか。災害でせつかく助かった命を、その後の避難所生活で災害関連死ということで亡くなる方たちも決して少なくないわけですので、そういう方たちをつくらない、そういう対策が非常に大事だと思っているのですが、その点についての見解を伺いたいと思います。

○古巻防災課長 まず区の災害対策の基本的な考え方でございますけれども、災害対策基本条例を定

めさせていただきます、その中で区民の命、財産を守る。また安全安心なまちを次の世代に引き継ぐ、それが最大の目的でございますので、そういった形で災害対策を進めておるところでございます。

○南委員 そうであるならば、避難所の問題について、もっと改善する必要があるのではないかと考えておりますので、その点について伺いたいと思います。

残念ながら災害が発生した後の日本の避難所生活は、本当に諸外国に比べて劣悪だと、そういうことが最近、とりわけマスコミでも言われて、私も改めてそういう報道に接したときに、大きな体育館だとか、そういう広いスペースに大勢の人が詰めかけて、ごこ寝状態、そういう状況が当たり前なのだと、本当に認識不足で恥ずかたのですけれども、そういうふうになってきました。それではだめなのだという、そういう考え方が急速に広がってきていると思っているのです。今年の夏だったでしょうか、NHKによる報道では、イタリアで被災された方々には、1人当たり3畳ほどのスペースが確保されて、そこで避難所生活を過ごしている。したがって、私たちが避難所生活のプライバシーを確保してくれとか、いろいろな要支援者の体制をとってくれとか、そういうことがあまり声高に言わなくても自然と解消されていく、そういう状況になっているのかと思っていて、そういう本当に1世帯ごと、一人ひとりのプライバシーを確保できる避難所生活をどうつくるかという、そのところがこれから急速に大きな焦点になっていくべきではないかと思っているわけです。しかし、そういうテントを張れるようなスペースがどれだけあるかということも同時に問題としてありますので、そういうことも含めて改善していかなければいけないと思っているのですけれども、そういう捉え方をする必要がありますのではないかと考えておりますので、その点についての認識と、それから、プライバシーについての確保策、どこまで進んでいるのかを改めて教えてください。

○古巻防災課長 避難所の環境についてということでございますけれども、決して区で十分に快適な避難所の準備ができているというふうに申し上げるつもりはございませんが、国や都の基準に基づきまして、そういった基準の数値等を踏まえた避難所の環境整備については努めているところでございますし、また今後も充実に努めていきたいというふうに考えております。避難所の広さの基準でありますとかというところでございますと、3.3㎡当たり2人というような基準のものになっておりますけれども、そういった中でできるだけ快適にと言うと、ちょっと語弊がありますが、不快でない環境での避難生活ができるようにしていきたいと思っております。そういった形で進めているところでございます。

○南委員 どこまでプライバシーが確保されているのかということについて答弁をいただきたいと思っております。

それで、ぜひここは本当に大事なことなので、震災関連死をなくすという点で大事だと思っておりますので、ぜひそれは具体的に明らかにしていただきたいと思っております。

それから、要支援者の支援体制づくりが平成28年度から始まったというふうに聞いておりますけれども、これ、5カ年計画で進めていくということなのですが、私はむしろ5年のこの間に大きな災害が発生する可能性がある状況の中で、5年間という長期にわたったことでもいいのかどうか、すごく疑問なのです。したがって、その点について、なぜ5年になったのかということと、進捗状況がどうなのかと、それから5年と設定したのは何かいろいろな課題があるのか、その辺について伺います。

○古巻防災課長 避難所に関しましては、プライバシーの確保が一定必要なものだというふうに認識しております。間仕切りについての協定を結んでいたりとか、一部、区のほうでも簡易な間仕切りを備蓄している部分がございますので、そういった中で進めていきたいと思っております。

それから、避難所については、基本的には教室を使っていくというような形が主となっておりますの

で、そういった中で体育館で大勢がというイメージより、品川区の場合については避難所の様相が少し変わってくるのかというふうには思っていますけれども、プライバシーについては引き続き確保できるような対策を考えていきたいというふうには思っております。

要支援者の支援でございますけれども、これ、対策がまだ十分に手法等も確立していない中で、早急に進めることが果たして正しいのかどうかということについては議論があるところだと思います。順々に地域への浸透も含めまして、今進めているところでございますが、平成28年度からですので、今年3年目になりますので、順次予定どおりには進んでいるところでございます。今後も5年間という中でしっかり手法を見極めて進めていきたいと考えております。

○南委員 教室であろうと、いろいろな世帯が入って生活を送るということに変わりはないと思いますので、そういうやり方を改めていくという、そういう視点が私は大事なのではないかと考えておりますので、できるだけ小規模の家族単位できちんとしたスペースを確保できるような、そういう体制をとっていく方向で取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

それから、この体制づくりの5年計画については、短期間では無理というふうなことをおっしゃっていましたが、具体的なことはなかったもので、ぜひその辺について教えていただきたいし、私は困難な状況は何なのかということを知りたいのですけれども、そこについても答弁がなかったと思いますので、お願いします。

○古巻防災課長 まず、困難な点という意味で言いますと、まだ前例がないことでございますので、しっかり手法を見極めながら、後戻りのないように進めていきたいという考え方であります。

それから、支援に関しましては、今後、町会や地域の方々への周知を進めていく必要がございますので、5年という中で手法を見極めていきたい、そういう形で今考えているところでございます。

○南委員 前例がないとおっしゃるけれども、確かに前例はないのですけれども、要支援者の方々が自力ではなかなか避難できない、またそれをそのまま地域の方をお願いするということもなかなか無理だということは、区もこの間の委員会での答弁でおっしゃっている。そういう状況で専門的な知識がないとかも含めて、やっぱり区がきちんとした対応をとるべきだと思うのです。職員をきちんと地域に配置してやっているけれども、その速度を上げてやっていくことが大事ではないかと思っておりますので、ぜひその点については必要な知識のある方を地域に派遣して、地域の関係者の方々と専門家の方々と区と三位一体で取り組んでいただけるよう強く要望して終わりたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、成果報告書の115ページの成人式経費、116ページの被災見舞金、118ページのしながわ発見出会い事業、130ページの災害時応急物資確保費の備蓄物資、これは食品ロスについて伺いたいと思います。

初めに、115ページの成人式についてです。今国会で、成人年齢が二十歳から18歳と引き下げが成立しまして、投票権や国民投票も18歳からとなり、お酒とたばこについては二十歳からと理解しております。

そこで、これまで本区では20歳になった方に成人式の案内はがきを郵送しております。来年についてもそうした形で20歳の方に対してはがきを送られると思うのですけれども、今後については、本区として、18歳で成人式を行われるのか、また現行のままなのか、それとも予算があればですけども、2回成人式を行うのか、今後についてのお考えについて伺います。

116ページの被災見舞金についてです。これは款が違うかもわかりませんが、被災された地

域への見舞金の観点からの質問です。昨年度に区はどの自治体に見舞金を行ったのでしょうか。そして、災害が近年頻繁に発生しておりまして、被災された自治体が多いと思っておりますが、その送り先の自治体についてどのように決められているのでしょうか。また、見舞金を送った自治体から、その後について何か返事等はあったのでしょうか。お知らせください。

そして、款が違うのですが、143ページにも被災見舞等とあるのですが、その違いについてお知らせください。

○米田総務課長 成人式でございます。民法の改正によりまして、18歳を成人とするということになりますと、成人式のはがきは、今まで二十歳の対象者に、夏場と、それから直前12月ということで送ってございましたけれども、式典をいつやるのかということも今後の課題になってくるかと思えます。その辺については、まだ時間もありますので、他の自治体とも話はしているところなのですが、18歳になったら18歳になったでいろいろ問題もあろうかと思えます。その辺のところをどうというような形で成人式をやっていくかということにつきましては、今後の課題ということで、引き続き、研究を進めてまいります。

それから、被災地への見舞金に関してなのですが、こちらはコロンビア大使館、これはコロンビアのほうで大規模な水害があったかと思えます。お亡くなりになった方、それから行方不明の方、お怪我をされた方を含めて600人以上の被害があった。品川区に大使館がある関係でいろいろ学校事業等でも密接にかかわっておりますので、こちらにお見舞金として50万円をお届けにあがったということです。それについては、当然、全権大使のほうから謝意を示されたということでございます。

それから、あともう1つは、坂井市のほうで大雪の災害がございまして、そちらについては、国道が塞がれたことによる立ち往生、これは人的な被害はあまりなかったのですが、建物の倒壊ですとか、それから経済的には福井県全域で観光に80億円といわれるような被害の推計もあったというところですが、こちらにつきましては、全国連携プロジェクトの中で坂井市とはシティプロモーションサミット等々でかかわりがある関係から、100万円を私どものほうからお届けにあがって、市長の対応があり、それから謝意のお手紙が示された、そういうような形でございます。

○古巻防災課長 先ほどお尋ねのありました143ページ、民生費になりますけれども、こちらの災害見舞等でございますけれども、こちらは、防災課のほうから、災害救助法の適用に至らない小規模の風水害または火災などにより被害が生じた場合に、見舞金、弔慰金等をお支払いしているものでございます。

○松永委員 次に、118ページのしながわ発見出会い事業について、改めて伺いたいと思えます。先ほどの成果の中で、参加したくても参加できない方、いわゆる抽選で漏れてしまった方々に対して、どのように対応されているのでしょうか。また、この事業は、何回も参加することができるのか、お知らせください。

それから、この参加費についてなのですが、3,950円の内訳と、男女ともに3,950円の支払いになるのか教えてください。

130ページの災害時応急物資確保費の中の備蓄物資について伺います。全国的に防災備蓄食品の大量廃棄が大きな問題になっております。そこで、各自治体では、さまざまな取り組みが行われております。地元スーパーや企業、そしてお寺と連携して、食品またはお供え物の提供をしていただける、そのような取組が行われている自治体もあります。また、千代田区では、賞味期限切れに近い食品について、備蓄食品を使ったアイデア料理の講座を開くなど、さまざまな食品ロスの取り組みが行われております。

そこで、今回、備蓄物資の買い替えについてですけれども、平成29年度の備蓄物資はどのくらい買い替えが行われたのでしょうか。また、その廃棄される食品について、活用等はイベントや防災訓練等で使われているのは理解しておりますが、そのほかにどのような食品ロスの対策を行っているのか、あわせて伺います。

○伊崎地域活動課長 私からは、しながわ発見出会い事業について回答いたします。

お申し込みの抽選に漏れた方に対しましては、こちらからは特に何かをやっていくということはありません。また、お問い合わせいただきました際には、次の会のご案内をしたりということはさせていただいています。

参加費ですが、先ほど、委員がおっしゃられたのは、今年度の参加費でございます。3,950円につきましては、内訳というものはなく、あくまでも参加費ということでいただいております。こちらは事業委託でやっておりますので、委託事業者が区と相談して設定したものです。具体的には、レストランでの飲食がございますので、飲食代、貸切費用等に補填されるかと考えているところでございます。

○古巻防災課長 災害の備蓄品でございますけれども、平成29年度におきましては、アルファ化米には白米、五目、わかめ御飯等、幾つか種類がございますけれども、合わせまして6万5,000食分、ビスケットにつきましては3万5,500食分、粉ミルク等につきましても1,500缶程度入れ替えをしております。このうちアルファ化米につきましては、委員からもご案内のあったとおりですけれども、防災訓練等を含めまして、各町会のさまざまな行事でご活用いただきまして、そういった形で食品ロスということのないように努めておりますし、また粉ミルクにつきましては、私立保育園等でご活用いただいているということで、むしろ足りなくなるぐらいはけておりますので、余るということはありません。

○伊崎地域活動課長 失礼いたしました。男女の参加費用でございます、男女とも3,950円でございます、参加回数については特に制限を設けておりません。

○松永委員 男女ともに3,950円ということで、何回でも参加できるということでありました。今後の提案ですけれども、周知していくと先ほどおっしゃったのですが、それでも抽選で漏れてしまった方がいるので、ぜひこの事業を拡大し、また回数等を増やしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、災害備蓄品についてでありますけれども、提携しているところはさまざまあると思うのですが、ぜひ品川区内にはお寺が多いので、そうした方たちに対しても提携、連携を深めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木（博）委員長 次に、本多委員。

○本多委員 成果報告書130ページの防災対策費についてです。9月6日の北海道胆振東部地震、区民委員会の視察で滞在した経験から何点か質問いたします。

午前3時7分、ものすごい激震でした。地震雷火事親父ということわざがありますけれども、そういったものが全てが一気に来たという思いでした。その後、水もとまり、電気もとまり、食べるものもなくなり、携帯電話を使うこともままならず、そのような中でしたが、行ったメンバーで声をかけ合いました。まず、藤原委員から浴槽に水をためろという助言があり、行ったメンバーみんなでやっただけです。そういう声をかけ合ったのがものすごくよかったと思います。その後、水がとまりました。電気はすぐにとまったのですが、その後に水がとまるという事態になりまして、自助、公助、共助という取り組みをやっておりますけれども、その必要性を実感させていただきました。

質問いたします。電気の供給は電力会社であったり、国であったり、都道府県であったり、それぞれの役割がありますけれども、一自治体としてできることを取り組んでいただければと思います。それで、電気の供給なのですが、鈴木真澄委員が本会議の一般質問で、蓄電や電力の供給ということで質問されて、避難所や地域センターではということの質問だったのですが、答弁では、避難所に対応するという答弁でした。これは鈴木真澄委員が質問したように、地域センターでもぜひそういった考え方が必要かと思うので、その点をお聞かせください。

○伊崎地域活動課長 地域センターにつきましては、地域の防災拠点と位置づけられ、今、その準備をさまざま行っているところでございます。地域センターにつきましては、電気自動車の配置を進めておりまして、今年までに8センター、順次また入れていこうと考えております。それに加えて、できれば数日間の地域センターの最小限の電力が供給できるような設備を入れていければ理想かと考えておりまして、今、いろいろと研究しているところでございます。

○本多委員 予算にも限りがありますけれども、できる範囲で取り組んでいただければと思います。

次に、発電機の必要性を質問いたします。予算特別委員会でも取り上げさせていただいたのですが、発電機は今、すごく進化をしております。従来の発電機ですと、ものすごい音がしたり、軽油の廃油ですと煙が出たりしていましたが、今はかなり進化してきて、その備えが必要かと思うのですが、北海道では、発電機、町中真っ暗の中、よく見て回ったのですが、発電機はあまり見なかったのです。1カ所、2カ所ぐらいしか使っていないなと思って、ものすごい意外だったのですが、品川区においても発電機の必要性ですとか、その辺を伺いたいのと、企業の社会的責任ということでいろいろな企業が活動されておりますけれども、身近な企業との防災協定ということで、発電機をつくっている、大体こういう場合は関連企業というのかもしれないのですが、明電舎が品川区内の企業でしながわCSR推進協議会の会員でもありますので、そういった防災協定をすぐにでも結んでいただければと思います。しながわCSR推進協議会は、環境、防災、教育、福祉、さまざまな分野で社会貢献をされて、目的はその社会貢献ということですから、幅広い分野に渡ることは存じ上げておりますが、身近なしながわCSR推進協議会の企業と防災協定等を考えてみてはと思うのですが、その点についてお聞かせください。

○古巻防災課長 まず、発電機についてでございますけれども、品川区内、発電機ということでいきますと、防災備蓄倉庫に発電機、これは、ご指摘をいただいた従来型の少し音がうるさいというようなものでございますが、120台ほど備蓄がございますので、これは順次リストで入れ替えはしておりますけれども、そういった中で活用をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、発電の設備、電源車といったようなものになるかと思っておりますけれども、そういった情報についても研究しているところでございますので、協定なのか、どういった形なのかは今後の進め方ということになるかと思っておりますけれども、電源の確保については非常に重要なことであると考えておりますので、進めていきたいと考えております。

協定につきましても、身近なという意味で、区内の業者との協定については進めていくように考えております。

○本多委員 コンビニとの連携は、いろいろトイレとかを使わせていただくとか、話が進んでいますけれども、滞在先のホテルで、カセットコンロとか、貸し出ししないのですかと聞いたら、ないという状況だったのです。それは、ちょっと意外でした。カップラーメンは水でも食べられますけれども、やはり水よりお湯が欲しいというときにやはりカセットコンロが必要になると思いますので、ぜひ全体的にコンビニエンスストアですとか、スーパーと連携し、災害時、停電時とかに、帰宅困難者対応も含め

た食材や居場所の提供、その辺について、いろいろなことが想定できます。あれもこれもというのは本当に大変だとは思いますが、ちょっと思ったことだけ言わせていただきたいと思いますので、その点についていかがでしょうか。

○古巻防災課長 協定につきましては、これまで量販店でありますとか、商店街連合会との間で、災害時の食料品等の提供を内容とした協定を結んでおります。コンビニエンスストアにつきましても、今後、災害時におけます食料品、日用品等の供給による帰宅困難者への支援、そういったものが考えられるかと思えますけれども、そういった支援について協定等でできるのかどうかについて検討を進めていきたいと思っております。

○本多委員 次に、公衆電話ボックスについて質問します。北海道全域では、公衆電話ボックスは5,800台あるそうなのですが、たまたま我々の滞在先の目の前にその1台がありましたので、活用させていただきました。ああいうとき、やっぱり携帯電話の充電がなくなってしまい連絡がとれないときに、公衆電話があると、ものすごく心強かったし、実用的でした。その中で、電話ボックスの中でも明かりがなくて真っ暗だったので、ぜひ、電話ボックスで蓄電等ができればと思うのです。それで、全国の小学生の85%が公衆電話を使ったことがないというのが現状だそうです。品川区地域防災計画の防災機関の業務大綱を見ますと、NTT東日本株式会社の事務または業務の大綱で、「1、通信および電話施設の建設ならびに、これらの保全に関すること、2、災害非常通話の調整および気象予警報の伝達に関すること」、そういう決め事がありますが、そういったことを忠実に進めていただくのだと思うのですが、まず現状、公衆電話ボックスが昨今減少傾向にありましたが、その辺、何か働きかけ、できれば増設の方向だとありがたいと思うのですが、考え方について教えてください。

○古巻防災課長 まず、公衆電話ボックス、公衆電話に関しましてでございますけれども、こちらにつきましては、なかなか最近、採算性がとれないというようなことで減ってきている、そういった状況なのかと思っております。庁舎の中でも公衆電話がある箇所が3カ所程度だというふうに認識をしておりますけれども、そういった中で公衆電話自体は災害時に利用しづらい部分があるのかというふうに思っています。

品川区におきましては、各避難所に災害時の優先電話、災害時に特設する公衆電話を5台ずつ備蓄しております。災害時におきましては、そういった形でNTTと連携をいたしまして、5台という限られた数ではございますけれども、避難所において電話が使える状況を準備しているということでございますので、その旨、ご了承いただければと思います。

○本多委員 現状わかりました。さらなる取組みをお願いしたいと思います。

次に、非常に外国の方が途方に暮れている状況を目の当たりにいたしました。我々も何の情報も入らなかったのですが、外国の方にとっては、それ以上に何の情報も入らない。何もわからない状況で、本当に途方に暮れている方を大勢見ました。それで、外国人の避難誘導のため、多言語の拡声装置ですとか、多言語の再生装置などがあれば本当に便利だったというふうな感想を持つのですが、そういった導入について、現状についてお聞かせください。

○古巻防災課長 外国人への対応、外国人にかかわらず、災害時の情報発信というのは非常に重要だというふうに思っておりますけれども、特に外国人への対応につきましては、なかなか今進んでいない部分がございますけれども、東京2020大会を契機といたしまして、そういった対策を十分に進めていきたいというふうに考えておりますので、翻訳の装置等につきましても、市販されているものの情報をつかみながら、対応を考えていきたいと思っております。

○本多委員　　お願いします。最後に、ドローンについて聞きたいと思います。

ドローンの活用については、防災対策、災害時の状況把握ですとか、いろいろな目的があるかと思うのですが、区政全般にわたるドローンの活用、災害時の状況把握について、または区職員の取り扱う現状について教えてください。

○古巻防災課長　　ドローンにつきましては、現在、複数の事業者と災害時の活用につきまして意見交換等を進めているところでございます。区独自の整備や、職員による操縦というのはなかなか難しいのかというふうには考えておりますけれども、災害時におきましては有用な機器で、情報収集等で非常に役立つものだというふうには考えております。今後、まずは協定というような形になるかと思っておりますけれども、活用について、日常的な活動も含めまして、どのような形でドローンを使っていけるのか、そういったことも積極的に考えていきたいと思っております。

○柏原企画調整課長　　区政全般といったところをご質問いただきましたけれども、当然のことながら、防災での有用性はあると思っておりますし、区の中でどのような活用ができるかということも、トータルの面で検討していきたいと思っております。

○鈴木（博）委員長　　次に、たけうち委員。

○たけうち委員　　私は、130ページの災害時応急物資確保費の中から備蓄物資購入における簡易トイレ等、それから131ページの避難所管理費に関連して災害時のトイレについて伺います。また、時間が許せば、同じ131ページの下の方にあります感震ブレーカーについて伺います。

トイレについてですけれども、災害時のトイレの重要性というか、課題については、本当に共有されるべきだと思っておりますが、その中で、今、品川区は、避難所になる学校の下水道管などの耐震もやられておりますが、いざ大きな揺れが来たときに、避難所開設に当たって、トイレを使用する際に、簡易トイレとか、汲み取り式のトイレはそのまま使えると思うのですが、水洗で流すトイレについては、逆流しないために亀裂が入っているかどうか、そのチェック等を行うのかどうか、また行くとすれば、誰が行うのか教えてください。

○古巻防災課長　　避難所のトイレでございますけれども、一部耐震化、下水管の排水管の耐震化がされているということで、トイレが使えるということが重要なことかと思っております。トイレが使えるかどうかのチェックでございますけれども、下水の本管のほうへ水が流れるのかどうかというところのチェックをする形になりますが、基本的に各避難所につきましては、避難所連絡会議で開設運営をしていくということが基本になります。一番最初に駆けつけていただけるのは地域の方かと思っておりますので、そういった方にチェックをお願いするようになるかと思っております。

○たけうち委員　　そうしますと、耐震化をやっているけれども、チェックは必要だと、そうしないと、逆流したりとかいろいろな問題が起きます。それを行うのは避難所連絡会議の方々、地域の方々ですが、区の職員の駆けつける方も含めて、そういう共通の認識がおりでしょうか。いわゆる地域防災計画等を見ても、そういう記述はありませんし、また、もっと言えば、今の話は避難所でございますが、例えば民間の方々に対する周知啓発なども一切そういったことではほとんどなされていない状況だと思っております。また、あわせてお聞きしますと、例えば公園または防災広場のトイレの管理等について、帰宅困難者、また、自宅のトイレが使えなくなり、避難所まで行かなくてもどこかトイレを使いたいというとき、公園トイレなどで、水が出ない、もしくは水が出ても配管に亀裂があつて支障が出るという場合が出てくる、そうしたことで、大変汚い話ですけれども、どんどん便が積み重なって使って使用できないというケースが今まで阪神・淡路、東日本、また熊本でも、その都度、その都度トイレの課題として挙げら

れているのですが、そうしたことについての考え方や認識を教えてください。

○古巻防災課長 まず周知でございますけれども、一定、防災訓練等の場でお話はしているところがございますけれども、まだ十分に周知されているというふうには認識されておりませんし、また、近年、トイレに関するご不安ですとか、そういった意味で言うと、トイレへの関心が高まってきている部分がございますので、今後、周知についてはしっかりと間違いのない対応を、トイレの考え方、使い方でありませうとか、そもそものチェックのやり方とか、そういったところについての周知については、十分に行き届くように進めてまいりたいというふうに思っております。

○溝口公園課長 それでは、私のほうから、公園のトイレの関係についてお答えしたいと思います。

公園の中にトイレを整備するに当たって、最近整備しているところについては、地下にピットをつくって災害時に対応したもの、また、防災広場等についてはマンホールトイレ、そういったものも整備してきているところでございます。

そういった中で、やはり地域の方たちが、普段、訓練から使っているということもありますので、やはり地域の方たちがそのトイレをどのように活用していくのか、そういったところが一番大切だと思っておりますし、また、災害時、急に開けたり、また清掃をどういうふうに使っていくかというのは、やはり地域の方たちにお願ひしていきたくところでもありますので、今後、訓練等を通じてしっかりと地域にある公園を、災害時に、トイレも含めまして、どのように使っていくのか、そういったところの啓発活動もしっかりやっていきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員 今、お言葉の中に出てきたのは、地域なのですね。確かにおっしゃるとおりなのです。区の方にお願ひしたいところなのだけれども、駆けつけてこられないわけなので、ただ、地域の方に本当にそういう意識があるのかという中で、今、避難所運営マニュアルを改訂していますけれども、その中にこれが盛り込まれているのですか。盛り込んでいくのですか。そこをしっかりと押さえていかないと、できたはいいけれども、地域の方は、チェックしてくださいと言われても、チェックの仕方などわからないではないのですか。それは教えていただけないわけですよね。

今、国交省のホームページで、トイレについて出ています。これは熊本地震の際に、やはり下水道の排水管のチェックが必要だということで、熊本県益城町がつくったものが国交省のホームページの中で、トイレはこうやればチェックできますと出ています。また、今、私も防災士なのですが、マンション防災士という方がいまして、これは大田区に住んでいる釜石さんという有名な方がいるのですが、この方のいろいろなお話の中で、マンションでのチェックの方法などを載せていただいているのです。こうしたものもぜひ情報収集していただいて、もし本当に地域の方とかにお任せするのであれば、しっかりとそれは避難所運営マニュアルに盛り込んでいただいて、さっき、その周知の話もありましたけれども、それを知らなければ、いざ事が起きたときに、避難所に行ったはいいけれども、結局、何もできていなかったということになり兼ねないので、しっかりとこれは行っていただきたい。特にトイレについては、そういったものが今盛り込まれていないので、これはぜひ、今からでも間に合うと思っておりますので、やっていただきたいのですけれども、お答えをお願いします。

○古巻防災課長 トイレのチェックの仕方を含めまして、災害時の使い方全般になろうかと思っておりますけれども、周知につきましては、避難所については避難所運営マニュアルの中でということになろうかと思っておりますし、また、ご家庭、マンションに限らず、一般の一戸建てのお宅でも状況は同じだと思いますので、トイレが使えるかどうかのチェックが、どうすれば安心して使えるのかということにつきましては、しっかりとそのあたり、検討をしていきたいというふうに考えております。

○たけうち委員　多分、なかなか難しいと思うのですけれども、公園については、そうは言っても、地域の方がどこまでできるのかということがあるので、これはぜひしっかり検討していただきたいと思います。要望しておきます。

ちょっと時間がありますので、感震ブレーカーについて、午前中も質疑がありましたが、なかなか進んでいかないという中で、今年の「メイド・イン・品川」のブランド、これ、認定企業の中で、感震ブレーカーをつくっていらっしゃる区内の企業の方のものが認定されたとあるのですが、これについて何か情報があれば教えてください。

○古巻防災課長　今、委員からご案内のありました感震ブレーカーでございますけれども、区内の企業でつくっておりますもので、これはアース付きのコンセントを設置しまして、地震波を感知しますと、疑似漏電を発生させて漏電ブレーカーを落とすということで感震ブレーカーとして機能するものでございます。これはいわゆる分電盤タイプの感震ブレーカーと動作原理は同じものなのですけれども、設置にあたり電気工事が不要で、コンセントに差すだけというような簡単なもので、簡易タイプという位置づけではございますけれども、動作原理等、今まであまりなかったタイプのものだというふうに認識しております。

○たけうち委員　そうすると、これは品川区の助成の中で、こうしたものも取り入れていくのかどうか、今後、検討されるのか、もしくはもう検討されているのかどうか教えてください。

○古巻防災課長　助成制度につきましては、分電盤タイプを主に今、助成をさせていただいておりますけれども、新しい製品、新しいタイプのものが出てきたということで、こういったものについても助成の中に取り入れられるのか、どういった形が適当なのか、そういったことを検討を進めているところでございます。

○鈴木（博）委員長　次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員　私は、成果報告書の126ページ、区民施設費から、区民の集う場についてお伺いしたいと思います。主に区民集会所になってくるかと思うのですけれども、区内の施設、区民集会所は、多くの区民や団体が利用し、サークル活動や地域交流、リクリエーション等、地域コミュニティの振興に大きな役割を果たしていると思います。文化センターや中小企業センターも同様に地域の方が多く利用する施設ですけれども、ですが、なかなか予約がとれないという声も多く寄せられていますし、もっと身近にあったらいいのになという声もあります。そうした声を区は把握されているのか伺いたいと思います。

それと、区民集会所と文化センターは、企業も使えると思うのですけれども、区民や区民団体の利用と、企業の利用の割合を教えてください。

○伊崎地域活動課長　私からは、区民集会所についてお答え申し上げます。

まず、予約の状況ですが、利用率が平成29年度で全体で64.6%でございます。時間帯によってはご希望が勝ち合うというところはもちろんあるのですが、全体からすれば、まだお取りいただける余裕があると認識しております。ただ、勝ち合う時間について、そういうお声があることも認識しているところでございます。

あと、利用状況でございますけれども、企業と区民団体に区分してのデータがとれないものですから、利用料の部分、適用の有無から推測した数で申し上げますと、まず利用件数中の87.5%が免除または減額でして、こちらが町会・自治会や区民の方が半数以上いる団体と、区民の方が主に使っていただいていると考えられると思います。残りの12.5%が有料となっておりますので、この中に企業の方

たちが入っていると判断できると考えております。

○立川文化観光課長 文化センター5館の状況でございます。全体の昨年1年間の貸出件数につきましては、3万6,773件でございます。そのうち免除が9,410件でございます。こちらは高齢者の団体でございますとか、障害者の団体でございます。減額が1万9,933件でございます。こちらは主に社会教育関係登録団体でございます。一般が7,430件でございます。全体で見ますと、おおむね20%というところでございます。

○石田（ち）委員 先ほど、区民集会所の利用率は64.6%、時間帯からかち合う場所も出てくるということですが、やはり土日の使用が多いのかなと思うので、土日に限った利用率がわかれば教えていただきたいと思っております。

○伊崎地域活動課長 曜日ごとの利用率については、データが出ておりません。

○石田（ち）委員 やはり土日の利用が多いのかと思っておりますし、私達も区政報告会などをしようとしますと、本当にとれないなということで、区民の皆さんの声を実感しているところなのですけれども、ぜひ曜日別の集計もとっていただけたらと思っております。

それで、やはり品川区の人口は、この間、増えています。これからも増え続けていきます。品川区の将来人口推計、先日の総務委員会で速報が出されましたけれども、2041年をピークに、そこまで増えていきます。外国人の方を含まないという数ですけれども、2018年は37万7,871人、そのピークといわれる2041年には約5万人増の42万6,644人という数字が出されました。なので、これから10年、20年、増え続けていくわけですね。こうした人口増に合わせて、区民の集う場のあり方をどのように考えられているのか伺いたいと思うのですけれども、区も出しています公共施設等総合計画の中の区民・集会施設においてマネジメントの方向性として、集会室機能については、他分類施設も含め、利用率等を勘案した横断的な検討・整備を進めますというふうにあります。私はぜひ増やしていくべきだと思うのですけれども、人口の面から、そして公共施設等総合計画にあるマネジメントの方向性も含めて、今後のあり方をどう考えられているのか教えてください。

○柏原企画調整課長 公共施設の総合計画等でもうたっているところでございますけれども、今後の人口増を見越した中で、施設のありようは十分検討していかなくてはいけないというところでございます。施設の計画の中でも出させていただいてございますけれども、限りある土地であったりとか、施設というところがございます。ですので、例えば複合化であったりとか、多目的化であったりとか、そういった中で必要な施設は捻出といいますか、必要な施設をつくり出していくというような考えをもって検討を深めていくというふうにしてございます。

○石田（ち）委員 今ある資源の中で工夫を進めていくことも大事だと思うのですけれども、このところ、東品川の地域の皆さんから、集会所が文化センター、シルバーセンターしかないとか、ご高齢の方や子育て世代の方からの訴えが寄せられています。これは東品川だけの問題ではないと思うのですけれども、要は、場所を増やしてほしいという声がかかっているわけで、東品川シルバーセンター、文化センターの隣に都有地があります。今、更地になっております。区民のための施設にならないかという声も多数寄せられているのですけれども、都有地のこれからのについては、都と何かやりとりがあるのか、ぜひ区が買って、区民のための施設にしていってほしいと思っておりますし、その要望を上げていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 東品川の文化センター近くの都有地、消防の跡地というところでございます。こちらにつきましては、東京都と今現在交渉しているといった段階でございます。区といたしましても、

こちらにつきましては取得したいということで、取得を含めた形での交渉といえますか、要望しているところがございます。今後の用途につきましては、今現在、交渉中でございますので、取得できるかできないかも含めての段階ではございますけれども、有効的な活用をしたいというところで交渉を進めていきたいと思っております。

○石田（ち）委員 現在、取得していきたいというところで交渉中だということですが、ぜひ区民の要望にこたえた施設等の建設をしていただきたいというふうに思います。区民集会所は地域コミュニティの核となり、区民の自発的な活動を支え、区政への住民参加にもつながる重要な施設だと思っています。文化センターや中小企業センターもそうだと思うのですが、人口増はこれからも続きます。それにあわせて区民の集う場を増やすことを、改めてこの東品川の地域だけでなく、大崎も今、本当に再開発で人口が増えていますので、区全域において施設の増を求めたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 施設、これは全体にかかわる話であろうかと思っております。人口が増えるという予測の中で、集会の施設というご案内がありましたけれども、他の施設も含めて、どのような利用がいいのかということ、公共施設の計画の中でも打ち出しをしたところがございますので、そういった全体の中でありようは検討していきたいというふうに思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、伊藤委員。

○伊藤委員 成果報告書121ページ、町会ホームページ運営支援等と、それから、130ページの防災対策費に関連して質問します。

初めに、ホームページのほうでありますけれども、今現在、町会ホームページは、大学のサーバーを借りている関係で、容量も限られて、今のインターネット全盛の時代にもかかわらず、写真も縮小しなければならない現状があります。もちろん動画もアップできません。これだけインターネットが生活の一部になった現在では、これから例えばSNSの活用であるとか、それから、大学以外のサーバを活用していただいて、容量アップも含めた新たな町会・自治会ホームページを構築すべきと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○伊崎地域活動課長 町会・自治会ホームページの支援につきましては、今、委員ご指摘のとおり、明治大学の研究所と協定を結びまして、サーバを含めた作成支援とフォローアップをしております。

その中で、近年、いろいろなものが進化している中、このホームページにとどまらず、多様な形での情報発信というのは、私どもも必要と考えておまして、今年はお近所SNS「マチマチ」というものも導入して、幅広くいろいろな手法で町会・自治会の情報について周知を図っていきたいと考えているところがございます。

今ご指摘のサーバも含めた件でございますが、確かに明治大学には10年間いろいろやってきていただいておりますので、今後もお話をしていきたいと思っておりますのでございますが、いろいろな可能性も含めて、改めて検討していく時期に来ているかという認識は持っております。

○伊藤委員 ぜひこれだけインターネットが全盛の時代でありますから、やっぱりこれはすばらしいシステムだと思うのです。だから、それを町会の方々が十分使っていただけるようなシステムに向けて再構築をお願いしておきます。

防災対策のほうでありますけれども、自衛隊の話で、震度5以上の震災が発災した場合には、すぐに当該地域に航空機を派遣して、初期の情報収集をして、首相官邸や当該自治体へその情報を伝達して、

その後の災害救援活動の適切な対応ができると聞きました。先ほど、本多委員も指摘されたのですけれども、品川区もやっぱりドローンを考えるべきだと思うのであります。航空機を飛ばすわけにはいきませんから、先ほどの答弁では、業者とタイアップをして検討するとありました。これは非常に有用だと思います。それを導入していただいて、例えばリアルタイムで被災地の状況であるとか、それから区内をピンポイントにみて、どこに被害が集中しているとかすぐわかると思うので、画像伝送システムが既にもう構築されておりますので、ぜひこれは検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。改めて答弁をお願いいたします。

○古巻防災課長 災害対策におけますドローンの有用性につきましては、十分に認識をしているところでございますので、今後、どのような形で災害時に有効な活用ができるのかということを積極的に検討してまいりたいと思っております。

○伊藤委員 自衛隊の危機管理のことを勉強させていただきましたので、やっぱり超初期の情報収集が非常に重要だということがわかりました。ですから、もちろん今現在、品川区の高所にカメラがあったりして、区内のほとんどの地域を見ることができると聞いてはいるのだけれども、非常に細かいところまで把握するための仕組みはまだないわけだから、十分に検討していただいて、導入に向けて検討していただけるようお願いしておきます。

それからあと、先日、保護司会で原宿の東郷神社にお伺いした際に、宮司と面談する機会がありました。東郷神社は、災害時、渋谷区から渋谷区民2,000名の避難者を受け入れるように要請があるそうです。だけれども、この場所は、ご承知のように、原宿の竹下通りに面しております。ですから、災害時には渋谷区民であろうがなかろうが、多くの方々がそこに来る。だから、そのときに区民であるか区民でないかを見分けるのは非常に困難であると話をいただきました。品川区も同様です。いろいろな避難所に区民の方が来られる。そのことに対してどういように対処していくのかということも改めて確認しておきます。

それから、幸いにして東郷神社は、非常に地下水が豊富なため、水の心配はないそうです。ですから、それをヒントに思ったのですけれども、例えば、区内の神社の一面で、水源があるところであるとか、そういうところにも避難所を設定することができれば、初めから水の問題をある程度ケアできるわけであるから、やっぱりそういうことについても検討すべきだと思いましたが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○古巻防災課長 避難所の受け入れの問題もありますけれども、区民ではない方も含めて、帰宅困難者に関しましては、現在、一時滞在施設を確保するというところで対策を進めて、一時的な居場所ということになりますけれども、そういった形で対策を進めているところでございます。区内4つの主要な駅、JRの駅になりますけれども、帰宅困難者対策協議会を立ち上げまして、そういった中で帰宅困難者の支援等を含めて、さまざまな協議を行っていただいているところでございます。

また、区の施設についても、自治体が使える施設、これは十分進めていきたいと、まだ十分な数ではありませんけれども、今後、きちんと進めていきたいと思っております。

また、水の問題についても、避難所については飲料水というよりは生活用水になりますけれども、災害の井戸もありますけれども、そういった中で水の問題も重要なことかと思っておりますので、区内の応急給水ステーション、そういったものが戸越公園等にごございますけれども、そういうところの活用を十分に考えていきたいというふうに思います。

○伊藤委員 そういうものはもう十分対応してくださっていると思うのですけれども、たまたま東郷

神社に水があることがわかったのです。だから、調べれば、品川区内の神社仏閣の中に、そういう水があるかもしれない。そこは水が黙っていても出てくるわけです。だから、その水を有効活用することを前提に考えていけば、避難所にわざわざ水道施設をつくる必要もなくなるわけです。だから、そういうふう新しいアイデアを検討すべきということを提案させていただきましたので、そのことに答弁をお願いいたします。

○古巻防災課長 今現在では、民間のそういった水源の活用というのは特に計画の中には含まれておりませんが、そういった情報について、発災時に情報を提供していくということは非常に重要なことでもあると思いますので、今後そういったところの調査を含めまして、考えていきたいと思います。

○伊藤委員 水の確保の課題については十分理解はしておりますし、やってください。だけれども、たまたま東郷神社の宮司のお話の中で、そういうアイデアをいただきましたので、それを品川区に生かさない手はないと思って指摘をさせていただきました。水源があれば、わざわざ水道を引く必要もなく確保できるわけですから、それは十分検討して行ってくださいということをお願いしておきます。

それから、先ほど来、区民委員会の北海道胆振東部地震の話がありました。電源が非常に大切だということもわかりました。かつては、品川区で災害対応として、各地域センターごとに太陽光発電ハイブリッド蓄電システム導入の計画がありました。ですが、現状はセンターごとにハイブリッド自動車を配置することで、そのシステム導入は見送られました。しかし、あれから随分時間がたって、携帯電話がスマートフォンになり、今はほとんどの議員がお使いですけれども、ハイパワーのものもあります。これだけ情報が進展して、しかも電力を要求する区民の方々が大きく増えた。もちろん自動車でも電源を確保できるのはわかるのだけれども、北海道の例にあるように、電源を求める多くの区民の事情を考えたら、先ほどの本多委員の指摘にあったように、新たな電力確保策を研究する話もありますので、そういうことを考えていくと、災害に強い太陽光発電ハイブリッド蓄電システムというのは非常に有効だと思うのですが、品川区のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○古巻防災課長 電源の確保につきましては、非常に重要なことということで考えておりますので、太陽光に限らず、さまざまな電源の確保について検討を進めていきたいと思っております。太陽光発電ですと、日中は発電できますけれども、夜間はできないとかと、そういったデメリットもございますし、また、さまざまな手段を重ねることで、より安定した電源の確保を進めていけると思っておりますので、ご提案の趣旨も踏まえまして、しっかり電源の確保に努めていきたいと考えております。

○伊藤委員 ぜひ進めて行っていただきたいのですが、先ほど、私たち自民党が提案させていただいたとおり、発電機のことであるとか、電源の確保が、今、ご承知のように、新たな大きなテーマとなってきたわけです。北海道内の市役所に多くの市民の方が来ておられて、携帯やスマートフォンの充電を求めた話も聞きました。だから、それと同じことが品川区で万が一の災害が発生した際に起こるわけです。だから、そういうときに今お話のあったことも含めて検討して、早急にはいかない、いろいろ検討するのはわかるのです。だけれども、先ほど、本多委員が話をした発電機もそうだろうし、それから、今言った太陽光発電ハイブリッド蓄電システムもそうだろうし、それから、ガスヒートポンプのこともあるだろうし、今、いろいろな電源があるわけではないですか。だから、そういうことをもう少し期限を区切って検討していかないと、よく言われますように、災害はいつ起こるか分からないし、忘れたころにやってくるので、間に合わないのです。だから、さまざまな災害、防災対策が必要で、課長が大変なことはわかるのだけれども、でも、電源確保ということについては、北海道の地震で明確になったわけだから、やっぱり今の答弁ではちょっと納得がいかないところがあるので、改めて答弁をお

願いいたします。

○**柏原企画調整課長** 電源の確保の課題というところでございます。今回の北海道の地震の中で、これも新たな教訓といったところが出てきたということなのだと思います。それで、区といたしましても、今ご提案がさまざまございました。いろいろな面、既に設置しているものとか、活用しているものもあります。こういったものを早急にどのような形で使えるのか、いろいろな多方面で考えながら、検討を進めていきたいと思っております。

○**伊藤委員** まとめていきますけれども、今提案したのが、まずドローンの活用の件と、それから、品川区内の神社仏閣で水があるところの避難所の確保のこと、それから、電力の確保策について、やっぱりどれも重要だと思うのです。だから、防災はいろいろな切り口があるのだけれども、そういうことを総合的に検討して進めていただけてほしいと思います。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○**鈴木（博）委員長** 会議の運営上、暫時、休憩いたします。

○午後3時21分休憩

○午後3時40分再開

○**鈴木（博）委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。高橋しんじ委員。

○**高橋（し）委員** 成果報告書120ページの財政管理費の中の契約関係事務費について、それと、時間の関係であれですけれども、130ページの防災対策について、先に120ページの契約関係についてお尋ねします。

平成29年度中で、この契約の事業にかかわる契約件数、経理課のほうでの契約件数になりますが、契約の本数と、件数の内訳を入札、随意契約別にお願います。随意契約の中の内訳もお話ししていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○**立木経理課長** 平成29年度の経理課契約の実績でございますが、工事、物品、委託、合わせまして合計で3,792件の契約がございました。その中で制限付き一般競争入札、いわゆる一般競争入札のものが183件、指名競争入札のものが750件、それから随意契約といわれるものが2,859件になります。随意契約は、業者推薦による随意契約が917件、いわゆる見積もり合わせを行った随意契約が325件、それ以外の一者随契といわれるものが1,617件でございました。

○**高橋（し）委員** 随意契約が2,859件ということですが、これは地方自治法の施行令167条の2に随意契約におけるルールがあるのですが、その項目が幾つか書いてあるのですが、そのどれに当たるのでしょうか。

○**立木経理課長** 地方自治法の167条の規定の中のどれに当たるかというところでございますが、いろいろな案件がございまして、各号が示されている中で、どれが何件というような統計は、申しわけございません、とってございません。

○**高橋（し）委員** 167条の2に基づいて随意契約が行われたということで、その中にはいろいろ、これだったら随意はいいということが書いてあるのだと思いますが、では、今、随意契約が3項目に分かれているというお話を伺いました。その項目について、どのような契約なのか、具体的にご説明をお願いいたします。

○**立木経理課長** 随意契約は3区分に分かれてございまして、先ほどご説明した中では、業者推薦随

契といわれるもの、こちらが事業を行うに当たりまして、その事業者でなければ事業が行えないという理由がついているものです。例えば一例を挙げますと、プロポーザルで決定された事業者、価格だけではなく、提案等を含めた形での提案を受けた形で随意契約をするようなもの等も含まれたものでございます。

それ以外のものは、金額によって分けさせていただいておりまして、地方自治法の規定上、見積もり合わせが必要なもの、それから一者で金額を徴したもので契約をしているものということで、一者随契のものに関しましては、品川の場合、30万円未満というところでやっているところでございます。

○高橋（し）委員 プロポーザル等でその事業者でないというのが業者推薦、これは所管が推薦してきて、経理課で契約するということだと思います。そして、見積もり合わせは幾つかのところから見積もりをとって、もう1つが、一者随契ということになるのですが、その一者随契という言葉は、どういう定義といいますか、ほかの自治体でもそういった一者随契とか、ほかの自治体だと別の言い方をするのかもしれませんが、それはこの一者随契という形で契約を行うというのは、法令上のどの根拠をもとに行われているのでしょうか。

○立木経理課長 こちらのほうは、地方自治法と、それを受けまして品川区契約事務規則を制定しておりますが、そちらの中で30万円未満ということでやっているものがございます。

ほかの自治体でどのような言い方をしているかというのは、ちょっと私どもではわかりかねるのですが、品川区では、そのような形でやらせていただいています。

○高橋（し）委員 自治法と、品川区契約事務規則ということですね。その抜粋が幾つかあるのですが、今、金額が出ていましたけれども、この一者随契という言葉自体は、特にこの規則の中にはないと思います。つまり、品川区独自の用語というのでしょうか、内規での用語なのだと思いますが、そういった3つ随意契約があるのですけれども、今の一者随契に関連してのお話なのですが、議会棟でお掃除をされている業者がいらっしゃるのですが、この方は非常に一生懸命やられていて、よくないと言っている意味では全くなくて、毎年一生懸命やられているのでお会いするのですが、数年同じ男性がずっとお掃除をさせていただいて、非常に一生懸命やっております。これは何年も同じ形で随契が行われているというような形なのか、それともこの契約は別の契約方法なのでしょうか。

○立木経理課長 総合庁舎の清掃の部分に関しましては、簡易型総合評価方式という契約の方式をとってございまして、原則5年間ということで、今やらせていただいているところでございます。5年たちますと、また新たに審査をし直しまして、新たな事業者を決定するということになるのですけれども、今のところは同じ事業者が続いているというようなところでございます。

○高橋（し）委員 それは随意契約ではないということでしょうか。

○立木経理課長 簡易型総合評価のものに関しましては、いろいろ成績を評定したもののプラス、あと入札価格の金額によっても決まってくるので、いわゆる随意契約の1つというふうに考えていただいてよろしいかと思います。

○高橋（し）委員 入札ではなくて、随意契約の中の今言った簡易型総合方式ですね。ということは、今、長期継続契約が可能だということなのですが、その長期継続契約については、債務負担として先の金額まで議会の承認をとっているのでしょうか。

○立木経理課長 こちらに関しましては、単年度で今のところ予算を組ませていただいております。ただし、先ほど申し上げましたとおり、将来、5年間にわたって事業をやっていただくという前提で審査をしているものですので、そのような形で、予算上は、申しわけございません、単年度で今のところ

やらせていただいております。

○高橋（し）委員 簡易型総合方式でこの業者がしっかりした形でやっていただいているので問題ないと思うです。そちらではなくて、長期の契約をするのであれば、手続を明確化して債務負担行為をとり、そして議会に示し、承認をとる必要があるのだと思います。いわゆる建設関係の契約のように行っていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○立木経理課長 予算上の審査をいただくという部分に関しましては、今のところ、ほかの案件との部分もございまして、今、契約のほうでは単年度で見させていただいているというところがございます。その予算上のことに関しましては、今後、研究させていただければと思います。

○高橋（し）委員 研究ということでしたが、どちらにしても、契約したこと自体は問題ないと、ルールに基づきやられているからいいと思うのです。それを2年、3年続けていくというところで、透明化し、そして議会に示していただくことが、ひいては区民の皆様の理解を得ることにつながると思いますので、ぜひ債務負担行為でとっていきような形で検討していただければと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、若林委員。

○若林委員 121ページ、品川区町会連合会助成、それから123ページ、歩行喫煙防止推進経費、その2点についてお伺いたします。

まず、町会連合会について、これは補助金の要綱が定められており、それにのっとって運営されております。その要綱の中には、地域社会の福祉と住民生活の向上発展のために実施する事業の強化拡充を図り、もって区政の進展に寄与する、そういう団体だからこの補助金を出しますという、そういうような趣旨の目的が明記されています。

また、参考までに、いわゆる町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例というのも既に施行されておりますけれども、あえて言うと、この中には連合会、それから町会も含めて、あえて区のほうから、こういうことをやってはいけませんよという禁止事項は載っていないと認識をしております。

そこで、こういういわゆる禁止事項がない中で、あえて行ってはならない事柄は、こういう団体についてあるのかなのか、これをまずお聞きしたいと思います。

○伊崎地域活動課長 町会・自治会につきましては任意団体でございますので、一般的な公序良俗に違反しない、また犯罪行為でない限りは、町会・自治会の方々の総意の上で活動するということは可能だと思いますし、特に区として禁止をしている事項はございません。連合会についても同じでございます。

○若林委員 今、ご答弁があった公序良俗というような言葉があります。また、そういう意味で言うと、いわゆる営利の行為、また、一般的には、政治とか宗教とかということ、公金が一部支出をされて運営をされているという団体については、公共的な面から言って、当然、やってはいけないというような事項の1つになっているのかという認識であります。

そういった中で、こういう組織、団体は、一般的に人の集まり、人の数が多いということで、1つの組織の力が認められることから、組織の内外からさまざまな思惑によって働きかけがあるということが考えられると思います。また、実際に人間の社会というのはそういうものだろうと思います。

そこで、こういう特に地域の大事なコミュニティの組織において、もし、こういった事案が起こったときに属される会員の方もいらっしゃる、また多くの地域の方もいらっしゃる、こういう方たちが混乱を絶対にしないように、また区政の発展、地域の発展のために、みんなで仲よく気持ちよく進めていける、そういう環境づくりが私は大変に重要となっていると思いますけれども、それについて、そのよう

な状況をつくらないということについて、区としての考え方を1つお聞きしたいと思います。

また、特に連合会については、13連合会が品川区にはありまして、各地域センターの所長は連合会の中での役目があると思います。所長の連合会での役目も踏まえて、区として、今、私が指摘したようなことについての何か歯どめ、また区としての補助金を出している立場として、どのような考え方をお持ちで、例えば地域センターの所長が動いておられるのか、こういうことをはっきりとお聞きしたいと思います。

○伊崎地域活動課長 区の条例におきまして、町会、自治会もそうですが、町会という定義がございます。それは、地方自治法の260条の2に基づいて、地域のコミュニティの中心となって活動を行うということとしております。その地方自治法の260条の2に寄与しますと、目的としまして、委員ご指摘のような活動ではなく、あくまでも地域の住民の相互の連絡や環境の整備など、地域社会の維持および形成に資する地域的な協働活動を行うということが目的とされておりますので、そういった活動をしていただくということが条例に定める町会・自治会と考えております。

また、所長の役割でございますが、連合会の事務局となっているのは、地域センターがなっております。所長がその長でございますけれども、機関として、事務局として連合会の事務の手伝いをするということと位置づけられておりますので、当然、私どもは公務員でございますので、公務員としてやるべきことをきちんと踏まえた上で事務の補助を行うことと認識しております。

○若林委員 そうすると、公共的な組織である、また、事務局として区の職員の方が入っていらっしゃる、一定の役割を果たしている。両方が大変に重要な公的な立場である中、やはりお互いに、冒頭ご答弁のあった公序良俗等に反しない、この辺についてもしっかりと、ある意味では、職員の方は高いモラルをもって職に当たっていらっしゃるわけですので、もし何かあったときには、指摘をする、また指摘を受ける、そういう関係性をしっかりと築いていらっしゃるということを理解しておりますけれども、この確認と、実際に日々の業務の中で、この関係性をどのように認識して、理解をして、実際に動いていらっしゃるのか、こういう現場の状況をお聞きしておきたいと思います。

続けて、歩行喫煙防止推進経費のほうは、午前中の質疑で、五反田駅周辺の指導の数が大変に減ったということで指摘があって、それに対して課長からご答弁があって、その答弁の中で、五反田駅の東口にある喫煙所、撤去したために指導が減ったというご答弁だったのですが、このご答弁は、ちょっと矛盾しているのではないかということで、議論する時間はないかもしれませんが、喫煙所があった方が指導は少ないはずですよ、そこで吸うわけですから。そういうふうに思って、さっきの答弁はちょっと矛盾をしているのではないかというふうに思った次第ですが、これについていかがでしょうか。

○伊崎地域活動課長 連合会の事務局であります地域センターにつきましては、当然のことながら、公務員としての身分、立場をわきまえた上で対応を行うということを徹底しております。

また、さまざま連合会や町会からご相談をいただきましたときには、そういった立場を忘れずにきちんとアドバイスや助言等、ご相談に乗っているということで進めているところでございます。

○菅生活安全担当課長 五反田駅東口の喫煙所の関係でございます。先ほどの答弁の中で、東口の喫煙所がなくなったということをご説明申し上げました。減少した原因ははっきりわかりません。東口の喫煙所が撤去されたことが1つの要因と考えられるということでございます。

ただ、当然、本来であれば、昨年の6月まで、そこを中心に巡回指導をしておりましたので、そこは行かなくなりましたので、その回数が減ったということで考えております。

○若林委員 地域センターの所長、また事務局、これは管理職である区役所にいらっしゃる理事者の

方々がしっかり監督していらっしゃるわけですから、改めて、今後の適正な連合会運営に寄与していただきますように、職員の方には、ぜひお力をかしていただきますように期待を申し上げておきたいと思っております。

路上喫煙防止については、またどこかの違う場面で議論したいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 126ページの区民施設費の指定管理者運営委託について伺いたいと思っております。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正で制度が創設されたわけですが、その後も総務省のほうから、平成19年と平成22年に指定管理者制度の運用についてということで通知が送られています。また、総務省が出しています指定管理者制度の運用上の留意事項というところを見ますと、指定管理者の選定の手続については、住民の付託を受けて管理する公の施設の性格に鑑み、公正かつ十分な透明性の確保が重要だと、こういうふうに述べられているわけですが、改めて品川区として、指定管理者の公平性、公正性、透明性の確保ということについては、どう考えられているかについてお聞かせいただきたいと思っております。

○柏原企画調整課長 指定管理者の公平性等々のお問い合わせでございますけれども、まず、指定管理者を選ぶ際に、基本的には民間事業者からということで、公募を前提としております。ただ、事業の特殊性であったりとか、継続性等々、そういったところを鑑みながら、1つの事業者に対してお願いするといった場合もございます。そういったことはございますけれども、基本的には公募をかけながらやっていることで、まずこういったところでの公平性があると思っております。

それからもう1つは、事業を運営していただいている中では、指定管理者の方から、年間で必ず1回、指定管理の事業報告などをいただきながら、それを品川区としてはモニタリングという形で評価してございますけれども、そういったことを検査・検証しながら、議会のほうにもご報告をさせていただきながら、こういった事業がきちんと進んでいるかということをチェックしているという状況でございます。

そういったところで、公平性等々、公開を含めて行っているというのが実情でございます。

○鈴木（ひ）委員 指定管理者の指定は議決が必要なので、議会で議決をすることになっているのですけれども、議会への情報提供も少ないですし、区民に対しての情報公開も少ないということで、このところを改善していただきたいという思いで質問をしたいと思っております。この運用上の留意事項の中にも、指定管理者の選定過程ですけれども、これは評価項目の配点が不明確など、選定委員会のあり方についての課題が生じているということで指摘をされていまして、また、選定委員会の適切な判断ができるよう、選定委員として専門家の参加を確保することが重要だということも述べられているのですけれども、品川区は、選定委員会の設置要項がありますけれども、ほとんどが部課長で選定委員会が進められていて、ほとんどが外部委員がない状況になっていると思うのですけれども、例えば港区では、選考委員会に、公平性、透明性の確保の観点から、学識経験者等の専門性を有する外部委員を3名以上加えることということが決められているのです。それから世田谷区でも、専門的な評価を行い、選定の透明性を確保する観点から、7人以上の委員で組織し、うち半数以上を外部委員とするということ決められているのですけれども、品川でも、ぜひ外部委員を選定委員の中に入れる、専門家を入れるということが必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 当区での選定委員会の委員構成というところでございます。今、委員にご案内いただきましたように、品川区の場合ですと、区の中でということで、これはある意味で申しますと、区の事業に対して専門の、職務を行っている職員といいますか、部署がその選考に当たる。これは区の

公の施設といったところがありますので、そういった中での選定委員会のメンバーということにさせていただきます。

ただ、指定管理者制度ができて15年というところがありますので、国の話であったりとか、他の自治体にいろいろな事例がありますので、そのやり方については、今後もいろいろ研究しなくてはならないというふうには思っています。

○鈴木（ひ）委員 今言われましたように、ほかの区でも、指定管理者については、その後、見直して、改めて運営指針とかを最近作り直しているという自治体が多いのではないかと思います。そういうところでは、やはり区民に対しての説明責任、それから公正性、透明性、こういうふうなところからも、ぜひ外部委員を入れて、なぜそこが選ばれたのかということが、区民に対してもきちんと説明ができるような形にぜひしていただきたいというふうに思います。これは今、課長のほうからも、今後、研究するということですので、要望をさせていただきます。

それから、第三者評価というもの、これは港区なのですけれども、専門的かつ客観的な視点で評価をするために、区が指定期間のうちに必ず第三者評価等による評価を実施する、世田谷でも同じような形で、外部委員を含む選定委員会で必ず評価を実施するということになっているのですけれども、こういう第三者の評価も入れて、本当にその施設がある程度、適度な緊張感を持ちながら適切に運営されているかというふうなところの評価も必要ではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 事業を行っている間のチェックというか、そういったところであろうかと思えます。品川区の場合ですと、モニタリングという形で、自己評価というところを中心に行っているところでございます。これも先ほどちょっと言いましたけれども、指定管理者制度がこれだけ長い間続いてきているというところと、いろいろな施設で指定管理者制度を展開しているといったところがございます。区といたしましても、労働条件のチェックということで、社会保険労務士、まだ試行の段階ではございますけれども、チェックしていただいているということを始めました。そういった流れも見ながら、第三者がどういう方かというのはありますけれども、いろいろな面でのチェックというのは必要だろうというふうに思っています。そのやり方につきましては、引き継ぎ検討を重ねたいというふうに思っています。

○鈴木（ひ）委員 本当に指定管理者で働く方の労働条件については、区はあまり関知しない、給料などについてもあまり関知しないという立場だったと思うのですけれども、やはり本当に官製ワーキングプアをたくさん作り出してしまったという、そういうことも指摘もされているところですので、ぜひそういうところのチェックも、今、試行的にということですが、全ての指定管理者の中に、ぜひ導入をしていただきたいと思えます。

それと、私が一番求めたいのは、本当に議会への情報提供なのです。それから区民への情報公開なのですけれども、指定管理者で品川区のホームページで開いても、本当にわずかしき情報が出てこないのですけれども、港区ですとか、今、申し上げ増した世田谷区ですとか、すごい1つずつ出てきて量も膨大です。そういうふうなところがしっかりと見えるような形になっているわけです。港区では、ホームページの中に、指定管理者に関する情報の公表というのもこの運用指針の中にありまして、情報の公表は区民への説明責任を果たし、透明性の高い区政運営を目指していくということで重要だというふうなことで述べられているのですけれども、そういう中で、指定管理者を議会としても議決をするという形になっているのに、品川区をとにかく信じてくださいという、そういう形での資料しか出てこないとい

うのが現実だと思うのです。それで、港区はどのような資料が出ているかというふうなところで聞いたのですが、港区では、議会の中に出されるのが、指定管理者の選考委員会の報告書、指定管理候補者の第一次、第二次審査採点表、選考委員会の審査結果、候補者選考委員会の会議録、候補者選定の調書、法人・団体等の概要、公募要項、そして事業提案書も全部出されるということで、8項目にわたって指定管理者の議会の議決のときに資料として出されるのが、全ての指定管理者について、こういうふうに出されるということが決まりだというふうなことで聞いたのです。だから、かなりの膨大な資料にはなってくるわけですが、そのところをしっかりと議員としてもチェックをして議決をしていくことができるようになっていくわけなのです。そういう点で、私は港区と同じような形で、議会にも提供していただきたいと思ったり、これと同じような中身が、ほとんどホームページにも全部公表されているのです。そういう点では、圧倒的に公表されている情報の中身が品川区と本当に違うのですけれども、そういう点では、ぜひ責任を持って議決できるようにということで、こういう形での議会への情報提供もぜひお願いしたい。例えば、委員会の中でそれを求めても、これは区全体の決まりなのでということで、委員会の中ではなかなか解決できないものなので、今日こういうふうな形で質問させていただいているのですけれども、この情報提供についてもぜひお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 指定の際の評価、それから、事業運営中の評価という両面あるのだと思いますけれども、基本的には、議決いただく際には、それに必要な情報といいますか、選定の内容をお示しして議決をいただいているというふうに認識はしてございます。

今、事例をご紹介いただきましたけれども、一自治体の事例ということで、こちらも認識はさせていただきたいと思ったり。どのような形がよろしいのかというのは、先ほどちょっと触れましたけれども、途中途中の評価、チェックの部分、こういったところでも今、どのような形がいいか、第三者というお言葉もありましたけれども、評価の仕方についてもどうするのだというのは内部で検討を始めておりますので、そういった中でどこまでの情報を、要するに、より責任を持って上程するためであるとか、それから、区民の方にもわかっていただくような情報のあり方は、指定管理者制度を検討する中で、我々も検討したいと思っております。

冒頭、区を信じろというようなお話もありましたけれども、基本的には信じていただきたいところではありますけれども、よりわかりやすい情報ということで検討していきたいと思っております。

○鈴木（ひ）委員 区を信じていないというわけではないのですけれども、それはきちんとした形での情報提供をしていただいて、私たちが納得して、この事業者だったらいいという、そういう形でお互いに納得した形で、信じているから白紙委任で何でもいいということにはならないと思うのです。今の情報提供だと、中身は全部区が選んだので、選んだ区を信じてくださいという、そういうものでしかないのではないかとこのように思いますので、今、検討中ということですが、ぜひ今申し上げたような中身についても検討していただいて、提供していただきたいというふうに思います。

それから、モニタリングのことについても、財務状況、収支の状況に関しても、収入は若干出ているのですけれども、支出については出ていない。活動内容についても、中身がよくわからない。それから、苦情の件数や事故件数とか、事業の評価についても、ぜひこういう内容についても、モニタリングのところでもぜひ情報提供していただきたいと思ったり、最後、そのところだけお願いします。

○柏原企画調整課長 ちょっと重なる答弁になってしまいますけれども、事業を運営している間でのチェックということで、モニタリングはセルフチェックですので、これをどのような形でやっていくかと

というのは、今、検討に入っているところでございますので、そういった中で検討を進めさせていただければと思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私からは、最初に129ページの区民保養所経費について伺いたいと思います。それから、115ページにある私立幼稚園に関係することについてもあとで触れたいと思っております。

まず、保養所ですけれども、品川荘、光林荘ともに、稼働率を教えてください。特に光林荘については、子どもたちが行っているのか、何日ぐらい子どもたちは使っているのか、逆にそれが無い日は何日ぐらいで、その稼働率を多分出しているのだと思うのですけれども、その辺を教えてくださいのと、決算額は品川荘が約2,400万円、光林荘が約1億3,000万円ぐらいでありますけれども、これはどのような費用なのか、内訳を教えてくださいと思っております。

それから、宿泊費の助成を出しています。これは1人当たりどれぐらいの助成額を出しているのか、これもあわせて教えてくださいと思います。

○伊崎地域活動課長 区民保養所でございます。まず、稼働率でございますけれども、平成29年度、品川荘は57.1%、光林荘につきましては、平成28年度の数字でございますが、学校を含んだ数字ですと30%となっております。

それから、費用の内訳ということでございますが、品川荘につきましては、工事費が1,760万円余、公課費が680万円余、その他手すり点検費等になっております。

光林荘につきましては、工事費が1億400万円程度、公課費が2,560万円ということで、あとは設備点検費等となっているところでございます。

宿泊費の助成でございますけれども、区から宿泊費補助としましては、基本的には大人が1人3,850円、子どもが2,650円、高齢者や障害者の方につきましては、1,000円加算した宿泊費補助を出しております、本人負担が1,000円減っているという形となっているところでございます。

○石田（秀）委員 そこで、光林荘は子どもたちが行っている日にちを出してほしかったのだけれども、稼働率の部分はどう評価されているのかというのをお聞きしたいのと、多分、高齢者の部分だと4,850円を補助しているという形になるのですけれども、これは多分、私の知る限りでは、23区でトップクラスだと思います。そうなってきたときに、今の23区を見渡すと、区民保養所を持っているところ、それから売却してしまったところ、売却はしたけれどもそこに補助金を出しているところというような形でやり方がたくさんあると思うのです。品川区も基本的にはこの部分にはお金をかけないで維持をしていく。品川荘の場合は非常に人数が少ないので、キャパが少ないので、なかなか売るといっても売れない。目黒区は持っていたのだけれども、それはやめてしまって、多分、無理があるのではないかというので、早めに手を打った。そう考えてくると、区の考え方が出てくると思うのです。品川区はやっぱり保養所を維持していく、品川荘は維持していくのだ、それは区民サービスのためにやっていくのだ、そのためあそこの場所という考え方は1つあるのだけれども、そうではなくて、前は3カ所ぐらい提携をして、いろいろそこに行かれたときに宿泊費助成を出していきますというやり方もしてきました。そういうほうが区民にとっていいのではないかという判断を、もうそろそろすべきなのかなと思っておりますのですけれども、そこら辺の判断はどうか。

それから、光林荘は、せっかく体育館などいろいろ使える部分があるのであれば、やっぱり業者の努力が多分必要なのだと思うのです。営業をいろいろかけるとか、学校でも、他区の人を誘ってくるとい

う、そういう努力をなさないとか、この稼働率ではだめです、こういうこともしてくれないとだめですというような指導をされているかどうか、この辺も含めて教えていただきたいと思います。

○伊崎地域活動課長 まず、光林荘の小学校の利用状況でございますけれども、5月から9月にかけて、ずっと継続利用という形ではないのですけれども、夏季の移動教室ということでご利用いただいているところでございます。日光の一番いい時期、稼ぎ時に小学校に貸しているというところで、なかなか一般の利用率が伸びないというところはございます。とはいえども、業者自身も努力はしております、区といたしましても、今年度から宿泊費助成に在学の学生に対する助成も始めまして、そういった大学のサークルとかでの利用拡大を図っているところでございます。そちらの利用が多少ではありますが伸びているという実績がございます。引き続き、業者に対しましては指導を進めているところでございます。

それから、品川荘の考え方でございますが、品川荘と光林荘、こちら、一体で事業者に無料貸付をして運営をしてもらっているというところがございますので、品川荘についても保養所としての努力をしていただいて、区としましても、適正な指導等を含めて運営をしていきたいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員 私は、先ほども言いましたように、いろいろな方法があると思うのです。5月から9月、多分、日光の一番いい時期は今で、紅葉があつて、日光の中では一番年間の中で客数の多い集客の時期だと思います。

それから、どうしてそういうことを言うかということ、今、子どもたちは、1泊はテントで寝ているわけですね。だから、日光の光林荘が空くわけではないですか。それは荷物を置いたりとか、いろいろなことがあるから、使い方はどういうふうにしていくかというのはあるのだけれども、そういう部分の努力も多分ありだと思ふのです。いろいろ緩和をしていく。子どもたちとちゃんと切り離しができれば、そういうこともできるのだと思ふのですし、無償貸付を両方一緒にしているのはいいのだけれども、では、区として、それは今、これで言うと4,850円を補助して、区民がどれだけ行って、どういう形でやるというのであれば、私は、今、時期的に、逆にお金をもらう。品川荘の売却については、あの規模だと多分なかなか売れないと思うのです。商売的になかなか合わないと思っています。だから、その辺の部分をやっぱりどこかで1回検討をする時期がもうそろそろあってもいいような気がしてならないのだけれども、その辺のところの考え方をもう一度教えてください。

○伊崎地域活動課長 保養所のあり方につきましては、内部では以前から検討は進めております。今回、平成29年度から5年間ということで無償貸付をしておりますので、その間に、当然のことながら、これまでの実績を踏まえて検討するという時期ではあるとは考えております。

○石田（秀）委員 ぜひよろしく申し上げます。

それから、115ページの私立幼稚園についてです。私は、私立幼稚園をしっかり応援してあげたほうがいいと思って質問します。

今、私立幼稚園に、いろいろな補助金だ、助成金だというのをを出していただいているのだけれども、その中で私立幼稚園の人たちは、結構頑張っているのだけれども、結構大変だという話もよく聞きます。いつもいろいろな話をして、少しそれは手当てもしてくれているのだけれども、特別な支援を要する子対策というものもあつたりして、特別な支援を要する子対策は、非常にそれは区も考えてくれているのだけれども、これを見て、私もちょっとよくわからなかったのだけれども、公立幼稚園の部分でいうと、障害児保育介助員費というのが約2,000万円ぐらいついているのか、ほかのところはそ

これは4園のところだったので、幼保一体施設のほうの5園はちょっと見当たらなかったもので、そこにはどういうふうになっているのかわからないのだけれども、そこら辺のところ、団体に補助を出すものもあるのだけれども、もう一段しっかり応援してあげてほしいというのが1つ。

それから、園児が減ってくると補助金も減ってくるわけですね。園児が減少してきたときに、何らかの手立てが打ってあげられないのかというのが1つです。

もう1点は、これはしようがないのかもしれないのだけれども、保育園とかが非常にいろいろな手立てがあって、いろいろな形で、今、給与が上がってきた。そうなってくると、幼稚園と保育園の職員に、結構格差が生まれてきて、そこら辺のところ、どうしようかということ、そこに直接的な補助をすることは、私はしなくていいと思うけれども、それ以外のところで、それは自分のところでやってくださいと言えばそれまでなのだけれども、例えば健康診断なり、いろいろな部分の助成をしていくとか、職員に対して何らかの援助をしてあげられないかと思っているのですけれども、その点をお聞かせください。

○大澤保育支援課長 はじめに私立幼稚園の特別な支援を要する子の件でございますけれども、こちらにつきましては、私立幼稚園振興費等補助金のところで、特別な支援を要するお子さんがいた場合には、お一人について30万円の補助金を交付しているところでございます。

また、今年度より、特別支援の指導巡回につきましては、36回と今までの倍の回数を回るようになっております。確かに幼稚園のほうからも、特別な支援を要する子が増えているというふうにお聞きしておりますので、こちらの支援は今後とも続けてまいりたいと思っております。

あと、園児減少の場合ですけれども、補助金につきましては、1園当たりの額が決まっているものと、委員おっしゃるとおり1人当たりの園児について幾らというふうに決まっているものがございますので、こちらのほうは都の補助もいろいろございますので、都の動向を見ながら区のほうでもまた検討してまいりたいと思います。

あと、職員への支援ということですが、今年度よりインフルエンザ予防接種の助成を始めまして、私立幼稚園の職員の方、どなたでも3,000円の補助をするようになりました。今後とも私立幼稚園につきましては、さまざまな形で支援していけるように検討してまいりたいと思います。

○石田（秀）委員 我々の会派としては、公立の幼稚園のあり方も検討していただきたいという話はあるのですが、それはほかのところでもやりますけれども、私立幼稚園の位置づけは、私どもは非常に大切だと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

○鈴木（博）委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 117ページ、庁舎等維持管理費についてお聞きしたいと思います。

まず、区役所に設置されているKYB社およびカヤバスシステムマシナリーが製造した免震オイルダンパーについて教えてください。

そして、安全性についても教えてください。

○立木経理課長 KYB社製のオイルダンパーにつきましては、本庁舎・議会棟が免震構造になっておりますが、こちらの建物の地下に4基使用しております。その4基のうち1基にデータ改ざんがあったということで、KYB社のほうで確認がとれております。

安全性に関しましては、大臣認定のデータ改ざんではないということのようでございますが、まだKYB社のほうからはっきりとした説明がございません。国土交通省等の発表によりますと、震度6強もしくは7程度の地震で直ちに倒壊するおそれはないというようなことではございますが、当初の性能が発揮できるかどうか、安全性の検証を含め、KYB社のほうに対応をとっているところでございます。

○須貝委員 実に国交省も無責任ではないかと思うのです。国交省がこういうふうに見解を言っています。でも、これ、誰が、国交省のどなたが保障しているのですか。そして、実際、保証書も何もないですよ。口では、いや、大丈夫ですよ。震度6から7は大丈夫ですよと言っていますが、実際にそのような資料は何一つないところで、国が言っているから大丈夫だ、それはちょっと私は不可解だと思います。

ダンパーの機能が、実際に今現在使えなくて、このままあるわけですが、使えないでこのままこれから大震災が来るということに対して対応するということならば、もともとこの免震オイルダンパーは要らないということですよ。余分につけたということですか。そこら辺について見解をお聞かせください。

○立木経理課長 4本のうち1本、KYB社によりますと、品川区がもともと性能値として求めている契約の数値におさまるように改ざんしたということでした。4本のうち1本がそういったことで、当初の性能が発揮できるかどうかというのが疑問が出ている中では、早急に交換の対応を求めていくというのが、まずは私どもができることかというふうに考えております。

国土交通省の発表の内容につきましては、私どもも国の発表ということで、これに従って動いているところでございます。安全性の検証については、設計会社、建設会社のほうとも進めておりますので、早急に対応してまいりたいと思っております。

○須貝委員 ある大学教授の見解を加味しますと、免震ゴムなどの装置を入れても、揺れはある程度は抑えることができますが、長周期地震動、長い周期の地震に襲われれば、建物は相当揺れる、そこに例えば国が想定する首都直下地震、マグニチュード7から8クラスの地震が来た場合には、思いもよらぬ、このような長周期地震が来た場合、この装置は破損、変形する。そして建物は損傷する可能性がある。外壁のタイルは落下する、庁舎内の備品も倒れる、落下する、もちろん死傷者も出る可能性がある。このような状況にあるということ、実際、教授も言っているわけです。現在、その免震オイルダンパーですが、実際、国のほうでもはかって基準値を見たら、性能検査で基準値の40%もずれる不合格品がある。そして、基準値よりもプラス側にずれると、ダンパーの動きは固くなり、建物に揺れが伝わりにくくなる。要は、固くなって動かないのです。今度は逆に、マイナス側にずれると、ダンパーはやわらかくなり、揺れ幅が増長する。今のものをつけていると、かえって危ないということを新聞でも言っているのです。こういう話が記事に載っているということからも、私は、現在そのままつけておいていいのか、非常に疑問に思うのですが、もう一度ご見解をお聞かせください。

○立木経理課長 免震オイルダンパーの機能につきましては、今、委員がおっしゃられたとおりの機能でございます。長周期の揺れを早期におさめるという機能がある中では、その揺れの部分に関して緩衝材になっているものでございますので、おっしゃるとおり、強くて弱くてもだめというようところでございます。

ただし、今、データの改ざんの程度が、先ほど40%を超えているものに関してはというお話がございましたが、品川区についているものは10%から15%の範囲に入っているというようなことで報道発表されております。

その中で危険性の部分に関しましては、早急に設計会社、建設会社と確認し、あとはKYB社のほうにも求めていくという形で進めてまいりたいと考えております。

○須貝委員 そういうお話ですが、実際、向こうのこういうデータがありますということですが、これだけ不良品を大量につくって置いて、全国の約900棟の建物に対して、これだけのことを起こして

いるということは、信頼性にまず欠けますよね。いや、品川区のものは10%から15%ですから大丈夫です、それを信じられますか。そして、区役所というのは、区民の皆さんがしょっちゅう出入りされる。高齢者から小さいお子さんから、いろいろな方が出入りされる。そこが安全ではないということです。それでいいのでしょうか。そして、もしこれから直すとかというお話もありますけれども、実際、業者のほうでは、交換工事はできません。今、このような時期に、人もいません。何年かかるかわからない。まして、そのように狭いところ、壁を壊して入っていく。とんでもない話だと。そして、もしこれをこのまましていくなら、品川区役所は震度7以上の地震が発生した場合には、この建物は危険ですと区民全員に周知する義務があるのではないですか。違いますか。ご見解をお聞かせください。

○立木経理課長 今、ついているものの安全性に関しましては、詳細な説明をKYB社から受けないといけないというところはございますが、データ改ざんがされているものがついているということは確かでございますので、その部分に関しましては、早急に対応を求めていくという形は引き続き行っていきたいと思えます。

工事に関しましては、施工会社との関係もございますので、そこもきちんと詰めさせていただきたいと思えます。

安全性に関しましては、わかっていることは区民の方にもきちんと知らせていくということは必要だと思っておりますので、わかり次第、そういうこともお知らせはしていきたいと考えております。

○須貝委員 何も区の責任ではないです。ただ、データがいまだにきちんと出てこないというのは、製造業界からすると、工業界からするとあり得ない話なのです。もうデータはきちんときちんとして、検査して出荷するのです。だから、あとで実は検査不足だったというのは、それはとっていない、または同じものをつくっているから、一部として、みんな合格だろうというので出荷している。でも、それもデータがあるはずで。ところが、ここはデータがない、すぐ出てこない。さらにこれだけ不良品が出ているということは大きな問題なので、私はそれなりの対応を区でとっていただきたいと思えます。

○鈴木（博）委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 私からは、118ページ、しながわ発見出合い事業、121ページ、BPR等業務改善経費について、時間があれば、125ページ、オリンピック・パラリンピック開催周知事業について伺います。

まず、しながわ発見出合い事業ですが、これは、ほかの委員からもいろいろとありましたが、突っ込みどころ満載かというふうに思いますので、ぜひお聞きいたしたいと思えます。

まず、クリスマスパーティーと銘打っていますが、これは例えばプレゼント交換みたいなものをその中でやられるのかどうかお聞かせください。

参加費用3,950円、これは、なぜ4,000円ではだめだったのか。大体こういう事業は、きりのいいところで会費はとられるのですが、3,950円という、何か少しでも安いよみたいにみせる意味があるのか。

また、時間も、終わりが20時15分、これも、20時ではだめだったのですか。この辺を教えてください。

それと、条件で、在住・在勤・在学とあるのですが、今いろいろ、それこそボランティアとか、社会貢献活動とかをやられる方も、品川区内に住んでいなかったり、働いていなくても、いろいろな人のつながりで参加します。そういった方たちも参加条件に入れてもらいたいと思うのですが、まず、どのよ

うにこの条件を設定しているのか教えてください。

それと、そういった方たちの、今後、条件に入れていただけるのかどうかお聞かせください。

それから、対象が20代、30代ですね。ファクスはほぼ使いません。しかも、受付時間は、平日の10時から18時に限定しているのです。20代、30代の方が平日の10時から18時にファクスを送れると思っているのかどうか、ぜひお聞かせください。

それと、当日、いろいろ連絡先を記載するところがあるのですが、当日の連絡がとれる連絡先というのは書いていないです。こういったイベントは、当日に連絡がとれたほうがいいので、ぜひ当日連絡がとれる連絡先を記載してもらったほうがいいと思います。

それと、これは20代、30代対象なのに、メールアドレスもパソコン用に限定しているのです。今は、パソコンではなく、スマートフォンです。こういったところをぜひ見直しをかけていただきたいと思います。

それで、申込用紙、ツイッターでというお話がありましたが、ツイッターで見ると、リンク先があって、そこをクリックすると、品川区のホームページに飛びます。見ていると、申し込みが一番下のところに小さく申込用紙はこちらですとか、せっかくツイッターで配信しているのであれば、そのツイッターからすぐ申し込みができるように誘導しないといけない。ホームページにいろいろ概要が書いてあるので、それはわかります。だったら、そこにきちんと申し込みはこちらですというのを大きく書いておかないと、20代、30代だからこれを見られるかもしれないですけども、なかなか小さい字が見られなかったら、これ、見逃してしまいます。なので、その辺もぜひ検討していただきたいと思いますが、ご所見をお聞かせください。

○伊崎地域活動課長 しながわ発見出会い事業について、幾つかご質問をいただきました。

まず、この事業は、事業者に委託をしているという関係がございますので、事業者のほうでのイベントの内容は設計をしてもらうことになっております。もちろん区と相談しながらということでございますが。

プレゼント交換については、特に聞いてはおりません。

参加費用につきましても、これはやはり民間の事業者の感覚でございますので、3,000円台というのが参加しやすいということで、この費用に設定をされたと受けとっております。

それから、時間につきましても、2時間15分ということですが、内容、飲食を伴っていろいろなイベントをやりますので、その時間を見て、この時間に設定したということで伺っております。

あと、参加者の資格ですけれども、確かに、在住・在勤・在学ということで、現在、さまざまな区にかかわっていただいている方、簡単に言うと、昼間区民も含めた形での対象ということで、このようにさせていただきました。ご指摘の点につきましては、参加の状況も見ながら、またご意見を聞きながら、拡大するべきかどうかは考えさせていただきたいと思います。

それから、ファクスにつきましては、これはあくまでもファクスで、若い方にとっては二次的な申込方法でございます。時間帯については、事務局に、必ず人がいる時間ということで、個人情報社内においてもほかにいかにいうふうにかわっております。ですので、申し込みはほとんどの方がホームページ、あるいはチラシにQRコードがございますので、スマホで読み取っていただいて申し込みいただくということを想定しております。

あと、当日の連絡につきましても、ご連絡先ということで、今は大体ここに携帯の電話番号を入れてくださいますので、そういったところで、昨年もございましたが、連絡なしに時間に見えない方につい

ては、携帯のほうにお電話をして、インフルエンザが去年はやっていたということがあって、ご参加できなかった方がいるのですけれども、そういうところで使わせていただいているところがございます。

ツイッターにつきましては、リンク先に字数の制限がございます、直接載せられないというところがあって、区のホームページに飛ぶ形としております。区のホームページのリンクの文字につきましては、工夫をしていきたいと考えております。

○石田（し）委員 ぜひ、民間感覚と言いましたけれども、私からすると、この民間感覚は随分ずれている。逆に行政がやっている事業に私は映りましたので、せっかくそうやって民間企業と一緒に共同でやっているのであれば、しっかりとしたものをやっていただきたいと思います。

時間がないので次にいきます。

BPR等業務改善ですが、いろいろと業務の効率化をしていこうということだと思っておりますが、時間がないので、端的に、これは改革なのか改善なのか、どちらなのかまずお答えください。

○柏原企画調整課長 主としてやっているところでは、改善という趣旨でございます。そこから改革につなげたいという思いはありますが、根っここのところは改善から入っているということです。

○石田（し）委員 なぜ聞いたかという、いわゆるBPRという手法は、改善ではなくて、どちらかという改革の手法です。そのような中で、いろいろ資料を見ると、あくまでも改善がメインになっているのかと思います。

そこで、せっかくこういうBPRとわざわざ銘打ってやられている事業で、これはいわゆる組織内の話ではなくて、これはあくまで市場だったり、お客さんの側に立って、どのように改善、また改革をしていくかという手法なのです。なので、これが改善なのか改革なのかで大きく変わっていきます。簡単に言うと、改善だとプロセスはそのまま、だけど、BPRというのはプロセスに問題があるからそれを直すとか、業務改善というのは少しずつやってみようというものだけでも、BPRというのは一気にやりましょうという、そういったさまざまな違いがあるので、こうやってBPRという名前を使って事業をやるのであれば、そういったことも含めてしっかりと改革を進めていくというふうにやっていったほうがいいのかというふうに思いますが、改めてその辺をお聞かせください。

○柏原企画調整課長 今いただいたお話の中でプロセスというお言葉がありました。実際、改善という中身から入っていくところではありますが、BPRはおっしゃるとおり改革が最終目標でございます。今、その段階でプロセスの大きな見直しの部分が出てきたというところがありまして、実際に大きな改革というところにつながるかどうかはあれですけれども、改革に向けた動きという方向で、今、進めているといった状況でございます。

○鈴木（博）委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 120ページ、財政管理費の契約関係事務費に関連して、公契約条例について伺います。

公共工事の契約に当たっては、入札の上限額とされる予定価格が出されます。その算出の積算に含まれる労務費は、公共工事設定労務単価が使われています。ところが、労働現場ではこれを大幅に下回る低賃金が横行しています。

そこで伺いますが、区は、現在、公共工事の契約に当たって、現場労働者の適正な賃金確保へどのような配慮や工夫をしているのか、まず伺います。

○立木経理課長 工事の契約に当たりましては、まず労務単価を設定した中で積算価格ということで予定価格を出しております。

こちらは社会情勢に合わせて見直し等もございますので、その時世に合った金額を単価設定、東

京都等の金額を参考にしながら設定しております。

あとは、工事の契約の際の約款の中で、きちんと関係法令を守るようにというようなことはうたわれてございますので、最低賃金等を守られているものと考えております。

○安藤委員 ところが、現在の状況では、現場には低賃金が横行しているというような状況になってしまっております。区長は、区長選挙の公約に、公契約条例制定検討と掲げました。この現状の改善に向けて建設4組合の皆さんをはじめとして、区民の長年の要求がこの問題を区長選挙の争点の1つに押し上げました。区長が制定検討方針を掲げたことは評価したいと思います。長年にわたる切実な要望ですので、1日も早く制定に向けた検討を開始すべきだと思いますが、検討のスケジュールについてお伺いします。

また、検討に当たっては、学識経験者や使用者、建設労働者などによる検討委員会を設置して検討を始めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○立木経理課長 公契約条例の検討に関しましては、区の内部でも引き続き行っているところでございます。これを実際にどのようなタイミングで、例えば条例化するのか、それとも別な手法で、例えば労働環境をチェックするような要綱、これは23区の中でもこういったものを設けているところも結構ございます。そういった中で、どういう形のものがとれるかというのは、公契約条例も含めて検討していきたいということでございます。

具体的なスケジュール等については、これから詳細に検討していくというようなところでございます。

○安藤委員 検討会設置の考えがあるのかないのかと伺ったので、あとでお答えください。

品川区は、公契約条例でどのような効果を上げようとしているのか伺いたと思います。労働者、受注業者、地域経済への効果、あるいは発注者である行政にとって、どのような効果があり、また効果を上げるものにしようとしているのか伺いたと思います。

○立木経理課長 大変失礼しました。検討会につきましては、今後、どのような形で、検討会という形のものがあるのかどうかも含めて、研究、検討させていただければと思います。

公契約条例の意義と申しますか、目的でございますが、これは幾つかあると思っております。工事の品質を確保するために、優れた人材を確保するためということもございまして、あとはやはり経済的なところの効果というものも当然あると思っております。

公契約条例で担保するのか、それとも別の方法でも同じような形で担保できるのかということも含めて検討をしている最中でございます。

○安藤委員 区長は、公契約条例の制定の検討を公約に掲げました。これは公契約条例も含めてという答弁は、これは私は見過ごせないと思っております。制定に向けての検討をぜひお願いしたいと思えますし、それと、検討会は必須だと思います。区の考えだけでは非常に視野が狭くなりますし、さまざまな面からの効果があるということなので、やはり労働者の代表、建設現場の労働者の方、学識経験者、そして受注者、そうしたメンバーで構成された検討会の設置は、これは必須だと思いますので、ぜひこれは検討していただきたいと思えます。

さまざま効果の説明もありましたが、経済的な効果もあると、優れた人材も確保できるというようなことがありましたけれども、公契約条例では、自治体が条例対象の仕事に従事する労働者の下限報酬額を定めて、落札した事業者が下限額以下で労働者を働かせないという点が私は重要だと思います。建設団体などの方からは、必要な技能の継承や労働能力の維持や生活を支えていくには困難な水準というふうに、今の実際の現場の賃金の実態があると、そういう声が、この間、もちろん私たちのみならず、各

会派に寄せられているわけですが、この改善が現場労働者のみならず、ひいては、先ほど答弁もありましたように、さまざまな効果がある。業界の例えば若年者の就労促進につながったり、技術の継承につながったり、地域経済循環という点でも、純粋に賃金が増え、地域消費が増えることに加えて、賃金の下限が定められているために、交通費などへの余分な出費を避ける傾向が生まれ、地元への発注が広がっていると、導入自治体でも実際に見られる効果として挙げられているところです。全国で公契約条例の制度が広まる動きはあるのですが、先ほど申し上げました賃金下限設定のない、理念条例にとどまっているところもあるのです。私は、公契約条例の目的と効果を担保するためにも、賃金の下限設定をぜひするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○立木経理課長 賃金の下限設定に関しましては、そのほかいろいろ各関係法令等もごございます。そうした中で、例えば公契約条例の中で設定するのか、それとも、例えば労働環境を確認するための要綱等を設置して、それに下限を入れるのか、そのようなことも含めて、さまざまな考え方があると思います。そのようなことも含めて、いろいろ検討をさせていただきたいと思っております。

○安藤委員 ぜひ現場で働く方々の思いに沿った検討を強く求めていきたいと思っております。現在の法令関係では、やはり進まないというところがあるからこそ、こうした公契約条例、賃金の下限設定も含めた実効性のある公契約条例の制定の動きも広がっているわけでありますので、強くそれは求めたいと思っております。

また、実効性ある条例にする上では、現場の労働者の賃金の把握が出発点となると思っております。この間の議会の公契約条例をめぐる議論の中でも、区は、賃金、安全、衛生等の労働環境の確認については、区としても必要と考えておりますので、新たな仕組みを検討していると答弁されておりました。今年の第1回定例会の答弁です。区は、実際の現場で働く労働者の賃金を区として把握すべきだと思いますけれども、品川区としては把握していくということなのかどうか伺いたいと思っております。

○立木経理課長 今現在のところで、例えば建設業で働く方々の賃金等の部分に関して、区が改めて調査を出しているということをございせんが、今後、どのような形でそのようなところを把握するのかも、さまざま研究させていただいて、検討につなげていきたいと考えております。

○安藤委員 これは地域経済にとっても、区の公共サービスの質にとっても、また、品川区自身が公金でワーキングプアを生み出さないという、そのような公共事業体としての責任を果たす意味でも、非常に重要な条例だと思っておりますので、ぜひ現場の労働者の皆さん、学識経験者の方々を含めた検討を強くお願いして質問を終わります。

○鈴木（博）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、130ページの地域防災計画改訂経費、同じく130ページの初期消火体制強化費、また同じく130ページの災害時応急物資確保費、その3点をお伺いしたいと思います。

まず、地域防災計画改訂経費ですけれども、これまで震災や台風、集中豪雨などの災害に遭われた被災地の様子も、報道で目にする中で、問題の1つとなっていたのが、災害ごみや瓦礫の処理、こうした問題があったかと思っております。

そこで、災害で被害に遭われた家屋の木材やコンクリート、あるいは使用不可能となった家電や家財など、こうした災害ごみや瓦礫の処理について、品川区はどのような体制をとり、どのような対応、対策を考えていらっしゃるのでしょうか。特に被災地で問題になっていたのが、仮置き場の問題です。また、廃棄物の分別の問題もありました。また、こうした処理の作業にかかわる人手の確保という問題もありました。こうした問題について、品川区の地域防災計画で確認をしてみたところ、現在取り組まれ

ているのは、職員向けのマニュアルを作成したということ以外、具体的な対応、対策はこれから検討するという状況が見受けられますけれども、これらの問題について、ほとんど進んでいない、このような状況が見受けられるのですが、災害瓦礫処理についての対応、対策について、品川区の取り組み、進捗状況をお知らせください。

○古巻防災課長 災害時の瓦礫処理でございますけれども、昨年度改定いたしました地域防災計画の中で、一定の手順といたしまして、考え方は示させていただいているところでございますけれども、ご指摘いただきましたとおり、具体的な処理については、マニュアルは策定しておりますけれども、具体化については、若干進捗が遅い状況ではあるというのはご指摘のとおりというふうに認識しております。

地域防災計画の改定前にマニュアルを作成しておりますので、地域防災計画に沿った形で、今年度、瓦礫処理だけではなくて、マニュアルの修正を今しているところでございますので、実際に瓦礫処理に当たる部署ときちんとそこを協議いたしまして、さらに具体化を進めていきたいと考えております。

○この委員 これからだというのが、本当にこの問題について、これからやりますという今のご答弁ですが、それにしても意識の問題というか、この問題について、かなり意識を持って取り組まないといけないのではないかとというぐらい、済みません、今のご答弁を聞いていて、そのような気持ちになりました。災害が起きて、この問題は、仮置き場、地方で災害に遭ったときには沿道にいっぱい災害ごみなどが渋滞するぐらいあふれていましたが、この都心でも、そういう仮置き場の問題は必ずあるかと思えます。そうした問題に対してこれからだというその意識は、ちょっと遅過ぎるのではないかと、もっとこのことにも真剣に早く取り組むべきではないか、災害はいつどこで起きるかわかりません。それはもう私が言うまでもないことだと思いますが、そうしたことから考えると、この災害時に起きる、区民の方が復旧、復興で瓦礫の処理をしたい、そうしたときの体制を早急にご検討いただいて、具体的な方向性を示し、方策を示し、こうしたものを「わが家の防災ハンドブック」でもきちんと示して、区民の方にも周知ができるように早急に体制をとっていただきたいと思います。この点について、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○古巻防災課長 瓦礫でございますけれども、おっしゃるとおりで、実際に発生した際、大きな被害が出たとしますと、大量の瓦礫が発生するということは想定されるところでございます。

そういった意味で言うと、区内だけでの処理ではなかなかまかなえないことも考えられますので、広域の処理ということも含めて、これは主に清掃関係の部署になりますけれども、そちらで広域の処理については検討が進んでいるところと聞いておりますので、そこの動きも含めて、きちんと対応をとっていきたいと考えております。

○この委員 動きを見ながらという今のご答弁でしたけれども、一番身近に感じるのは置き場の問題、処理の流れはいろいろなところと連携しなければいけないのでしょうかけれども、置き場の問題というところは、一番最初にかかわってくる問題かと思えますので、その点も含めて、どうか早急に対応を、取り組みをお願いしたいと思います。

次にいきます。初期消火体制です。こちらは、初期消火体制の、これまで既存の初期消火については、消火機材として、まちの消火器、それから町会・自治会に配備されたスタンドパイプ、そのほかに水道の蛇口にセットするだけで誰でも簡単に初期消火ができる簡易水道消火装置、街かど消火栓の活用、そして導入を提案してきましたけれども、その結果、現在、しながわ防災体験館にモデル設置がされて、体験に訪れた方々が、体感をしたり、体験をしたりしているのは認識しております。

また、こうした資機材を買うために、町会・自治会の方々に対する防災資機材の購入助成金も5万円増額をされているということも認識しております。

そこで、こうした体制強化に取り組まれてきた現状の成果は、どのように認識しておられますでしょうか。

○古巻防災課長 今、委員からご案内のありました簡易水道消火装置でございます。こちらは防災体験館に現物を置かせていただいて周知をしているところで、町会・自治会、防災区民組織の中には独自に購入しているところも従来からございましたけれども、防災資機材整備助成金の中で、特に今年度については、2つの町会の方が購入をされているというような実績がございます。ある意味では、周知が進んでいる部分はあるのかと認識をしているところでございます。

○この委員 少しずつ町会・自治会でもそうしたものの配備しようという動きがあるというご認識でしたけれども、私の感覚では、まだまだ地域によって意識の差があるということを感じております。そこら辺の差を、街かど消火栓に限らず、初期消火体制の強化というところで、やっぱり区が働きかけて促していく、そうしたことが必要であろうというふうに思います。そうしたことが1つの対策として、私も街かど消火栓を提案してきましたけれども、この町会・自治会に限らず、地域にこういうことがまちの消火器と同じぐらいに配備がされることが、使い勝手といい、また初期消火の体制が必要であろうというふうにも考えます。そうしたときに、水道の蛇口があるところであれば、どこでも使えるものなので、公園の水道で使用できるように、公園の周辺にあるマンションや集合住宅の方に協力要請して、そこに装置を置かせていただき、そこから出して使うというようなことも考えられるのではないかと思います。そうしたマンション、集合住宅の方への配備ということも考えられますけれども、いかがでしょうか。

○古巻防災課長 初期消火体制に関しましては、従来から街頭消火器でありますとか、スタンドパイプの配備、それからC級、D級ポンプの配備等、進めているところでございます。そのようなものを含めまして、それぞれの地域特性で使いやすいものというのがあるかというふうにも認識しております。スタンドパイプの増配備をしたいというようなお声も聞いているところもございまして、地域のお声を聞きながら、配備については支援をして行きたいと考えております。

○鈴木（博）委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 成果報告書の114ページの番号制度対応経費に関連してマイナンバーと、115ページのしながわフリーWi-Fiスポット事業に関連して聞いていきます。

マイナンバーのほうですけれども、昨日も少しお伺いさせていただいて、いわゆる品川区はさまざまな施策においてマイナンバーを活用するということがホームページに出ていて、私たちは当然みんな誰でも番号は持っていますから、それを利用してさまざまな行政運営をされているのだと思います。

私は、とにかくマイナンバーカードをどういうふうに普及させるかということのを日々考えています。区のほうでもコンビニで使えるようになったりと本当に便利さは上がっている。昨日、数字もいただいて伸びているということは伺ったのですけれども、まだまだ普及率は上がっていない。だけど、全国平均の数字と見比べると、品川区は頑張っているということはおよくわかるのだけれども、特別区平均から見ると、品川区は低いのです。市、政令市、特別区の中では、宮崎県都市がとてつもなく数字が他よりも抜けている。抜けていても26%か何かなのだけれども、その次の市は20%台、その下に東京都が4つ入っているのです。港区が19%台で入っています。品川区より5%多いのだなというふうに思っていましたけれども、その高いところは、さまざまな施策を打っています。それで、品川区もやっ

ていました。やっていたのだけれども、この普及をするのに、これをどういうふうにするべきかという議論はあったのかなかったのか。それで今、国のほうの実証実験という形で、さまざまICを使ってやろうとしていることでいろいろな事例が出てきました。品川区として、そういうことをやろうと思ったことはあったのかなかったのか、教えてください。

○柏原企画調整課長 マイナンバーカードの普及の部分でございます。カード本体の機能ということでの普及は、これは全力を挙げようということでもいろいろやってきたところでございます。

そのほかの利用ということで、今ご案内いただきましたとおり、国の動き、それから他自治体の動きということで、例えばいろいろなほかの行政サービス、図書館の図書館のサービスであったりとか、これは国が動き出したりと、他自治体でもやっていますので、研究はしているところでございます。なかなかうまく進んでいないという、そういった事例も聞いているところでございまして、そのような検討を進めながら、どのような形で有効的な活用ができるのかというのは、引き続き検討していくといった状況でございます。

○渡部委員 よろしく申し上げます。今、課長がおっしゃっていた図書館などにしても、日本全国1,700超の自治体がある中で、200以上がもうそれはやっているのはやっているわけです。同様に、今回提案したいのは、自治体ポイントの活用を提案したいです。これは総務省のほうでやっていて、これも200超の自治体が行っているのですが、まだ200超しかやっていないです。これから消費税増税が閣議決定されて、10月ぐらいに行われるというときに、財務省のほうなのか、総務省のほうなのか、その2%分をポイントで戻すというような話も出てきています。そのような場合、どういうふうに戻すのかはわからないのですが、例えば、マイナンバーカード本体を使って、そこにポイントをためられてというようなことが事業として始まっているわけです。そこに例えば2%戻せるような仕組みを品川区も始めるとすれば、ここには補助金も出てくるのかなと思いますし、例えば、よその自治体の地域ポイントを見ていると、ボランティアに対して付与したりとか、さまざまな形でポイントの付与の制度もあるみたいです。それで、そのポイントを地域で使える。地域で使えるためには読み取り機のようなものが必要になったりするのかもしれないので、例えば、何ポイントたまったら共通商品券に取り替えるとかという方法でもいいのかと思うのだけれども、ぜひ早急に検討を始めていただいて、活用にごぎつけていただければ、これは地域の商店にとってもプラスになるのではないかと思いますので、ちょっと考えだけ聞かせてください。

○柏原企画調整課長 今ご案内いただいたように、特に国が主導する形でいろいろな案とございますか、ものが出てきています。その地域ポイント、自治体のポイントをどのような形の中でできるかというのは、こちらのほうも情報をとったりしながら研究はしているところでございます。

いろいろ研究しながらちょっとわかってきたところは、カードそのものの個人番号という番号を持っているカードと、それからいろいろ機能がたくさん入っていて、そのたくさん入っている機能のところを有効的に使いましょうというところが、どうしても一緒に捉えて考えてしまうというところがありまして、やはり安全性の問題だとか、そのようなところに懸念がいくというのは、どうしてもいろいろなところとお話をしていく中では出てくる。そのようなところを払拭できるような、より便利な形での普及ができるやり方も、いろいろな事例等を研究しながら進めていければというふうに思っております。

○渡部委員 私たちも会派でも研究は重ねてまいりますし、国の動きも見たいと思います。ともかくマイナンバーカードを普及させるのにどうするかというのは、一緒に知恵を絞って考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

しながわフリーWi-Fiですけれども、こちらはエヌ・ティ・ティ・ブロードバンド・プラットフォームというところと品川区と一緒にやっていて、この会社はさまざまなフリーWi-Fiをやっています。こちらの会社、NTTDPのホームページのプライバシーポリシーを見ますと、これはしながわフリーWi-Fiからも飛ぶことができますのですけれども、本体のプライバシーポリシーの前に、実はこういうことが書いてあるのです。観光施策への活用についてということで、本アプリでは、位置情報およびアプリの操作ログを取得し、これらを統計情報として分析した結果を協力事業者等に提供し、地域の観光、防災施策への活用にご利用させていただきますとあって、その下に自分の会社のプライバシーポリシーという形になっていますから、これはすごく大きなことだと思うのです。実際、このしながわフリーWi-Fi、いわゆる「2020Shinagawa_Free_Wi-Fi」というSSIDの部分のものしか来ないのか、この会社はたくさん品川区内に実はアクセスポイントを持っています。セブンイレブンとか、ローソンとか、ファミリーマート、今、具体名を出しましたけれども、そこもこの仕組みを使っているのだけれども、そういう情報は、実際、品川区に入っているのか入っていないのか、まず教えてください。入っているのだったら、知りたいのは、どういう情報が入ってきているのかということが知りたいのと、それと、その著作権ではないのですが、データは、これは品川区に帰属をするのか、NTTが持ちっぱなしなのか、そこまで教えてください。

○山本情報推進課長 Wi-Fiの通信ログのお尋ねでございます。こちらWi-Fiのログですけれども、6カ月間事業者側のサーバに保存される仕組みとなっております。その中から事業者から区のように提供を受けているのが、場所ごとの利用件数であったり、全体にはなりますけれども、時間別の利用件数、外国語利用件数となっております。

それ以外のデータですけれども、例えば利用者の滞在時間であったり、または移動状況等ですけれども、こちらはしながわフリーWi-Fiというよりも、NTTDPがやっている「Japan Connected-free Wi-Fi」のアプリの利用履歴と、端末側のスマートフォンとのGPSの位置情報等を分析することによって、いろいろなものが出るというふうに聞いているところでございます。こちらの情報は、分析料とか、また別途契約が必要になる形で、今現在、区ではこちらの情報の提供は受けていないところでございます。

○渡部委員 答えから先に申しますと、実は会派として、この辺の勉強を進めてきたときに、神奈川県がさまざまな取り組みをやっていることがわかりました。まだちょっと詳しく調べ切っていないのだけれども、やはり観光施策にどう生かすかということで、フリーWi-Fiで得た情報を公開して、別の企業にやってもらっているというような話のようです。

別の款になるかもしれないのですけれども、例えば、品川区内には、五反田バレーと言われるぐらい、今、IT企業が集積しています。品川区として、例えばこの情報を自分たちがどういうふうにしたいという思いだけをオリエンテーションして、例えば品川区内企業、いわゆる五反田バレーに位置する企業の皆さんからドンと提案してもらって、それが品川区内の活性化、商店街の活性化、外国から来る方々の、例えばどういう移動をされているのか、どういうところに行くのか。実は私たちは気づいていないのだけれども、こういう使い方があるのだというようなことを一緒になって考えられる仕組みづくりを、いわゆる地元の企業と品川区で組んでやってみませんか。いかがでしょうか。

○山本情報推進課長 ただいま委員ご案内のとおり、都道府県幾つかでWi-Fiの利用者データを使っただけの観光施策への反映等を行っているところは聞いているところでございます。ぜひ五反田バレーをはじめ、五反田、大崎等のIT企業と連携をとって、何かしらの形でやっていきたいというふうには

考えてございます。まずは意見交換等を行っていきたいというふうに考えてございます。

○渡部委員　最後になりますが、よろしく願いいたします。もう2020年のオリンピック・パラリンピックも間近でございますし、本当にデータの分析で、私たちが気づいていないことがいっぱいわかることがあると思うので、これも区民のため、地域のために一緒になってやっていければと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木（博）委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、11月8日午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時21分閉会

委 員 長 鈴 木 博